

# 検証テーマ 『街並み景観における取り組み』

検証担当委員 鳴海 邦碩

大阪大学大学院教授

## (要 約)

### 1 景観の変化と復興景観づくりへの取り組みの推移

大震災の被害は甚大で、地域の景観は大きく変貌した。そのような景観変化を目の当たりにし、被災地域の人々は圧倒的な破壊に打ちのめされた。それを慰めたのが、花や緑といった自然であったが、震災による破壊はその自然がもたらしたのもでもあった。「当時、澄み切った青空をみて自然の非常さを痛感した」という感想もある。初期の景観関連の活動としては、ガレキをアートとして位置づけ、震災を感性で捉えようとする試みもあった。被災地の各地に設けられた震災モニュメント（被災8市4町で165件）のなかには、この文脈で捉えることができるものも存在する。

復興に如何に取り組むべきかの議論のなかで、「人々が慣れ親しんできた日常風景の断絶を回避する再建を図ることが重要な意味を持つてくる」といった考えも主張されたが、「元を越える復興が必要」との考えが、復興をリードした。そのなかでも、指定文化財の修復等には力が注がれた。

平成8年7月の調査によると、被災地の人々は「生活風景の喪失感を感じる」と同時に「再建建物に違和感をもつ」傾向がみられた。しかし、それを積極的に口にするとはなかった。一方、他地域から視察等に訪れた専門家達のなかには、公然とこれを指摘する人たちがみられた。

一般的な被災市街地の景観変化は、被災地でなくても長期間をかけて生じてくる可能性のある変化である。戸建住宅では、生垣や石垣の消滅、瓦や塗り壁等の減少、サイディングパネル等の新建材利用の増加などがそれであり、低層住宅市街地に建設されるマンション問題もこれに含まれる。こうした現象は、日本の市街地変化を先取りしていると考えられ、地区計画の策定や緑化の推進等、被災地に生じた動きのなかから学ぶべきことは多い。

復興土地区画整理事業においても、景観に関する関心が強く展開された地区もみられる。元々あった景観イメージの継承を目指した地区もあったが、地区の魅力づくりの一環として新たな景観づくりに取り組んだ地区もみられた。その他の復興事業にもそうした傾向はみられ、芦屋で行われた住宅地区改良事業は前者を目指した事業であり、HAT神戸建設事業等は、後者を目指した市街地開発事業である。

被災10市10町のなかで、とりわけ市の多くが景観行政に取り組んできている。景観行政の成果は即座には目に見えるものとして現れてはこないが、重要な行政課題の一つである。復興という厳しい仕事のなかで、景観づくりのこだわることは至難のことであったが、様々な復興景観づくりの取り組みが推進されてきたことは十分評価に値する。問題を残した取り組み、十分対応できなかった課題もあるが、この経験を活かし、さらに取り組みを進めていただきたい。

被災地、とりわけ西宮市、芦屋市、神戸市の東部地域では、震災後、新規に流入した住民が増えている。旧来からの居住者と、新規居住者では、地域の景観に関する認識と評価に異なった傾向をみせている。このことに、将来の景観づくりを進めるにあたって

留意する必要がある。

## 2 復興景観づくりに関する県の取り組み

県では、復旧期の平成 8 年度より基金事業による文化財修理費助成事業及び景観ルネサンス・まちなみ保全事業等を開始し、文化財やまちなみの保全に対して補助を行った。また、平成 9 年度には、市町との協働のもと、「景観復興マスタープログラム」策定した。さらに、平成 10 年度には「伝えたいふるさとの景観」を公募し、平成 11 年度にはまちなみ緑化事業を開始した。

### (1) 景観ルネサンス・まちなみ保全事業

本事業は、阪神・淡路大震災で被災した、歴史的、文化的に重要なまちなみや、まちのシンボリック建築物の復興を図るとともに、被災地におけるまちなみ景観の形成を図る取り組みを支援するために実施したものである。

事業期間は平成 9 年度から平成 13 年度で、事業期間中、補助件数は 274 件、補助金交付額の総額は 4 億 4600 万円余りとなっている。申請があったのは、10 市 10 町のうち 8 市町となっており、市町別で見ると、神戸市内に 2 億円交付しており、全体の約半分を占め、補助件数は 167 件で 60%を占めている。

### (2) 「伝えたいふるさとの景観」

被災地域に存在する固有の景観的価値を、住民自らがあらためて発見し、共に認め合い将来に渡って継承していけるような取り組みとして、「伝えたいふるさとの景観」の公募を実施した。対象地域は被災 10 市 10 町の範囲とし、震災を乗り越えて、まちや地域の魅力の核となり、住民に親しまれている景観を対象に次世代に伝えたいと思うふるさとの景観を推薦してもらった。

1,374 景の推薦があり、「地域別景観」と「テーマ別景観」の 2 つの視点から合計 405 景を伝えたいふるさとの景観として選定した。

### (3) まちなみ緑化事業

一定のまとまりのある地域単位での地域住民が主体となったまちなみの緑化の取り組みを支援し、緑豊かな地域のまちなみ景観の形成等の推進を図るため、平成 11 年度から平成 14 年度まで事業を実施した。4 年間で 222 件、約 3,350 万円の補助を行っており、その内約 3,000 万円が被災地への補助である。特に、芦屋市に対する補助は全体の 9 割以上を占めており、まちなみの緑化に対する住民意識の高さが伺える。

### (4) 成果

震災復興における景観に係る県の重要施策について、成果を整理すると、以下のとおりである

- ① 「景観ルネサンス・まちなみ保全事業」によって、平成 9 年という震災後の比較的早い段階で、まちの復旧、復興に景観形成という観点を取り入れることができ、数多くの建築物等を支援できたことは評価に値する。
- ② この事業の効果として、目指すべき景観の形成方針の明確な地域では、それに沿ったまちづくりが行われたことがあげられる。
- ③ 「伝えたいふるさとの景観」事業において選定された景観が、観光資源として活用され、大勢の観光客の目を楽しませ、地域住民の利用も増加した。
- ④ また、地域住民の景観に対する意識の向上、住民活動の活発化に繋がった。
- ⑤ 「まちなみ緑化事業」により、まちなみに潤いが形成され、新たなコミュニケーションが生まれるなど、「コミュニティの絆」としての景観の役割が発揮された。

## 3 復興景観づくりに関する市町独自の取り組みと自己評価

### (1) 市町独自の取り組み

市町の景観行政担当者を対象にしたアンケート調査及びヒアリングによって調査した結果である。淡路地域の市町では取り組み事例がない。阪神地域においては、①歴

史的建造物等の指定及び修復に要する費用の助成、②地区計画の策定が重点的に実施されている。

震災後の歴史的建造物等の指定については、神戸市で11件、明石市で5件の指定実績があり、保全計画に沿った維持、補修が行われた。しかし、既に指定済みの建築物や指定に向けて調査済みの建築物の多くが震災により倒壊してしまったという残念な結果となっている。修復に要する費用の助成については、県の復興基金事業を活用したものが多いが、神戸市、尼崎市、西宮市では独自の条例等に基づく助成が行われた。

次に、良好な復興まちなみ形成や、増加するマンション建設の形態誘導のための取り組みとして、地区計画の策定が挙げられる。これには、神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市が取り組んでおり、景観の観点も取り入れ、用途の制限、建築物の高さや形態、意匠の制限を盛り込んだ地区計画を導入している。

## (2) 成果

震災復興における景観に関する市町の取り組みについて、成果を整理すると以下のとおりである。

- ① 景観形成地区等の指定により景観形成が推進された。
- ② 住民協定の認定により、住民による身近な都市景観の形成を支援することができた。
- ③ 修復費の助成により歴史的価値の高い建築物を保全することができ、それを中心とした良好なまちなみを継承することができた。また、修復等を契機にまちづくり活動が活発化した地区もみられる。
- ④ 景観に配慮した地区計画の策定により住宅地の良好なまちなみ形成が目指され、住民意識の向上、住民活動の活発化にも繋がった。

## 4 行政による復興景観施策の成果からみた景観づくりの課題

先にみたように、行政がとった施策の効果はあったが、景観施策は本来長い時間をかけて推進すべきものであり、短期間の施策で効果を生み出すには自ずと限界があった。主な課題は以下のとおりである。

公費解体によって、存続可能な建物の解体が促進された。これに加え、補助対象が文化財指定された建築物等が中心となったため、指定外の多くの価値ある洋館等が失われる結果となった。

補助金による文化財等の点的な再建だけでは、まちなみとして良好な景観を復興するには十分ではない。また、補助対象が一部の地域に集中しており、地域の景観に対する行政の意識に差異が伺える。

復興土地地区画整理事業等において、景観課題は迂遠なものといえられるくらいがあった。景観形成地区の指定、景観協定の締結、地区計画の策定などが行われた地区もあるが、以下のような現象が顕著で、地域のまちなみが従前に比して乱雑化した。

- ・ 大規模店舗や高層マンションの建設の増加、派手な色彩の店舗の増加、多数の残存空地の存在等により地域に雑然とした景観が生まれている。
- ・ 地域に定着していた石垣・生垣による外構の減少、在来工法住宅の減少等がみられ、景観が大きく変化している。
- ・ 工場生産の建材の安易な使用等によるうるおい感のない画一的な住宅が増加傾向にあり、景観の変化に影響をもたらしている。

このような傾向に歯止めをかけ、良好な景観を形成していくための施策を講じる必要がある。

## 5 復興まちづくり、再建建物等に対する授賞

復興景観づくりは先にみたように限界があったが、それでも平常時に比して大きな工夫と努力がつけ込まれたことも事実であり、その成果を評価し、授賞された取り組みが多くみられた。

景観・まちづくり等で授賞された地区は 34 地区（三田市 1 件を含む）で、神戸市の南京町、旧居留地地区、松本地区、芦屋市の若宮地区は国の大臣賞を授賞された。また、建築物で授賞されたものは 22 建物である。

## 6 将来の景観まちづくりへの提言

将来の施策では、次の 3 点を考慮する必要がある。①公費解体に加えて、公費修理の代替案が必要であったと考えられ、この課題を検討しておく必要がある。②地域において価値ある景観の形成に貢献している建物等の指定拡大が行われる必要がある。③一般的な地区も景観形成地区に指定でき、市民・住民が愛着をもって、良い街並みづくりに取り組めるような制度の確立が必要である。以上を勘案して、今後の提案を示すと以下のようになる。

- ① 景観の形成を考慮した地区計画の策定等
  - ・景観まちづくり地区制度の設置（まちなか景観形成地区等）
  - ・住民主体の景観まちづくり協定策定の推進
  - ・住民主体の地区計画策定における景観的観点の導入に対する指導・誘導
  - ・景観・環境に関心をもつコミュニティ意識の醸成
  - ・残存空地の有効活用の推進
- ② 景観アドバイザー（専門家）の派遣・育成の継続
  - ・景観形成支援事業による景観アドバイザー派遣制度の推進
- ③ 景観重要建築物等の指定の推進及び助成
  - ・景観重要建築物等の指定による住民意識の向上
  - ・景観重要建築物等の維持修繕費用の助成
  - ・景観重要建築物等を核とした周辺景観形成制度の確立
- ④ 建築物等の新築、改築、増築等に対する指導、助言の徹底
  - ・地区計画、景観形成基準等に基づく効果的な指導・助言の推進
  - ・大規模建築物等に対する位置、規模、意匠等の制限
  - ・大規模事業者との景観に関する協定締結制度の確立
  - ・屋外広告物の適切な誘導
- ⑤ 住民意識の向上を促進する施策
  - ・「平常時から身近な環境（街並み景観を含む）に関心をもとう」運動の推進
  - ・良好な景観形成に資する住民活動等の表彰
  - ・良好なまちなみ、建築物等の公募、顕彰
- ⑥ 公共事業による先導的な景観形成の推進

## (本 文)

### 1 概要

#### (1) 景観の変化と復興景観づくりへの取り組みの推移

大震災の被害は甚大で、地域の景観は大きく変貌した。そのような景観変化を目の当たりにし、被災地域の人々は圧倒的な破壊に打ちのめされた。それを慰めたのが、花や緑といった自然であったが、震災による破壊はその自然がもたらしたのもであった。「当時、澄み切った青空をみて自然の非常さを痛感した」という感想もある。初期の景観関連の活動としては、ガレキをアートとして位置づけ、震災を感性で捉えようとする試みもあった。被災地の各地に設けられた震災モニュメント（被災 8 市 4 町で 165 件）のなかには、この文脈で捉えることができるものも存在する。

復興に如何に取り組むべきかの議論のなかで、「人々が慣れ親しんできた日常風景の断絶を回避する再建を図ることが重要な意味を持つてくる」といった考えも主張されたが、「元を越える復興が必要」との考えが、復興をリードした。そのなかでも、指定文化財の修復等には力が注がれた。

平成 8 年 7 月の調査によると、被災地の人々は「生活風景の喪失感を感じる」と同時に「再建建物に違和感をもつ」傾向がみられた。しかし、それを積極的に口にすることはなかった。一方、他地域から視察等に訪れた専門家達のなかには、公然とこれを指摘する人たちがみられた。

一般的な被災市街地の景観変化は、被災地でなくても長期間をかけて生じてくる可能性のある変化である。戸建住宅では、生垣や石垣の消滅、瓦や塗り壁等の減少、サイディングパネル等の新建材利用の増加などがそれであり、低層住宅市街地に建設されるマンション問題もこれに含まれる。こうした現象は、日本の市街地変化を先取りしていると考えられ、地区計画の策定や緑化の推進等、被災地に生じた動きのなかから学ぶべきことは多い。

復興土地地区画整理事業においても、景観に関する関心が強く展開された地区もみられる。元々あった景観イメージの継承を目指した地区もあったが、地区の魅力づくりの一環として新たな景観づくりに取り組んだ地区もみられた。その他の復興事業にもそうした傾向はみられ、芦屋で行われた住宅地区改良事業は前者を目指した事業であり、H A T 神戸建設事業等は、後者を目指した市街地開発事業である。

被災 10 市 10 町のなかで、とりわけ市の多くが景観行政に取り組んできている。景観行政の成果は即座には目に見えるものとして現れてはこないが、重要な行政課題の一つである。復興という厳しい仕事のなかで、景観づくりのこだわることは至難のことであったが、様々な復興景観づくりの取り組みが推進されてきたことは十分評価に値する。問題を残した取り組み、十分対応できなかった課題もあるが、この経験を活かし、さらに取り組みを進めていただきたい。

被災地、とりわけ西宮市、芦屋市、神戸市の東部地域では、震災後、新規に流入した住民が増えている。旧来からの居住者と、新規居住者では、地域の景観に関する認識と評価に異なった傾向をみせている。このことに、将来の景観づくりを進めるにあたって留意する必要がある。

#### (2) 復興景観づくりに関する県の取り組み

県では、復旧期の平成 8 年度より基金事業による文化財修理費助成事業及び景観ルネサンス・まちなみ保全事業等を開始し、文化財やまちなみの保全に対して補助を行った。また、平成 9 年度には、市町との協働のもと、「景観復興マスタープログラム」策定した。さらに、平成 10 年度には「伝えたいふるさとの景観」を公募し、平成 11 年度にはまちなみ緑化事業を開始した。

#### ア 景観ルネサンス・まちなみ保全事業

本事業は、阪神・淡路大震災で被災した、歴史的、文化的に重要なまちなみや、まちのシンボリック建築物の復興を図るとともに、被災地におけるまちなみ景観の形成を図る取り組みを支援するために実施したものである。

事業期間は平成 9 年度から平成 13 年度で、事業期間中、補助件数は 274 件、補助金交付額の総額は 4 億 4600 万円余りとなっている。申請があったのは、10 市 10 町のうち 8 市町となっており、市町別で見ると、神戸市内に 2 億円交付しており、全体の約半分を占め、補助件数は 167 件で 60%を占めている。

#### イ 「伝えたいふるさとの景観」

被災地域に存在する固有の景観的価値を、住民自らがあらためて発見し、共に認め合い将来に渡って継承していけるような取り組みとして、「伝えたいふるさとの景観」の公募を実施した。対象地域は被災 10 市 10 町の範囲とし、震災を乗り越えて、まちや地域の魅力の核となり、住民に親しまれている景観を対象に次世代に伝えたいと思うふるさとの景観を推薦してもらった。

1,374 景の推薦があり、「地域別景観」と「テーマ別景観」の 2 つの視点から合計 405 景を伝えたいふるさとの景観として選定した。

#### ウ まちなみ緑化事業

一定のまとまりのある地域単位での地域住民が主体となったまちなみの緑化の取り組みを支援し、緑豊かな地域のまちなみ景観の形成等の推進を図るため、平成 11 年度から平成 14 年度まで事業を実施した。4 年間で 222 件、約 3,350 万円の補助を行っており、その内約 3,000 万円が被災地への補助である。特に、芦屋市に対する補助は全体の 9 割以上を占めており、まちなみの緑化に対する住民意識の高さが伺える。

#### エ 成果

震災復興における景観に係る県の重要施策について、成果を整理すると、以下のとおりである

- ①「景観ルネサンス・まちなみ保全事業」によって、平成 9 年という震災後の比較的早い段階で、まちの復旧、復興に景観形成という観点を取り入れることができ、数多くの建築物等を支援できたことは評価に値する。
- ②この事業の効果として、目指すべき景観の形成方針の明確な地域では、それに沿ったまちづくりが行われたことがあげられる。
- ③「伝えたいふるさとの景観」事業において選定された景観が、観光資源として活用され、大勢の観光客の目を楽しませ、地域住民の利用も増加した。
- ④また、地域住民の景観に対する意識の向上、住民活動の活発化に繋がった。
- ⑤「まちなみ緑化事業」により、まちに潤いが形成され、新たなコミュニケーションが生まれるなど、「コミュニティの絆」としての景観の役割が発揮された。

### (3) 復興景観づくりに関する市町独自の取り組みと自己評価

#### ア 市町独自の取り組み

市町の景観行政担当者を対象にしたアンケート調査及びヒアリングによって調査した結果である。淡路地域の市町では取り組み事例がない。阪神地域においては、①歴史的建造物等の指定及び修復に要する費用の助成、②地区計画の策定が重点的に実施されている。

震災後の歴史的建造物等の指定については、神戸市で11件、明石市で5件の指定実績があり、保全計画に沿った維持、補修が行われた。しかし、既に指定済みの建築物や指定に向けて調査済みの建築物の多くが震災により倒壊してしまったという残念な結果となっている。修復に要する費用の助成については、県の復興基金事業を活用したものが多いが、神戸市、尼崎市、西宮市では独自の条例等に基づく助成が行われた。

次に、良好な復興まちなみ形成や、増加するマンション建設の形態誘導のための取り組みとして、地区計画の策定が挙げられる。これには、神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市が取り組んでおり、景観の観点も取り入れ、用途の制限、建築物の高さや形態、意匠の制限を盛り込んだ地区計画を導入している。

## イ 成果

震災復興における景観に関する市町の取り組みについて、成果を整理すると以下のとおりである。

- ①景観形成地区等の指定により景観形成が推進された。
- ②住民協定の認定により、住民による身近な都市景観の形成を支援することができた。
- ③修復費の助成により歴史的価値の高い建築物を保全することができ、それを中心とした良好なまちなみを継承することができた。また、修復等を契機にまちづくり活動が活発化した地区もみられる。
- ④景観に配慮した地区計画の策定により住宅地の良好なまちなみ形成が目指され、住民意識の向上、住民活動の活発化にも繋がった。

### (4) 行政による復興景観施策の成果からみた景観づくりの課題

先にみたように、行政がとった施策の効果はあったが、景観施策は本来長い時間をかけて推進すべきものであり、短期間の施策で効果を生み出すには自ずと限界があった。主な課題は以下のとおりである。

公費解体によって、存続可能な建物の解体が促進された。これに加え、補助対象が文化財指定された建築物等が中心となったため、指定外の多くの価値ある洋館等が失われる結果となった。

補助金による文化財等の点的な再建だけでは、まちなみとして良好な景観を復興するには十分ではない。また、補助対象が一部の地域に集中しており、地域の景観に対する行政の意識に差異が伺える。

復興土地区画整理事業等において、景観課題は迂遠なものとならざるを得ない。景観形成地区の指定、景観協定の締結、地区計画の策定などが行われた地区もあるが、以下のような現象が顕著で、地域のまちなみが従前に比して乱雑化した。

- ・ 大規模店舗や高層マンションの建設の増加、派手な色彩の店舗の増加、多数の残存空地の存在等により地域に雑然とした景観が生まれている。
- ・ 地域に定着していた石垣・生垣による外構の減少、在来工法住宅の減少等がみられ、景観が大きく変化している。
- ・ 工場生産の建材の安易な使用等によるうるおい感のない画一的な住宅が増加傾向にあり、景観の変化に影響をもたらしている。

このような傾向に歯止めをかけ、良好な景観を形成していくための施策を講じる必要がある。

### (5) 復興まちづくり、再建建物等に対する授賞

復興景観づくりは先にみたように限界があったが、それでも平常時に比して大きな工夫と努力が積み込まれたことも事実であり、その成果を評価し、授賞された取り組みが多くみられた。

景観・まちづくり等で授賞された地区は34地区（三田市1件を含む）で、神戸市の南京町、旧居留地地区、松本地区、芦屋市の若宮地区は国の大臣賞を授賞された。ま

た、建築物で授賞されたものは 22 建物である。

#### (6) 将来の景観まちづくりへの提言

将来の施策では、次の 3 点を考慮する必要がある。①公費解体に加えて、公費修理の代替案が必要であったと考えられ、この課題を検討しておく必要がある。②地域において価値ある景観の形成に貢献している建物等の指定拡大が行われる必要がある。③一般的な地区も景観形成地区に指定でき、市民・住民が愛着をもって、良い街並みづくりに取り組めるような制度の確立が必要である。以上を勘案して、今後の提案を示すと以下ようになる。

- ① 景観の形成を考慮した地区計画の策定等
  - ・景観まちづくり地区制度の設置（まちなか景観形成地区等）
  - ・住民主体の景観まちづくり協定策定の推進
  - ・住民主体の地区計画策定における景観的観点の導入に対する指導・誘導
  - ・景観・環境に関心をもつコミュニティ意識の醸成
  - ・残存空地の有効活用の推進
- ② 景観アドバイザー（専門家）の派遣・育成の継続
  - ・景観形成支援事業による景観アドバイザー派遣制度の推進
- ③ 景観重要建築物等の指定の推進及び助成
  - ・景観重要建築物等の指定による住民意識の向上
  - ・景観重要建築物等の維持修繕費用の助成
  - ・景観重要建築物等を核とした周辺景観形成制度の確立
- ④ 建築物等の新築、改築、増築等に対する指導、助言の徹底
  - ・地区計画、景観形成基準等に基づく効果的な指導・助言の推進
  - ・大規模建築物等に対する位置、規模、意匠等の制限
  - ・大規模事業者との景観に関する協定締結制度の確立
  - ・屋外広告物の適切な誘導
- ⑤ 住民意識の向上を促進する施策
  - ・「平常時から身近な環境（街並み景観を含む）に関心をもとう」運動の推進
  - ・良好な景観形成に資する住民活動等の表彰
  - ・良好なまちなみ、建築物等の公募、顕彰
- ⑥ 公共事業による先導的な景観形成の推進

## 2 県重点事業の成果と課題

本章では、兵庫県の景観に関する取り組みについて、震災復興における重要施策の実績を整理し、成果及び課題を整理する。

### (1) 景観に関する県の取り組み

兵庫県においては、震災以前から景観形成に取り組んでおり、昭和 60 年には「都市景観の形成等に関する条例（平成 5 年「景観の形成等に関する条例」に改正）」を制定し、美しい県土の風景形成に向けて総合的な取り組みを推進している。また、県下各地域において優れた景観の形成を実現していくためには、身のまわりの景観やこれを含む環境の向上を図ることが必要であるとの認識に立ち、以下の 3 つの目標を掲げて景観形成に取り組んでいる。

<景観形成の目標>

- ① 地区、地域ごとの特性を生かした景観形成をはかる。
- ② 身のまわりの環境向上と結びつけた景観形成をはかる。
- ③ まちづくりや景観形成に関する県民意識の向上をはかる。

震災では、地域の景観や環境が無惨にも破壊され、大きく変化してしまう結果となった。人々によって育まれ親しまれてきたまちなみが損壊し、あるいは新たな再建の



過程でその変貌を余儀なくされていた。また、歴史的な遺産の多くが大きな被害を受け、中には失われてしまったものもあった。

県では、復旧期の平成8年度より基金事業による文化財修理費助成事業及び景観ルネサンス・まちなみ保全事業等を開始し、文化財やまちなみの保全に対して補助を行った。また、平成9年度には、市町との協働のもと、以下の2点を目的とし「景観復興マスタープログラム」策定した。

① 地域が培ってきた個性の継承と新たな地域文化づくりに取り組み、次世代の人々や内外にも誇りうる、美しく魅力あるまちなみ景観の創造を推進すること。

② 県民、事業者、団体、行政といった各種団体が、景観の復興と形成という共通認識のもと、連携と協働により自発的かつ積極的に取り組む景観づくりを推進すること。

その中では、阪神・神戸・淡路の各被災地域の復興景観の現状と問題点及びその背景を整理した上で、それ以降の景観復興における基本方針、基本方策及び地域別方策等を示した。景観復興の基本方針は以下のとおりである。

① 目指すべき地域景観イメージの共有

② 地域の価値ある景観の発見と継承

③ 新たな復興街並み景観の形成

④ 復興市街地の調査研究と情報発信

さらに、平成10年度には「伝えたいふるさとの景観」を公募し、平成11年度にはまちなみ緑化事業を開始した。次節以降では、以上の施策のうち震災復興において重点的に取り組んだ、景観ルネサンス・まちなみ保全事業、「伝えたいふるさとの景観」及びまちなみ緑化事業について成果を整理するとともに、事業の評価を行う。

表2.1 景観形成に係る主な施策の流れ

S60.4.1 S62年度～ H元年度～ H2年度～ H5年度～	「都市景観の形成等に関する条例」施行 兵庫県ランドスケープ・プランニング事業 シングルサイン、ツインツリー運動 景観形成助成事業（(財)兵庫県都市整備協会に基金設置） 景観条例改正（3.29） 景観形成等基本方針
H7.1.17 H7年度～	（阪神・淡路大震災 発生） 阪神淡路大震災復興支援館の設置をはじめ、まちなみづくりから商業、文化、緑に渡る各種支援制度を順次実施
H8年度～	震災復興に係る景観シミュレーションシステムの供用 基金事業による文化財修理費助成事業の開始
H9年度	基金事業による景観ルネサンス・まちなみ保全事業の開始（～H13年度） 景観復興マスタープログラム策定
H10年度 H11年度～	「伝えたいふるさとの景観」公募、発行 まちなみ緑化事業の開始（～H14年度）

## (2) 景観ルネサンス・まちなみ保全事業

本事業は、阪神・淡路大震災で被災した、歴史的、文化的に重要なまちなみや、まちのシンボリック建築物の復興を図るとともに、被災地におけるまちなみ景観の形成を図る取り組みを支援するために実施したものであり、補助対象となる取り組みは以下のとおりである。

① 阪神・淡路大震災で被災した、景観形成地区内の建物等で市町が重要と認めるもの

及びまちのシンボルの建築物で市町が重要と認めるものの外観的復元等

- ② 阪神・淡路大震災で被災した、景観形成地区等における歴史的まちなみを保存するための施設整備等で市町が重要と認めるもの
- ③ 「伝えたいふるさとの景観」等に選定された景観資源の整備保全のための建築物の外観的修復等で市町が重要と認めるもの
- ④ 「伝えたいふるさとの景観」等に選定された景観資源の整備保全のための施設整備又は植栽等で市町が重要と認めるもの

事業期間は平成9年度から平成13年度で補助限度額は①及び③については350万円/件、②及び④については150万円/件である。

補助金交付結果を表2.2に整理する。5年間の事業期間中、補助件数は274件、補助金交付額の総額は4億4600万円余りとなっている。平成9年という比較的早い段階で、景観形成という観点を、まちの復旧、復興に取り入れることができ、建築物等を支援することができた。

申請があったのは、10市10町のうち8市町となっており、市町別で見ると、神戸市内に2億円交付しており、全体の約半分を占め、補助件数は167件で60%を占めている。震災による被害の大きさと景観資源の量を反映しているものと考えるが、地域の景観に対する意識の高揚の度合いも影響しているのではないだろうか。

表 2. 2 景観ルネサンス・まちなみ保全事業総括表

市町名	事業種別	平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		総計	
		件数	申請額	件数	申請額	件数	申請額	件数	申請額	件数	申請額	件数	申請額
神戸市	I. 外観復元	5	12,000,000	14	48,589,922	7	23,677,500	1	3,500,000			27	87,767,422
	II. 施設整備					24	11,491,596	4	4,800,000	1	57,750	29	16,349,346
	III. 外観修復					1	3,500,000	2	4,976,667	52	29,784,234	55	38,260,901
	IV. 施設整備	18	22,414,282	13	17,609,443	3	2,517,450	1	693,000	21	19,972,221	56	63,206,396
神戸市 合計		23	34,414,282	27	66,199,365	35	41,186,546	8	13,969,667	74	49,814,205	167	205,584,065
西宮市	I. 外観復元	3	9,041,567	2	4,228,175							5	13,269,742
	II. 施設整備												
	III. 外観修復									2	7,000,000	2	7,000,000
	IV. 施設整備	5	7,500,000	5	6,765,573	2	1,982,937			2	3,000,000	14	19,248,510
西宮市 合計		8	16,541,567	7	10,993,748	2	1,982,937			4	10,000,000	21	39,518,252
伊丹市	I. 外観復元	5	15,480,000	2	7,000,000	2	7,000,000					9	29,480,000
	II. 施設整備					3	3,746,683					3	3,746,683
	III. 外観修復							3	8,160,343	2	1,892,678	5	10,053,021
	IV. 施設整備	5	6,563,850	1	1,500,000	1	170,310	3	3,198,307	1	1,326,329	11	12,758,796
伊丹市 合計		10	22,043,850	3	8,500,000	6	10,916,993	6	11,358,650	3	3,219,007	28	56,038,500
宝塚市	I. 外観復元	1	3,500,000	3	9,682,750							4	13,182,750
	II. 施設整備					1	1,500,000					1	1,500,000
	III. 外観修復					2	4,317,250					2	4,317,250
	IV. 施設整備			1	735,000	1	1,500,000					2	2,235,000
宝塚市 合計		1	3,500,000	4	10,417,750	4	7,317,250					9	21,235,000
津名町	I. 外観復元			7	23,229,137	5	14,376,258					12	37,605,395
	II. 施設整備												
	III. 外観修復												
	IV. 施設整備												
津名町 合計				7	23,229,137	5	14,376,258					12	37,605,395
北淡町	I. 外観復元					1	3,400,162					1	3,400,162
	II. 施設整備												
	III. 外観修復												
	IV. 施設整備												
北淡町 合計						1	3,400,162					1	3,400,162
一宮町	I. 外観復元	7	18,393,969	6	10,059,588	6	12,753,767					19	41,207,324
	II. 施設整備					1	973,385					1	973,385
	III. 外観修復					4	11,981,350	1	1,360,392	1	3,469,000	6	16,810,742
	IV. 施設整備	1	192,500	1	1,500,000	1	775,740					3	2,468,240
一宮町 合計		8	18,586,469	7	11,559,588	12	26,484,242	1	1,360,392	1	3,469,000	29	61,459,691
五色町	I. 外観復元	1	953,681	4	14,000,000	2	7,000,000					7	21,953,681
	II. 施設整備												
	III. 外観修復												
	IV. 施設整備												
五色町 合計		1	953,681	4	14,000,000	2	7,000,000					7	21,953,681
総計		51	96,039,849	59	144,899,588	67	112,664,388	15	26,688,709	82	66,502,212	274	446,794,746

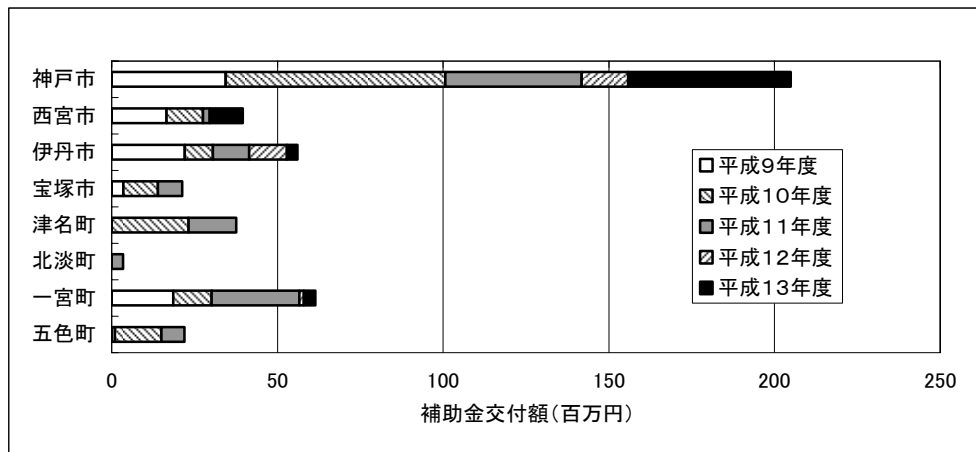


図2.1 景観ルネサンス・まちなみ保全事業市町別補助金交付額

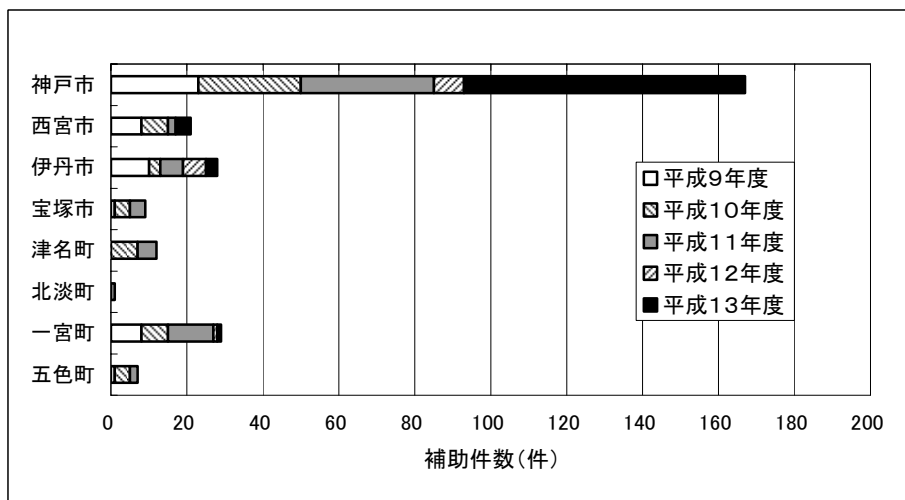


図2.2 景観ルネサンス・まちなみ保全事業市町別補助件数

本事業の補助金交付先の市町に対するアンケート調査により、本事業の対象事例で景観形成に大きく寄与したと思われるものの回答結果を表2.3に示す。

全体的に補助対象は歴史的な建造物の修復、整備の取り組みが多かったこともあり、評価されている取り組みも歴史的な建造物に関するものが多いが、中には、西宮市の事例のように、地区のまちなみに合わせた建築物の新設も挙げられている。効果としては地域のまちなみの保全や観光資源としての活用が挙げられ、地区内及び隣接地区での住民意識の高揚につながった事例もある。

景観基金の補助対象が、伝統的な建築物等を中心としたものとなって、創造的景観の形成に的確に対応できておらず、それに伴い、緑の少ない画一的な住宅地や混乱した市街地の出現という課題も残ったが、目指すべき景観の形成方針の明確な地域では、それに沿った建築物の新設の事例もあることより、本事業は一定の効果を発揮したと考える。また、平成9年という震災後の比較的早い段階で、まちの復旧、復興に景観形成という観点を取り入れることができ、数多くの建築物等を支援できたことは評価に値する。

表 2. 3 景観ルネサンス・まちなみ保全事業に関するアンケート調査結果

市町名	事業実施場所	事業の特徴	事業の効果
神戸市	中央区	歴史的建造物のライトアップ	近代建築物のPRと夜間の街角の魅力アップ
西宮市	久保町	酒造関連施設用地であった土地を、洋菓子の製造会社が工場とショップに土地利用し、その外構の整備に対して助成を行ったもの。	酒蔵地区への主要ルートである札場筋沿いの外構を大規模に緑化、クリスマスには趣向を凝らしたライトアップを行い、工場でもありながら、道行く人の目を楽しませる空間となっている。
	鞍掛町	既存の蔵を利用し、レストランとショップとして再生。	隣接して酒ミュージアムなど既存の酒造関連施設があり、観光資源となる施設がまとまって立地する貴重なエリアとなっている。札場筋を中心とする集客スポットとなりつつある。
	鞍掛町	既存の工場施設を除却し、蔵をイメージした和風の意匠によるレストラン、工場見学施設を新築。建物及び外構の修景などに助成を行った。	錆石や和風の植栽など外構にも気を配り、また、控え目なライティングなど酒蔵地区の雰囲気を出している。札場筋を中心とする集客スポットとなりつつある。
伊丹市	昆陽	歴史的伝統的市街地	旧西国街道都市景観形成道路地区の歴史的まちなみの保全に寄与
	宮ノ前	北少路村都市景観形成道路地区にある歴史的市街地	歴史的雰囲気と新しいまちなみの保全に寄与
	北伊丹	地域のシンボリック建築物	多田街道沿道集落のまちなみ保全に寄与
宝塚市	雲雀丘山手	高添邸は、なだらかな坂道の一角に建てられたアールデコ風のモダンな装飾を持つ洋館で、付近の重要な景観の要素であり、宝塚市都市景観形成建築物にも指定されている。 敷地の入口部には、今回対象となった檜肌葺きの和風冠木門が構えており、敷地全体としては典型的な和洋折衷の外観を見せている。 また、改修にあたり申請者の意志により、出来るだけ現状に近い形で復元が求められ、京都の社寺を手がけている宮大工に施工を依頼するなど、建物への愛着とこだわりがうかがえる。	当地周辺は、大正末期に自然の斜面地と植生をそのまま生かした緑豊かな環境の中に和洋折衷のお洒落な住宅が形成されている。 これらの保全事業の行為により、地域の歴史と文化が継承され、地域の街並みの保全に大きく寄与しているものと推察する。 具体的には、地域の自然環境の保全と育成、維持、伝承に努めるために、地域の生い立ちを住民自らの手で「宝塚雲雀丘・花屋敷物語」を発行。更に、地域の住環境を守るために「地区計画」「景観形成地域」へと展開していくことになった。
津名町	志筑	歴史的建造物の修復	観光資源として活用
北淡町	育波	地域文化の形成上重要な役割を果たす町のシンボリック建築である育波鎮守さまを再建	震災後の密集住宅市街地整備事業におけるコミュニティの拠点としての役割を果たしている。また、年に一度お祭りも継続して開催され地域活動を活性化させている。
一宮町	草香	地区のコミュニティの象徴である社の修復	地区の祭りが存続されただけでなく、提灯奉納など新たな展開がされた。また、隣接の寺においても地域の盛り上がりの中で改築が成された。
	柳沢	本殿が県の重要無形文化財に指定されており、拝殿を修復することにより一体的な保存が図られる。	平成15年7月、重要無形文化財の本殿が3年をかけて、県、町、氏子の費用負担(7,500万円)で改修され、盛大に披露されている。
五色町	都志大宮	普門寺は都志八幡宮の神社寺として、約500年の歴史を持つ寺であり、約170年前に復建された本堂は景観的にも貴重な建築物である。震災前には建築物の老朽化が進んでいたが、本事業の実施に伴い、本来の優れた外観が復元された。	神社寺として震災以前より優れた外観が完成し、地域のシンボルとして、住民活動の醸成が図られた。更には、多聞寺や米山八坂神社等の近隣神社の再建、修復活動を促進させることとなった。

### (3) 「伝えたいふるさとの景観」

前述の「景観復興マスタープログラム」において、景観復興の基本方針として「地域の価値ある景観の発見と継承」が挙げられている。歴史的市街地や伝統的な集落など、地域性豊かな環境が形成されて景観の価値が既に明確化、共有化されている地域だけでなく、普通のまちにおいても住民に愛され親しまれている風景がある。これらは住民に認められた固有価値のある景観であり、まさに地区のアイデンティティを醸

し出す景観資源である。これらの資源は、震災とその後の復興過程において、急速に姿を消すなど問題が顕在化しており、住民からも次第に忘れられつつあった。

このような地域に存在する固有の景観的価値を、住民自らがあらためて発見し、共に認め合い将来に渡って継承していけるような取り組みとして、「伝えたいふるさとの景観」の公募を実施した。

対象地域は被災10市10町の範囲とし、震災を乗り越えて、まちや地域の魅力の核となり、住民に親しまれている景観を対象に次世代に伝えたいと思うふるさとの景観を推薦してもらった。平成10年6月1日から7月17日までの応募期間中に、1,871票の応募で1,374景の推薦があり、「地域別景観」と「テーマ別景観」の2つの視点から合計405景を伝えたいふるさとの景観として選定した。地域別景観として、それぞれの地域に根付きそのまちの個性を醸し出す代表的な景観を248景、また、テーマ別景観として、今後の地域景観整備やまちづくりを進めていく上で示唆に富み参考にすべき景観を197景選定した。

選定された405景の地域別内訳は、神戸・東播磨地域が42%、阪神地域が34%、淡路地域が24%となった。また、景観類型別では建築物の景観が35%、自然物の景観が36%、構造物・工作物の景観が18%、生活風景が10%などとなっている。

神戸・東播磨地域、阪神地域では、まちなみのランドマークとなっている近現代建築物や社寺などの建築物が最も多く、次いで公園・緑地、街路樹、樹林、生垣などの自然物の景観が多く選定された。構造物・工作物の景観としては、橋梁、高架構造物、石垣など大規模なものから、地蔵など小規模なものまで幅広く選定された。また、生活風景は応募数が少ないものの、暮らしの雰囲気や、商店街や市場の活気のある景観が選定された。

淡路地域では、海、山、田園風景などの自然物の景観が最も多く、次いで社寺や歴史的まちなみ、現代建築などの建築物の景観と、漁港、橋梁、石垣などの構造物・工作物の景観がほぼ同数選定された。また、生活風景では祭りや神事、イベントの風景など多くの生活感あふれる景観が選定された。

市町担当者を対象に行ったアンケート調査において、「伝えたいふるさとの景観」の選定による効果の大きかった地域を質問したところ、表2.6のような回答が得られた。選定された景観が観光資源として活用されるといった効果が得られた事例が多く、大勢の観光客の目を楽しませ、地域住民の利用も増加したという事例もあった。また、地域住民の景観に対する意識の向上に繋がり、尼崎市や宝塚市では、地域で協議会が設置されたり、住民活動の活発化などの効果も得られた。

選定された景観の写真を掲載した冊子を作成し、推薦された全ての景観のリストを添付し、公表している。（『伝えたいふるさとの景観』平成11年）

表2.4 「伝えたいふるさとの景観」応募の内訳

景観類型	神戸・東播磨地域	阪神地域	淡路地域	合計
建築物	234	199	68	501
自然物	194	181	114	489
構造物・工作物	116	83	54	253
生活風景	47	26	42	115
その他	7	7	2	16
合計 ( )内は割合	598 (44%)	496 (36%)	280 (20%)	1,374 (100%)

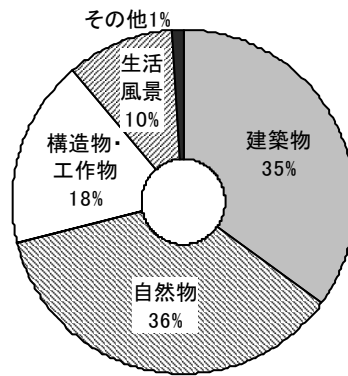


図 2. 3 「伝えたいふるさとの景観」選定景観の内訳

表 2. 5 「伝えたいふるさとの景観」選定景観の分類

景観類型	区分	例	神戸・東播地域	阪神地域	淡路地域	合計
建築物	ランドマーク	近代建築物、現代建築物	25	22	9	56
	まちなみ	旧集落、旧街道、異人館街	17	15	5	37
	象徴的空間	社寺、教会	10	11	10	31
	市街地景	住宅地、パノラマ景	10	5	0	15
	その他		0	2	0	2
	建築物小計			62	55	24
自然物	骨格的要素	山、川、海	10	16	14	40
	拠点的要素	公園、樹林地、社叢林	22	13	11	46
	身近なもの	花壇、並木、生垣	19	18	5	42
	田園風景	農地、里山、棚田	4	1	9	14
	その他		1	0	1	2
	自然物小計			56	48	40
構造物・工作物	大規模要素	橋梁、護岸、漁港	11	10	9	30
	小規模で身近なもの	石碑、石垣 ストリートファーニチャー	12	12	6	30
	象徴的要素	鳥居、常夜灯、地蔵	3	0	2	5
	その他		3	2	5	10
	構造物・工作物小計			29	24	22
生活風景	境界性・雰囲気・暮らし		7	4	5	16
	にぎわい・活気		15	1	0	16
	イベント・祭事		1	3	6	10
	生活風景小計			23	8	11
その他		歴史性、人々の行為	1	2	0	3
合計			171	137	97	405

表2.6 「伝えたいふるさとの景観」に関するアンケート調査結果

市町名	特に効果のあった地区	効果
神戸市	神戸大学付近から見た市街地	市においても「第18回神戸景観・ポイント賞」に選定し、表彰及び銘板設置を行ったことで、広く市民活動のPRに寄与した。
	ポケットパークの水車のモニュメント 新開地本通商店街 新開地商店街南部のまちなみ	市においても「第18回神戸景観・ポイント賞」特別賞（まちなみ賞）に選定し、表彰および銘板設置を行ったことで、広く市民活動のPRに寄与した。
尼崎市	伝統的なお屋敷（田近邸）	都市美形成建築物（17件）の所有者による保存に向けた研究会が平成13年度にでき、活動している。
	築地中通りの伝統的な民家（福井邸）	
	寺町の伝統的な町屋（和田邸）	
	武庫之荘あたりのまちなみ	武庫之荘3・4丁目では、良好な住環境を保存活用したまちづくりを目指した協議会ができ活動している。
明石市	明石天文科学館	市のシンボルとして市民に親しまれているとともに観光資源として活用されている。
西宮市	新西宮ヨットハーバー	隣接する海辺の道公園と合わせて、散歩やジョギング、ピクニックなど、海を眺めながらくつろぐ人々で賑わい、市民の憩いの場として定着しつつある。
	西宮浜の復興住宅群	敷地の緑化に力を入れて計画された復興住宅。一部の管理組合では緑化活動を行い維持に努める。
芦屋市	芦屋仏教会館	震災復興に伴う土地区画整理事業で前面道路を拡幅することになったが、曳家をすることにより建物を保存することができた。
	業平橋横の黒堀	震災で全壊した黒堀の復元により、芦屋川沿いの景観を保全できた。
	兵庫県芦屋警察署	警察署の建替えの際、建物の玄関部分を残すことにより、街角の景観を保全できた。
伊丹市	市都市景観形成建築物と須佐男神社のたたずまい	御願塚地区の歴史的雰囲気醸成に寄与した。
宝塚市	宝塚市小浜宿 井川邸	震災により、地域内の多くの建造物が破壊されたなか、井川邸も、大きな被害を受け再建不可能との判断がくだされつつあったが、静岡県業者の特殊技法（引き家工法）により再建が果たされた。この工法は新聞にも大きく取り上げられ、周辺住民の復興、再建に向けての意欲向上にも繋がった。毎年開催される、「小浜宿まつり」でも、家を一般開放され、歴史的な景観形成地域の継承に貢献している。
	宝塚のしだれ桜	このしだれ桜は、周辺の住民に愛され、又持主も夜間のライトアップ等による演出を行ってきた。市の道路拡幅事業により存続の危機が訪れたが、住民や写真愛好者たちの声により、歩道を迂回しベンチを置く等、ポケットパーク的な形に事業変更を行った。春の開花時は地元住民による野立て等のイベントも開催され、また巡礼街道を散策する人々の目を楽ませるなど、地域の名所として広く世間に知れ渡ることになった。
川西市	パルティ川西と歩行者用デッキ	歩行者用デッキは、単なる歩行橋としてではなく、デッキ自体がモニュメントとなるようなデザインとなっており、都市景観上の観点から川西市の表玄関にふさわしい「美しいまちの顔」としての効果や、市民をはじめ、訪れる人たちにゆとりと憩いのある空間を提供するという効果をあげている。平成10年度には駅前広場などの総合的な整備事業で、全国街路事業コンクルの協議会会長賞を受賞したことも、市民の景観に対する意識を向上させた。
	アステ川西と歩行者用デッキ	
洲本市	淡路ごちそう館（御食国）	観光資源としての活用等
	サントピアマリーナ	観光資源としての活用等
	寺町地区のまちなみ	住民活動の醸成
津名町	東山寺	観光資源として活用
淡路町	淡路和歌の路	淡路町が誇れる絵島、大和島などの景勝地を数々の有名な歌人達が詠んだ海岸線を中心としたルートを結び、町民や町を訪れる人たちが町を散策し、町の魅力に触れてもらうことにより、地域のホスピタリティの向上と活性化を図る。（観光資源として活用）
北淡町	各地区の棚田	ポスター等にも選定され、観光PR活動にも活用できている。
五色町	高田屋嘉兵衛公園	交流拠点として住民の利用が増大するとともに、観光客の増加にもつながった。
三原町	淡路ファームパークイングランドの丘	農村型体験交流施策として平成12年4月にリニューアルオープン。多くの観光客が訪れている。（観光資源として活用）
	浄瑠璃人形モニュメント	現在町内4箇所にモニュメント設置、人形浄瑠璃発祥地をPR
西淡町	慶野松原「鬼愛街道」	新たな鬼瓦によるモニュメント「鬼愛街道」ができ、さらに若者からお年寄りまで幅広い年齢層の観光客等多くの人に親しまれている。
	海釣り公園	豊かな自然に囲まれた釣り場は、魚の種類が豊富で四季を通じて釣りを楽しむことができ、観光客等多くの人に親しまれている。



#### (4) まちなみ緑化事業

被災地においては、復興の過程で緑の喪失が指摘されるなどの問題が顕在化しており、また、一般市街地においても緑豊かな景観形成が求められていた。そこで、県では、一定のまとまりのある地域単位での地域住民が主体となったまちなみの緑化の取り組みを支援し、緑豊かな地域のまちなみ景観の形成等の推進を図るため、平成11年度から平成14年度までまちなみ緑化事業を実施した。

この事業は、地域単位で取り組まれる緑化事業に対して、その費用の一部を補助するものであり、その事業は、市町のまちなみ緑化推進の基本方針に基づき定めた、当該地区のまちなみ緑化に係る協定・計画等によるものであることを条件とした。

補助の対象となる経費は、生け垣の設置や駐車場の緑化、屋上や壁面の緑化、ポケットパーク等の施設整備費と、それらに伴うブロック塀やコンクリート構造物等の施設撤去費、及び地域で定める緑化に関する基本計画の策定費である。

平成11年度から平成14年度までの事業期間中の補助金交付結果を表2.7に示す。4年間で222件、約3,350万円の補助を行っており、その内約3,000万円が被災地への補助である。被災地の中でも補助を受けたのは芦屋市と三木市に限られ、特に、芦屋市に対する補助はその9割以上を占めており、まちなみの緑化に対する住民意識の高さが伺える。他の市町からは申請がなかったという課題の残る結果となったことは否定できない。

次に、市町担当者を対象に行ったアンケート調査において、事業の効果の大きかった地域について質問した結果を表2.8に示す。芦屋市、三木市ともに、緑化に対して市が積極的に取り組んでおり、行政の支援が有効であることが伺える。また、芦屋市においては住民の要望が多く、事業によりさらに緑化意識の向上が図られている。さらに、まちに潤いが戻り、新たなコミュニケーションが生まれるなど、「景観復興マスタープログラム」で述べられた「コミュニティの絆」としての景観の役割が十分に発揮されたようである。

表2. 7 まちなみ緑化事業による補助金交付結果

		施設撤去費及び 施設整備費		施設整備費		事業計画策定費		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 11 年度	姫路市			1	110,000			1	110,000
	芦屋市	1	217,000	13	2,497,000	7	1,050,000	21	3,764,000
	三木市			1	46,000			1	46,000
	加美町			1	143,000			1	143,000
	福崎町			2	400,000			2	400,000
	生野町			2	100,000			2	100,000
	小計	1	217,000	20	3,296,000	7	1,050,000	28	4,563,000
平成 12 年度	芦屋市	3	750,000	46	6,894,000	4	600,000	53	8,244,000
	三木市			3	150,000			3	150,000
	朝来町			1	200,000			1	200,000
	生野町			3	111,000			3	111,000
	加古川市			3	28,000			3	28,000
	小計	3	750,000	56	7,383,000	4	600,000	63	8,733,000
平成 13 年度	芦屋市			56	8,871,000	4	600,000	60	9,471,000
	三木市			5	188,000			5	188,000
	朝来町	1	213,000					1	213,000
	生野町			1	50,000			1	50,000
	小計	1	213,000	62	9,109,000	4	600,000	67	9,922,000
平成 14 年度	芦屋市			47	7,983,000			47	7,983,000
	三木市			6	207,000			6	207,000
	朝来町			11	2,100,000			11	2,100,000
	小計	0	0	64	10,290,000	0	0	64	10,290,000
	合計	5	1,180,000	202	30,078,000	15	2,250,000	222	33,508,000

表2. 8 まちなみ緑化事業に関するアンケート調査結果

市町名	特に効果のあった地区名	理由	影響
芦屋市	芦屋中央地区 (公光町・大榎町・茶屋之町)	自宅の再建時に庭先や玄関先、駐車スペースなどに、震災で失われた緑の回復を求める住民が多く、生け垣の設置や駐車場、壁面緑化などを補助対象としたまちなみ緑化事業が積極的に活用され、住民の緑化に要する費用負担の軽減が図られた。また、市をはじめ、まちづくり協議会や自治会において、まちなみ緑化事業の積極的な活用を促す案内等を行ってきたことも効果的であった。	まちなみ緑化事業の活用により、緑化する住宅が増え、住民の緑化意識の向上が図られた。 また、事業の活用により震災で失われたまちなみの緑が回復し、まちなみ景観の向上が図られ、まちの中に潤いが戻り、住民の間で“緑を語り合う”新たなコミュニケーションが生まれている。
	芦屋西部第1地区 (清水町・前田町)		
	芦屋西部第2地区 (津知町・川西町)		
	その他7地区(ユートピア芦屋センター地区・同北地区・同南地区・芦屋市若宮町西地区・アステム芦屋AB棟・同C棟地区・同D棟地区)		
三木市	青山地区(建築協定)	生垣条例に伴う助成の一部負担規制誘導策により良好な住環境を保護、育成していくうえで、三木市も財政面からの側面支援をしている。	規制誘導策により、緑化推進しているところであり、1軒ずつの積み重ねが、全体の街並み景観を育成し、他の住民を誘発している。
	さつき台(地区計画)		

## (5) 成果と課題

前節までに述べてきた、震災復興における県の重要施策について、成果と課題を整理すると、以下のとおりである。

### ア 成果

- ① 平成9年という震災後の比較的早い段階で、まちの復旧、復興に景観形成という観点を取り入れることができ、数多くの建築物等を支援できたことは評価に値する。
- ② 目指すべき景観の形成方針の明確な地域では、それに沿ったまちづくりが行われた。
- ③ 選定された景観が観光資源として活用され、大勢の観光客の目を楽しませ、地域住民の利用も増加した。
- ④ 地域住民の景観に対する意識の向上、住民活動の活発化に繋がった。
- ⑤ まちに潤いが戻り、新たなコミュニケーションが生まれるなど、「コミュニティの絆」としての景観の役割が発揮された。

### イ 課題

- ① 補助対象が伝統的な建築物等を中心としたものとなって、創造的景観の形成に的確に対応できていない。
- ② 緑の少ない画一的な住宅地や混乱した市街地が出現した。
- ③ 補助対象が一部の地域に集中しており、地域の景観に対する意識の差異が伺える。

## 3 景観行政に取り組んでいる市町の自己評価

今回の震災で大きな被害を受けた神戸・阪神及び淡路の地域では、それぞれの地域においてその方法は異なるが、良好な景観や環境の形成に関する取り組みがなされてきていた。神戸・阪神地域は基本的に各市の景観条例によって景観づくりに取り組んでおり、淡路では「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく環境施策が行われつつあった。このような努力も加わりつつ形成されてきたそれぞれの地域の景観や環境の魅力は、例えば「ひょうごランドスケープ百景」などに示されているとおりである。

阪神・淡路大震災は、無惨にもこれらの地域の景観や環境を破壊し、大きく変化させてしまう結果となった。人々によって生まれ親しまれてきたまちなみが損壊し、あるいは新たな再建の過程でその変貌を余儀なくされている。また、歴史的な遺産の多くが大きな被害を受け、中には失われてしまったものもある。

復興過程において、魅力ある景観や親しまれる景観が地域の人々の心をつなぐ「コミュニティの絆」であることが再認識された。人々の心象風景や原風景も含めて、地域の魅力ある景観の復興が人々の心の支えになると認識された。このような意味で、震災復興対策としては一見迂遠に見える景観づくりが、まちの復興において重要な役割を果たしうると考えられたのである。

本章では、被災地にける市町の取り組みとその成果及び課題を整理する。

### (1) 市町の景観条例及び要綱等

表3.1に各市町の景観条例の制定状況及び景観形成地区等の指定状況を示す。阪神・東播磨地域においては、三木市を除く8市が景観条例を制定しており、淡路地域の1市10町は景観条例を有していない。

震災後、神戸市においては8地区の住民協定を認定しており、景観形成地区等については、宝塚市で3地区、明石市、芦屋市でそれぞれ1地区指定しており、伊丹市では景観形成道路を1路線指定している。

次に、表3.2に震災復興において運用した、景観条例以外の景観に関する制度を整理する。阪神地域の各市は助成制度等を定めている市が多いが、淡路地域の市町では洲本市の住民協定のみである。

阪神地域では、住民のまちづくり活動に対する助成や景観形成上重要な建築物の保

全に対する助成等が行われている。また、コンサルタント等専門家をアドバイザーとして派遣するといった支援事業も実施されている。それぞれの事業において一定の成果があり、復興まちづくりに貢献したと考えられる。

表 3. 1 各市町の景観条例制定状況

	条例名 施行年月日	震災後の地区指定及び 住民協定認定状況	面積又は 道路延長	景観形成の基本方針
神戸市	神戸市都市景観条例 昭和 53.11.20	トアロード地区※ ・平成 10.10.1	約 15ha	エキゾチックなイメージや伝統と現在 が協調しつつ共存する景観形成
		新長田駅北地区東部※ ・平成 10.10.1	約 21ha	生活・都市活動豊かなまちをめざし た景観形成
		栄町通※ ・平成 10.10.1	約 8ha	おしゃれ、にぎわい、うるおいのある 景観形成
		魚崎郷地区※ ・平成 10.10.1	約 31ha	伝統的で個性のあるまちなみづくり をめざした景観形成
		新長田駅北・西地区※ ・平成 12.2.14	約 13ha	下町の良さを新しい時代流に再生 させ、創造する新下町づくりを目標 とした景観形成
		三宮中央通り※ ・平成 15.9.12	約 5ha	神戸の賑わい目抜き通りにふさわし い街なみづくりをめざした景観形成
		神戸元町商店街※ ・平成 15.9.12	約 7ha	神戸の元町としての歴史と伝統を大 切にするとともに神戸都心のモダン・ タウンをめざした景観形成
		有馬地区※ ・平成 16.3.26	約 12ha	有馬らしいまちなみ景観形成
伊丹市	伊丹市都市景観条例 昭和 59. 3.31	多田街道都市景観形成道路 ・平成 9.12. 1 ・平成 15. 9.12(延伸)	約 800m (430m) (370m)	多田街道沿道集落のまちなみ保全
尼崎市	尼崎市都市美形成条 例 昭和 60. 4. 1			
宝塚市	宝塚市都市景観条例 昭和 63. 4. 1	雲雀丘山手景観形成地域 平成 14.4.22	約 21.4ha	大正から昭和初期にかけて開発さ れた閑静で緑豊かな歴史ある住宅 地の景観形成
		雲雀丘景観形成地域 平成 14.8.29	約 24.3ha	
		仁川高台都市景観形成地域 ・平成 16. 3.31	約 17.7ha	六甲山系東側丘陵部の緑豊かで 閑静な住宅地の景観形成
西宮市	西宮市都市景観条例 昭和 63. 4. 1			
明石市	明石市都市景観条例 平成 4. 6. 1	大久保駅南地区 ・平成 8.10. 7	約 24ha	新しい地域拠点として快適でうるおい と賑わいのある都市景観の創出
川西市	川西市都市景観形成 条例 平成 5. 10. 1			
芦屋市	芦屋市都市景観条例 平成 8.10. 1	南芦屋浜景観地区 平成 13.8.1	125.6ha	ウォーターフロントを活かした住宅・ 文化・海洋性レクリエーションなど多 様な顔をもつまちとして景観に配慮 した海に親しむまちづくりを目指す

注) ※は住民協定の認定

表3. 2 各市町の景観に関する制度

	施策の種別	施策の概要	実施時期	事業の実績
神戸市	まちづくり活動助成 [神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例/街づくり助成要綱]	まちづくり協議会及びまちづくり協議会の設立を目指している準備会の運営に対し、必要な経費を助成する。	財源が復興基金のものは平成16年度まで	平成15年度 約75件 平成16年度(予定) 約80件(参考) まちづくり協議会 107団体(震災前結成26団体, 震災後結成81団体)
	専門家派遣 [神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例]	地元からの要請に基づき、まちづくりコンサルタント等の専門家を地域に派遣することによって、専門的・技術的なノウハウを提供する。	財源が復興基金のものは平成16年度まで	平成15年度 約60件 平成16年度(予定) 約60件
尼崎市	都市美形成助成事業	都市美形成建築物等の保存計画に適合する行為及び、寺町都市美形成地域内の寺町都市美形成基準に適合する行為を対象として、外観に係る経費の1/2かつ300万円を限度に助成する。	S63～H14年度(H15～H19年度まで休止)	101件 166,406,000円
明石市	都市景観形成重要建築物等助成金	都市景観形成重要建築物等の現状を変更する行為で、保全計画に適合する行為を行おうとする当該建築物等の所有者に対し、予算の範囲内において、都市景観形成重要建築物等助成金を交付する。	H11～H13年度	平成11年度：中山邸・尾上邸・白沙荘 平成13年度：ト部邸
	まちづくり活動支援	地区の住環境の保全や改善のために行うまちづくりを進める団体に、アドバイザー派遣や活動費の助成を行い支援する。	H13年度～	アドバイザー：1地区(復興基金も利用) 活動助成：3地区(うち2地区は復興基金も利用)
西宮市	西宮市都市景観助成要綱	西宮市都市景観条例に基づき、都市景観の形成に努めようとするものに対して予算の範囲内において経費の一部を助成するもの ・都市景観の形成に著しく寄与すると認められる行為に要する経費 ・都市景観形成建築物等の修復等に要する経費 ・都市景観形成市民団体の活動に要する経費	要綱施行日平成2年5月1日	西宮市都市景観助成要綱事業(市単独事業)都市景観形成建築物等の指定物件の保全 平成7年度1件
伊丹市	都市景観形成助成金	都市景観形成建築物、都市景観形成道路及び都市景観形成地域について、都市景観形成のために必要な行為に対し、経費の一部を助成すること。	要綱施行日昭和60年7月1日	別添 S60～H14実績 98,498,000円
宝塚市	地区計画等の導入の促進に関する要綱	市民によるまちづくりのための計画策定、まちづくり活動に関して、市民と市とが協働して地区計画の導入や都市景観形成地域の指定を促進することを目的として、その目的のために活動する住民団体に対し、市の認定制度による活動団体の位置付けの明確化やアドバイザー派遣等技術的援助、活動経費の財政的援助を行う。 ・アドバイザー派遣 のべ5人以内/地区 ・活動助成 200万円以内/地区	要綱施行日平成15年10月1日	平成15年度 アドバイザー派遣 1地区
川西市	補助金(助成金)	川西市都市景観形成要綱に基づく助成(民間空間修景事業・公共空間修景事業・シングルサイン事業・ツインタワー事業)	要綱施行日平成5年10月1日	助成金額 2,469,750円(H5～H15) ツインタワー 10件 シングルサイン 2件
洲本市	寺町地区まちづくり協定	洲本市寺町地区において住宅、住宅敷地の整備に関する事項及びその他の事項を定め洲本市の歴史文化を活かした街なみの形成と安全快適な住環境の改善をはかる。	平成10年度～平成19年度まで	地区住民の景観意識の向上

## (2) 復興景観づくりに関する市町独自の取り組み

前節の各市町の制度を踏まえ、市町の景観行政担当者を対象に実施したアンケート調査及びヒアリングの結果を基に、各市町が取り組んだ独自の施策を整理する。

表3. 3にアンケートにより得られた各市町の取り組み事例を示す。淡路地域の市町においては、被災が少なかったこともあり取り組み事例を挙げていない市町が多い。また、阪神・東播磨地域においても、同様の理由で取り組み事例を特に挙げていない市もある。

阪神地域においては、①歴史的建造物等の指定及び修復に要する費用の助成、②地区計画の策定が重点的に実施されている。

先に述べたように、今回の震災では多くの歴史的な遺産が被害を受けた。そのような中、歴史的建造物等の指定については、神戸市で11件、明石市で5件の指定実績があり、保全計画に沿った維持、補修が行われた。しかし、他の市町においても既に指定済みの建築物や指定に向けて調査済みの建築物の多くが震災により倒壊してしまったという残念な結果となっている。

修復に要する費用の助成については、県の復興基金事業を活用したものが多いが、神戸市、尼崎市、西宮市では独自の条例等に基づく助成を行っている。実績としては、尼崎市の延べ71件が特に多く、その他の市では5～10件程度となっている。これにより、歴史的価値の高い建築物を保全することができ、また、それを中心とした良好なまちなみを継承することができた。一宮町においては、神社を残したいという住民の声が大きく、補助金による神社の修復後、寄付金により地車（だんじり）小屋を修復した上、震災以前より休止していた祭りが復活するという効果が得られた。東浦町では震災復興をアピールするため、壁画コンクールを実施している。また、文化伝承の取り組みとして、老人クラブが中心となり東浦町の昔についての本を出版している。

しかし、補助金による点的な復旧だけでは、まちなみとして良好な景観を保存することが十分にできたとは言えないのも事実である。また、民家等の公費解体が過度に進められ、昔ながらのまちなみの面影が無くなった地域もあった。

次に、まちなみの復興における景観に関する取り組みとして地区計画の策定が挙げられる。これには、神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市が取り組んでおり、景観の観点も取り入れ、用途の制限、建築物の高さや形態、意匠の制限を盛り込んだ地区計画を導入している。これにより住宅地の良好なまちなみが維持されている。また、住民の景観に対する意識の向上に繋がり、公園や街路樹の管理といった自主活動の活発化といった事例も見られた。しかし、中には土地利用計画の策定に止まり、景観まで考慮できていない地区もある。また、区画整理を実施した地区においては、協議会等を設置しても個人の私益に関わる議論にのみ焦点が当てられ、景観にまで話が及ばないことが多く、また、建物の建設に際してもまちなみを意識されることが少ないため、結果として煩雑な景観を形成するに至っている。

被災地域に共通する景観上の課題として以下の点が指摘されている。工場跡地や、酒蔵地区における空地への大規模店舗、高層マンション等の建設が増えまちなみの雰囲気を変えてしまった地区がある。小規模の店舗についてもそれぞれのイメージカラーがあり、地域の景観を乱しているものがある。空地の残存も良好なまちなみを阻害している一因となっている。景観に関する地域ルールを持たない一般的な被災市街地において、地域に定着していた石垣・生垣による外構の減少、在来工法住宅の減少等がみられる。工場生産の建材の安易な使用等によるうるおい感のない画一的な住宅が増加傾向にある。

表 3. 3 各市町の取り組み事例

	施策等の内容	成果
神戸市	<p>景観形成重要建築物等指定制度 歴史的な建築物や地域のシンボルとなっている建築物など景観上重要な建築物等について、「景観形成重要建築物等」の指定を行い、所有者に適正な管理をお願いするとともに、維持や修理に対して技術的な助言や経費の一部助成を行う制度を設けている。平成12年3月、震災で残った建築物のうち11棟を景観形成重要建物等に指定している。</p>	<p>名称/旧用途/所在地 ・王子市民ギャラリー（大学チャペル）灘区 ・神戸市文書館（美術館）中央区 ・ホワイトハウス（アメリカ領事館官舎）中央区 ・神戸市立博物館（銀行社屋）中央区 ・旧居留地38番館（銀行社屋）中央区 ・海岸ビル（企業社屋）中央区 ・海岸ビルヂング（日豪会館）中央区 ・兵庫県公館（兵庫県南庁舎）中央区 ・ファミリーホール（銀行社屋）中央区</p>
	<p>景観形成市民協定の認定 一定の区域内の市民相互による身近な都市景観の形成を目的とした協定について、「景観形成市民協定」として認定し、技術的支援や活動費の助成を行っている。震災後、各地域で景観形成の取り組みが行われ、平成16年5月現在、8地区の市民協定を認定している。</p>	<p>地区名/締結年月日/認定年月日/地区面積 ・トアロード地区/H10/約15ha ・新長田駅北地区東部/H10/約21ha ・栄町通地区/H10/約8ha ・魚崎郷地区/H10/約31ha ・新長田駅北・西地区/H12/約13ha ・三宮中央通り/H15/約5ha ・神戸元町商店街/H15/約7ha ・有馬地区/H16/約12ha</p>
	<p>地区計画等 都心の三宮5地区において、震災後地区計画を定め、都市景観形成地域指定（旧居留地、税関線沿道）による景観形成と連携し、安全で魅力ある都心地域の形成を図っている。</p>	<p>地区名/面積/決定年月日 旧居留地地区 22.1ha/H7.4.28 三宮駅南地区 18.5ha/H7.4.28 税関線沿道南地区 11.2ha/H7.4.28 三宮西地区 7.3ha/H7.4.28</p>
尼崎市	<p>都市美形成条例に基づく助成制度の震災復興版（平成7～9年度限定）による助成 都市美形成建築物20件、都市美形成地域内建築物22件、修復保全</p>	<p>修復工事に対する助成により、本市の貴重な都市美形成建築物の保存・継承及び寺町都市美形成地域の景観を維持、保全することができた。</p>
	<p>歴史的建造物等修理費助成事業（復興基金事業）による助成 都市美形成建築物15件、都市美形成地域内建築物11件</p>	<p>修復工事に対する助成により、本市の貴重な都市美形成建築物の保存・継承及び寺町都市美形成地域の景観を維持、保全することができた。</p>
	<p>文化財振興財団の震災復興の支援（寺町地区） 如来院（鐘楼、山門）、甘露寺（薬師堂）及び善通寺（本堂、山門）の修復</p>	<p>寺町都市美形成地域の核となっている11か寺のうち3か寺を緊急に修復保存することができた。</p>
明石市	<p>築地地区震災復興事業 歴史を伝える文化的まちづくりとして、改良住宅、橋、保育所を修景した。</p>	<p>震災復興にあたって、景観形成の先導的役割を果たした。</p>
	<p>歴史的建造物修理費助成事業（復興基金事業）による助成 ・原邸、卜部邸、尾上邸、中山邸、小山邸の修復保全</p>	<p>修復工事に対する助成制度の活用により、歴史的価値の高い建築物を修復保全し、良好なまちなみ景観を継承することが出来た。</p>
	<p>都市景観条例に基づく都市景観形成重要建築物等の指定 震災により歴史的建築物が倒壊したり、取り壊されていく中で、できるだけすみやかに歴史的に価値のある建築物を重点的に指定していく取り組みを行ってきた。</p>	<p>5件（復興基金を利用した物件）を都市景観形成重要建築物等に指定し、保全計画に沿った維持・補修が行われている。 原邸、卜部邸、尾上邸、中山邸、小山邸の修復保全</p>
西宮市	<p>西宮市都市景観助成要綱事業による景観形成建築物の修復に対する助成 ・聖和大学セミナーハウス（旧宣教師館）の修復</p>	<p>修復工事に対する助成により、市内でも貴重な景観形成建築物を保存、継承することが出来た。</p>
	<p>歴史的建造物修理費助成事業（復興基金事業）による助成 松本邸（旧ナショナルシティ銀行社宅）、倉戸邸、倉敷邸、浄橋寺庫裏・書院、辰馬本家酒造（本蔵）、西宮神社六英堂の修復保全</p>	<p>修復工事に対する助成制度の活用により、歴史的価値の高い建築物を修復保全し、良好な町並み景観を継承することが出来た。</p>
	<p>地区計画の策定（まちづくり協議会） （震災後21地区決定。うち震災復興区画整理の区域内の地区計画は2地区） ○南部市街地（震災復興区画整理事業区域内） 2地区 ○南部市街地（その他） 17地区 ○北部ニュータウン 2地区</p>	<p>もともと住環境保全を目的としているが、下記の制限内容は景観形成面でも一定の成果を上げている。 ・建築物等の高さの制限 20地区 ・建築物の壁面の位置の制限 9地区 ・形態・意匠、広告物の制限 9地区 ・垣・柵の構造の制限（道路際の緑化推進） 7地区</p>

	施策等の内容	成果
西宮市	西宮浜地区景観形成計画の検討と具体化 復興住宅建設のため、当初流通業務等の事業所中心であった西宮浜の一部を住宅地として開発するにあたり、良好な住宅地景観の形成を目的として、兵庫県、兵庫県住宅供給公社、西宮市、西宮マリナシティ開発㈱、住宅・都市整備公団、積水ハウスといった事業者で「西宮浜地区事業者連絡調整会」を結成し、特に景観形成の骨格となる街路及び街路部分の緑化計画についての景観形成計画を作成、実践している。	街路、公園、緑地が竣工してからまる6年経ち、街路樹と民地側壁面後退の緑化により、緑豊かな歩行者空間が形成されている。また、民間開発部では管理組合による緑化活動が活発に行われており、平成10年度には関西まちづくり賞、平成12年度には西宮市都市景観賞を受賞している。
芦屋市	歴史的建造物修理費助成事業(復興基金事業)による助成 ・如来寺十三重石塔・芦屋神社本殿屋根・芦屋神社坪殿の壁・八幡神社鳥居・林邸・松橋邸・中山邸・勝田邸の修復保全	修復工事に対する助成制度の活用により、歴史的価値の高い建築物を修復保全し、良好な街並み景観を継承することができた。
	国重要文化財淀川製鋼所迎賓館事業へ国等の助成 ・淀川製鋼所迎賓館の基礎・内外装・屋根の修復工事	同上
伊丹市	歴史的建造物修理費助成による助成 坂上邸・入江邸・荒木邸・谷垣邸・芝田邸・篁源一・篁惣一の修復保全	修復工事に対する助成制度の活用により、伊丹市都市景観形成建築物を保存・継承できた。
	地区計画の策定(まちづくり協議会) (震災後11地区決定。うち密集住宅市街地整備促進事業による震災復興まちづくりの地区計画は4地区) ・荒牧地区、鴻池地区、西野地区、池尻地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途の制限 4地区で制定</li> <li>・建築物の高さの制限 4地区で制定</li> <li>・建築物の壁面位置の制限 3地区で制定</li> <li>・形態・意匠の制限 4地区で制定</li> <li>・垣・柵の制限 2地区で制定</li> </ul>
宝塚市	居住環境維持のための地区計画の導入(逆瀬台地区) 被災した建物の再建に際し、建物の用途変更や宅地の細分化による建て詰まり等居住環境の悪化が懸念された地区に対して、用途や制定敷地面積を制限した地区計画を導入。	開発当初からの緑に囲まれた良好な居住環境が維持されている。また、地区計画の導入活動を契機として、公園や街路樹の管理等地区内の緑化を初めとする自主活動が盛り上がるなど、まちづくりに対する意識が向上した。
川西市	文化財震災復旧事業 ・多田神社(築地堀、東・西門、六所神社本殿) ・満願寺(九重塔、山門) ・川西市郷土館(旧平安家住宅、旧平賀家住宅)	修復工事に対する助成制度の活用により、歴史的価値の高い建築物を修復保全し、良好なまちなみ景観を継承することが出来た。
一宮町	復興施策として密集住宅市街地整備促進事業を採択し、アドバイザー(コンサルタント)及び地区住民で形成された震災復興まちづくり委員会の意見を取り入れ、コミュニティ住宅の建設、公園整備、道路整備を進めている。また、商店街活性化先導モデル事業を取り入れ、街の緑化にも努めている。(郡家地区)	街路灯(防犯灯)を景観に配慮したデザインに統一して設置した。 地区玄関口に花壇を設置したり、街の道路沿いにプランター(700基)を設置するなど、街の緑化が進められている。
東浦町	壁画コンクール 震災後の景観美化や震災復興を島内外にアピールしようと開催され、「ゆめ」をテーマに全国から応募者を募った。	北は埼玉県から南は高知県まで36点の応募があった。町では当初工事終了後、壁面を取り壊す予定だったが、壁画を東浦サンパーク児童公園へ移設することになり現在も飾られている。
	伝承文化事業 震災直後、東浦町老人クラブ連合会ではみんな命のあったことを喜び合い、改めて命の貴さを感じ、この時期自分たちが後世になにかできることはないかと考えその結果、東浦町の昔について本を出版することとした。	伝承文化活動委員会を結成し、原稿収集にあたり、校正・編集・出版と2年余りの月日を要した。2冊目は1冊目の好評を得て「続ひがしうらむかしばなし」を出版し、町の文化功労賞を受賞した。2冊目を出版後、生活復興県民メットのまちの再発見運動補助金を申請し、「伝承文化ガイド標識づくり事業」として、11箇所案内板を設置した。

### (3) 成果と課題

以上で述べてきた震災復興における市町の取り組みについて、成果と課題を整理すると以下のとおりである。

#### ア 成果

- ① 景観形成地区等の指定により景観形成を推進した。
- ② 住民協定の認定により、住民による身近な都市景観の形成を支援することができた。
- ③ 歴史的建造物等の指定により保全計画に沿った維持、補修が行われた。
- ④ 修復費の助成により歴史的価値の高い建築物を保全することができ、また、それを中心とした良好なまちなみを継承することができた。



- ⑤ 景観に配慮した地区計画の策定により住宅地の良好なまちなみが維持され、住民意識の向上、住民活動の活発化に繋がった。

## イ 課題

- ① 既指定の重要建築物や指定に向けて調査済みの建築物の多くが震災により倒壊した。
- ② 補助金による点的な復旧だけでは、まちなみとして良好な景観を保存することが十分できていない。
- ③ 復興段階の土地区画整理事業等の計画策定においては、住民の意見が専ら私益に偏るため、景観の観点が無視されがちであり、結果として煩雑な景観を生み出した。
- ④ 大規模店舗や高層マンションの建設の増加、派手な色彩の店舗の増加、多数の残存空地の存在等により地域に雑然とした景観が生まれている。
- ⑤ 景観に関する地域ルールを持たない一般的な被災市街地において、地域に定着していた石垣・生垣による外構の減少、在来工法住宅の減少等がみられ、景観が大きく変化している。
- ⑥ 工場生産の建材の安易な使用等によるうるおい感のない画一的な住宅が増加傾向にあり、景観の変化に影響をもたらしている。

## 4 現地調査による景観変化と市町景観担当者の意見からみた景観課題

1997年、「景観復興マスタープラン」づくりの基礎調査として、復興市街地の実態調査を行った。この対象地区を2004年6、7月に再び調査した。この調査と、市町景観担当者へのヒヤリングに基づき、景観課題の現在について以下に整理する。

神戸市長田区 房王子周辺地区、神戸市灘区 楠丘周辺地区  
芦屋市 南宮地区、西宮市 安井地区、北淡町 富島地区  
一宮町 江井地区、一宮町 郡家地区、津名町 志筑地区  
一宮町 尾崎地区、東浦町 仮屋地区

淡路は瓦の産地である。震災後、瓦が重いことが建物被害につながったとの「ニュース」が広まり、淡路の瓦産業への影響が懸念された。そうした誤解を解くための活動が展開された。現地を見るかぎり、淡路地域では再建住宅に瓦葺きが多いが、神戸・阪神地域では少ないように見受けられる。平成16年7月、全日本瓦工事業連盟では、「<瓦屋根は地震に弱い？>本当でしょうか」というリーフレットを作成し、瓦屋根への理解の普及を行っている。その成果もあり、軽量瓦が見直され、いぶし瓦、陶器瓦の需要が増加しているという。

### (1) 現地調査のまとめ

#### ア 阪神地域

<まちなみ>

- ・ 再建住宅は、工場生産の建材の安易な使用等によって、うるおい感のない画一的な外観をもつものが多く、景観の変化に影響をもたらしている。
- ・ 空地やお屋敷跡地に新しく住宅、タウンハウス型住宅、ミニ開発、マンション等が建設されてきている。
- ・ 震災の影響によるマンション建設の流れとは別に、近年またマンション建設が多く見られる。
- ・ 再建とは別の流れで、通常の建替えが行われている。カラフルなデザインや、新素材を使った奇抜なデザインが見られる一方、在来工法を取り入れつつも新しい和風のデザインの住宅が建設されている。
- ・ 街角のポイントとして角地が、駐車場整備されているところも多く、十分に生かされているとは言い難い。

<空地>

- ・ 依然として更地が多い。

- ・ 更地を畑や駐車スペースとして利用しているものが多い。中には鉢植が置かれているところもある。
- ・ 更地であった場所が駐車場として整備されている。石積を取り除いて駐車場整備されているところもある。

#### <外構>

- ・ 既存樹木の積極的活用が見られる。(個人住宅、ガーデン駐車場など)
- ・ 壊れかけて放置された石積みの擁壁はそのまま、またはコンクリート造成されていた。
- ・ 損傷した伝統的な門がそのまま放置されている。
- ・ コンクリート塀やフェンスが増加している。
- ・ 新築住宅の外構は、ガレージの屋根が取り付けられたものもあれば、そのまま緑も置かれず殺風景なところもある。
- ・ 鉢植等の緑のあふれ出しはさらに大きくなっている。
- ・ 敷地一杯に建てられる場合、敷地部分のわずかな隙間に植栽スペースが設けられている。その成長度合いはまちまちである。
- ・ 一階部分や前庭部分を駐車スペースとして活用している場合、敷地部分にはあまり植栽が施されていない。

#### <地域景観の核>

- ・ 地蔵、祠の再建が見られ、管理もきちんとされている。
- ・ 社寺は自力で復興されており、余剰敷地の駐車場利用も見られる。
- ・ コミュニケーション型県土づくりモデル事業を利用して、震災後更地になっていた場所にコミュニティ広場が作られている。

### イ 淡路地域

#### <まちなみ>

- ・ 震災以降、住宅の再建は阪神間と同じ傾向にある。特に、区画整理事業の行われている北淡町富島では現在でも高彩度で新素材を用いた洋風デザインの住宅が数多く建設されている。しかし、淡路地域全体としては、近年従来工法による建築が増える傾向が見られる。
- ・ 従来工法で建設される住宅のなかには、入母屋などの伝統的な形態をそのまま継承しているものもあるが、現代的にアレンジした「新和風」ともいえるシンプルなデザインのものも見られた。
- ・ 建築のデザインに関わらず、前面に駐車スペースを設けるタイプの空間構成の変容が数多く見られた。
- ・ 町営のコミュニティ住宅は、3～4階建てで高彩度の色彩デザインのものが多かった。全体として落ち着いた集落の面影を残している淡路地区では異質なデザインであり、周辺との調和を検討する必要があると考えられる。外構に震災モニュメントを設置してあるところなど、街角景観の形成を試みている事例も見られた。
- ・ 既存の庭木を活用した再建住宅が多く見られた。

#### <空地>

- ・ 依然として更地が残るが、周辺住民によって駐車場や農地、花壇として利用されているものがあった。そのなかでも、花壇利用されているところは、魅力的な街角景観を形成していた。
- ・ 区画整理事業が行われている地区では、更地が自治体によって管理されているため、利用が見られず、まちなみが殺風景な印象となっていた。
- ・ 雑草が生え、ゴミなどが捨てられ、荒れている更地もあった。
- ・ 既存の井戸や庭木などが残されている更地もあり、今後の再建時に活用する

ことも考えられる。

#### <地域景観の核>

- ・ 傾斜のある地区では、敷地単位で形成される擁壁の連なりが地域の特徴的な景観となっていた。震災時に倒壊したまま放置されている石積みの擁壁も見られたが、多くはコンクリートで改修、造成されており、まちなみが無機質な印象となっていた。
- ・ 防災公園や公民館、町営コミュニティ住宅など、淡路瓦を利用した公共的施設が整備され、新たな地域景観の核となっているが、全体的デザインと瓦屋根の調和がとれていないものも見られ、瓦を利用した施設の計画には、十分なデザイン検討が求められる。
- ・ 社寺の本殿はおおむね本格的に再建され、地域景観の核となっていた。しかし、境内の手水舎や灯籠など、付属する設備は徐々に整備を進めている段階であり、境内全体としての復興は今後さらに時間が必要とされる。
- ・ 既存の庭木や庭石、石柱、鳥居などを利用して、外構を整備している住宅等が見られた。小さな規模ではあるが、震災後一新されたまちなみの中で魅力的な景観となっていた。
- ・ 地蔵や道祖神など、管理されている小さな祠が道ばたに見られ、地域のコミュニティの存在が感じられる街角景観となっていた。

## (2) ヒヤリング調査のまとめ

### ア 阪神地域

鳴海：

震災復興という大変な課題に取り組んでいるのに、他地域から来た人が「落ち着いた景観がなくなった」、「プレハブがたくさん建てられて住宅展示場のようだ」というような勝手な発言をされていました。われわれもそのようなことは認識しており、どうしていけば良いかをハウスメーカーの方も交えて議論したこともあります。「地域ごとの指針があれば我々業者としても考えるべきことは考えます。自分たちもプロだからいい加減に建てているわけではない」ということでした。しかし、現実には住民も急いでおり時間がなかったため、震災直後は、人気がなく在庫として残っていた建材を使っていました。そのため特殊な景観が生まれたと業者さん自身も言われていました。

我々は一昨年、昨年と芦屋でアンケート調査を行ないました。多くの地域で住民が約半分入れ替わっています。旧来住民は震災前の景観に比べると問題があると感じ、多少不満があるようでしたが、新規住民はなかなか良いところに住んでいると満足していました。そのような一般的なまちなみと同時に、西宮の酒造地域の個性的な景観が変化してしまったことを残念に思っている人もいます。このように、地域の人の景観に対する思いは様々であると思います。

住民の方に推薦してもらった「伝えたいふるさとの景観」を調べてみますと 1/3 が建物、1/3 が緑、1/3 が祭りなどの様々な類型のものでした。

我々は、復興していく市街地を前にも増して魅力のある市街地にしていかなければならないという思いをもっており、色々な調査をやってきました。各自治体の皆さまが日ごろの仕事の中で感じることや、今まで進められてきた景観施策の評価や、復興によるまちの姿の変化についての感想をお聞かせください。

神戸市：

市が主導的に事業を行なった地域と、事業がかからなかった地域で、景観にもかなり差が出てきています。JR六甲道駅南側と新長田駅南側で市街地再開発事業が行なわれました。JR六甲道駅南側は全ての建物が完成しており、新長田駅南側はまだ半分くらい残っています。市街地再開発事業の課題としては、事業エリアとそ

の近接する市街地の間で、建物の高さなどの格差が生じてきている点です。が、今後周辺エリアをどのような形で再開発していくかが課題となっています。現在のところ密集事業を考えています。

区画整理は市内で11地区あります。区画整理は、基盤整備のみであるため、景観を考えるにあたってはうわものをどう誘導していくかが課題となっています。その中で、新長田駅北側地区では、景観条例に基づく景観形成市民協定によりまちなみが誘導されており、若干良いまちなみができてきています。街並み環境整備事業も含め、色々な手法を組み合わせながら、景観を誘導していこうと考えています。

それ以外の白地エリアでは個性のないまちなみができてしまっています。場所によっては、協定などを利用しながら、もともとあった個性を活かすような取り組みを目指していこうと考えています。

空地がなくなっていく点も課題です。震災当初に発生した空地の約3割がまだ残っています。できるだけ空地に建物を建てる方向で活用していき、活力を取り戻していくことが、景観形成という点でも重要だと思います。

尼崎市：

阪神間の他の地域よりは被災状況は軽い。当初は保存の方を主体として考えていました。築地地区で唯一の区画整理。液状化を起こしたため平均1m50cmくらい地上上げをしました。結果的には完全な再開発のようになりました。築地地区は旧城下町の面影がありましたが、結果的には1件だけが保存されあとはなくなってしまいました。地区計画まではなんとかでき、景観についてもガイドラインをつくっていたのですが、結果的にはみなさんの同意が得られずに、利用はまちまちで、まちなみもバラバラになっています。市としては改良住宅におもむきを出そうとしているのですが、そういった意味でも公民のバランスが悪い景観になっている。

寺町付近の大きな敷地には高層マンションが建てられてきている。

震災とは直接的な関係はありませんが、尼崎の森づくりなどから震災を契機に南部の衰退をなんとかしたいと考えています。

明石市：

震災前から古い建物の調査をしており、ちょうど終わった頃に震災が起こりました。古い建物の中には公費解体で取り壊されたものもいくつかあります。阪神間と違って面的ではなく点的な被害を受けたため、公的事業を入れませんでした。

このような中で、震災復興基金の制度ができたため、家への思い入れのある人に対しては、ある程度救済ができました。瓦屋根は重いから被害が拡大したという情報が流れたために、古い民家を公費解体されたり、屋根を改修されたりということもありました。そのあたりが、PRや財源的なあたりでなかなか対応できなかった部分かと思っています。

旧西国街道沿いでは古いまちなみの地区指定に動いていましたが、震災により、復興の方が先だという考え方のもとでプレハブ住宅が多くなり、面的な指定ができなくなりました。唯一、旧西国街道沿いに宿場町の面影がまだ残っている大蔵地区では、震災を踏まえてまちづくりをやっていこうという動きがありました。街道から一步はいったところが狭隘道路であり、まずそちらからなんとかしよう、密集事業を進めてきています。面影を残した町並みを形成していこうというまちづくりの基本構想はあるのですが、まだ旧西国街道沿いの整備にまでは至っていない状況です。市としては、町並みのなかで重要建築物の指定を何件かしていく中で、点を線にという狙いを持っていますが、まだまだ住民にはそこまでの意識がないというのが現状です。このことは、高齢化や後継ぎ問題などの色々な問題が背景にあることも感じています。

震災を期に、住民の間でまちづくりの気運が高まってきており、景観にまでは至

っていませんが、住環境の保全のための地区計画を定める地区も若干増えています。

明石はもともと瓦産業がさかんでしたが、瓦産業が衰退してきているところに震災が起こってしまいました。

西宮市：

点的には歴史的建造物が残っています。面的には、復興区画整理事業を行なったところに地区計画をかけてやっています。地区計画でボリューム関係の調整はできませんが、デザイン的な部分はいえなみ基準のようなものがないと誘導できません。実際にいえなみ基準をつくろうとしたところもありましたが、地区計画をつくるまでに相当な時間と地元の労力を使ってしまい、うわものや外構のしつらえの部分といった次の段階へなかなか進めないのが実情でした。市の担当の方も、地区計画ができて一息つくといった感じで、次までなかなか持続できないという、自治体サイドの問題もあったかと思います。

酒蔵地区については、酒屋がどんどんつぶれているため、また以前は広い蔵が必要だったのが小スペースで運営できるようになったため、土地が余ってきています。それらの土地にマンションや大規模小売店舗が立地し、まちなみが変わってきています。景観ルネッサンスの助成を受けながら昔の雰囲気を残しながらやっているとありますが、実態としては酒蔵のまちなみはなくなった感じです。酒蔵通りには、若干酒蔵施設やおしゃれなイタリア料理店などができつつあります。それを積極的に誘導しようと思えば、市の方が歩道など基盤の二次整備をして、仕掛けていかない限りまちなみは誘導できないのではないかと思います。

震災前、山手幹線は平板ブロックが並んでいましたが、震災後、事業化されて、街路照明なども整備されてきています。その影響で、そこに出てくる店の雰囲気が大分変わってきています。このようなことを見ていると、ある程度行政が仕掛けていかなければならないと感じています。しかし、財政が厳しく考えはあってもなかなか実行できないという現状はあります。

森具の街路計画等の効果としては、通過交通がでにくいようなループ状になっているため、生活者の立場に立てば良いのかもしれませんが。

芦屋市：

区画整理事業区域が3地区、住宅改良地区が1地区ということで公的事業区域が4地区あります。

住宅改良地区は、まち協がうまく立ち上げて、事業としても順調に進み、景観的にみてわりと良い。区画整理地区は都市計画決定時点からもめていました。今は3地区とも完了しましたが、景観的にみるとうまく進んでいないと思います。上から見た線形としてはきれいですが、瓦屋根の建物もなくなってきていますし、地区計画をつくろうという話はありませんでしたが結局まとまりませんでした。もう少し、景観や色という面も、まちづくりの中で盛り上がればよかったです。それ以前に自分の家はどこに建つんだというところに興味がいった、外観などの面までは話がまわりませんでした。

区画整理事業を行うと緑が切られていく場合が多いように思います。そのため緑が少ない町並みになっています。地区計画でもう少し緑を増やす方向にもっていければよかったです。そのうち西部第2地区は、公園に今までの木を移植して、そこに貯めてもう一度戻すという「緑の銀行制度」をつくっていました。それとあわせて、県の町並み緑化事業を利用し、それぞれの区画整理地区や住宅整備事業地区で緑の計画をたて、各個人が補助金をもらうことにより、まちに生垣などの緑が戻ってきています。

滋賀県今津から来た人は、芦屋は全国的に有名で景観的にも優れているというイメージをもって移って来たのですが、外見だけはきれいにしている作られたまちと

いうかんで、よそよそしい景観のまちという印象を受けたようです。

重要建築物として、震災前に 50 件くらい指定しようとして選んでいたのですが、ほとんど潰れてしまいました。募金を集めて保存しようとしたところも不足でだめだった。

今、ようやく地区計画などで景観をよくしていこうという風潮が出てきていますが、もうすでに建物が建ち終わっており、場所によっては商店主が個性を出そうと色々な色の建物が建てられているところもあります。今から地区計画をつくっても難しい気はします。

伊丹市：

荒牧、鴻池、西野、池尻の 4 地区の古い家屋が倒壊しました。これらと阪急伊丹駅を含めた 5 地区を重点地区として、復興を進めてきました。阪急伊丹駅は建て替えが終了しています。残りの 4 地区については、住民の方が道路が狭いということで道路を広げました。

震災前には 26 件の都市景観形成建築物を指定していましたが、そのうち 13 件が倒壊しました。倒壊したものは全て廃棄されました。昔の建物は石の上に柱を立てており、震れると倒れるため、従来工法ではダメなところもあるということを感じました。

鴻池地区が区画整理事業を行い、現在も進んでいます。今、伊丹には 10 地区の地区計画があり、そのほとんどが高い建物を規制する形での地区計画となっています。10 年たちましたが、こちらの思っているようなまちなみが形成されてきていると思われます。

宝塚市：

震災復興で再開発を 3 地区で行いました。仁川の昔の雰囲気があるところを区画整理し色々批判を受けました。

震災で客足が止まったこと、泉源が枯渇してきたことで、温泉街の旅館が転売されて、そこにマンションが建てられ、現在はマンション群になってきている状況です。現在のマンション建設に対して 3~4 年前の新築マンション住民が反対しています。しかし、3~4 年前にそのマンションが建てられる時も反対意見はありました。景観の問題とは、常にあとから建つものが悪者になるという構造があるのだと思います。

雲雀ヶ丘地区には大正末期から昭和初期にかけての洋館が残っています。そのような建物をできるだけ保全していこうと景観形成地区指定をしています。しかし 1000~3000 m<sup>2</sup> くらいの区画となっており、相続税が払えず物納しかない。そのような土地にマンションが建てられ、閑静な戸建住宅地が変化してきている。中には町並みに配慮しようとしたマンションも見られるが。雲雀ヶ丘の道は昔の道なので幅員が狭い。そのためスピードを出す車もなく、事故もない。住民の方は、道路はそのまま良いのに、インフラ整備のために拡幅される。石積や生垣を排除して広げられた道路に不法駐車がされるという現状もある。景観的にも切れてしまう。

三木市：

ニュータウンの低層住宅地が被害をうけた。湯の山街道筋のような古いまちは被害なし。湯の山街道筋の方は市も支援をしながら、商工観光課と地元のまち協が中心となって、歴史街道として位置づけて、歴史的資産の保全やまちなみ形成を進めている。

老朽木造密集の課題はある。

川西市：

震災の被害は小さく、その中でも南部に比較的被害が多い。大規模建築に対しての被害はあまり見られず、低層住宅地でぽつぽつ被害があった程度。川西では面的

指定の都市景観形成地区が 1 地区あるが、そこについては被害を聞いていないので当時何らかの措置をとるという話はありませんでした。川西の場合、震災に関しての事業というものはありませんでした。

県：

県の景観行政は、60年代はうるおいと緑、70年代は景観からのまちづくりということで進められてきましたが、95年になって突然、安全と安心が優先したような気がします。95年までの景観行政のレベルを維持しながらやっていきたい。

鳴海：

淡路では寺や神社を県のお金を使って再建したりしていますが、神戸・阪神間のお寺や神社は大体自前で復興していると思います。お地藏さんについても何かトピックスがあれば紹介してください。

芦屋：

公費解体をやることによって、補修でもできる家はたくさんあるのに公費解体というのを受けられるというのを皆さんに知られてしまったために、隣がうけるのならうちもやるというように公費解体の話が進みました。被災されて家が壊れた方には本当に必要なことだと思いますが、公費解体は景観のことを考えると本当に良かったのかという疑問はあります。

## イ 淡路地域

<洲本市>

- ・ 平成10年度から寺町地区のまちづくり協定。(震災とは関係ない)
- ・ 老朽化した洲本城の石垣の改修。震災の影響ではない。

<津名町>

- ・ 道路事業や区画整理事業などの都市計画を完成させて、それを復興につなげるよう図った。地元説明会を数多くやってデザインなど誘導。住民が積極的に参加。トラブルは特になかった。

<淡路町>

- ・ 国道沿いは復興が早かったが、土地利用の問題がある。
- ・ 和歌をテーマに集会所の屋根を瓦葺にするなどの整備を行った。
- ・ 震災以降人口減少。エンタープライズゾーン、道の駅など多くの事業を行ったが、地域の中で有効利用されていない。
- ・ 人口 6800 人。人口は毎年 80~100 人減少しているが、宅地は増加している。土地利用に課題有り。

<北淡町>

- ・ 区画整理事業に対して、賛成多数であったが、反対者の声が大きく、かなりの反対運動があった。
- ・ 20~30坪の宅地が多く、再建時に減歩が問題に。外構スペースがほとんどない住宅が多く見られる。
- ・ 最近、住宅再建が在来工法に移行している傾向がある。
- ・ 平成8年にセットバックして生垣を設置することに対する助成を定めた生垣条例を作ったが、制度が利用されたことはない。敷地が狭いという宅地条件もあったが、もともと生垣文化がなかったことが原因として考えられる。
- ・ 人口が年に5~6%減少している。震災後はもっと減少率が高かったが、近年は本来の減少率に戻りつつある。

<一宮町>

- ・ 伝えたいふるさと景観 25 件。江井地区のまちなみは指定の寸前までいっていた。
- ・ まちなみ保全事業において、15 件の建築を指定した。
- ・ 社寺は、地域の集まりの場、象徴ということで、助成を利用して修復した。

- ・ 「神社を直した、それならばだんじりも直そう。人口が減って祭りがなくなっていたが、10年ぶりに祭りをやろう。」景観という観点で社寺を修復したことによって、地域の文化やコミュニティが活かされてきた。
- ・ 自力で社寺の再建を考えていた地域に、まちなみ保全事業の話を持ちかけて、利用してもらった。その後、社寺の再建を継続し、祭りなどの地域活動が盛んに。
- ・ 人口は減少傾向にある。
- ・ 復興住宅として3ヶ所 81戸のコミュニティ住宅を建設した。外構に震災で倒壊した神社の鳥居をモニュメントとして設置。

#### <五色町>

- ・ 平成7年から高田屋嘉平公園の整備。瓦葺の施設など、景観の向上。
- ・ 住民の意見によって、みやこ橋の整備。
- ・ 住吉公園の東屋、トイレ、歩道などの整備。
- ・ 人口11500人。震災前から1000人弱増加。明石大橋ができてから、増加傾向にある。町営住宅などを建設して対応。

#### <東浦町>

- ・ 仮屋地区は被害が大きかった。密集市街地整備事業、防災公園整備などが完了。
- ・ 震災前、文化ホールを計画していた。それを復興のシンボルにしようということで、壁画コンクール(500mの壁画を全国から募集)やコンサートを行った。
- ・ 事業ではないが、老人会の「東浦昔話」などの活動も。
- ・ 自然環境の景観データベースをつくる予定。合併もあるので、東浦町の記録をつくる。
- ・ 人口は微増。ウェスティンの建設や明石大橋の建設で、神戸の通勤圏内になったことによる。

#### <緑町>

- ・ 特になし。
- ・ 人口は増加している。明石大橋の影響よりも、定住化政策の賜物。

#### <三原町>

- ・ 農村部の家の建て方が変わった。瓦葺の入母屋造りの門長屋のある家が多かった。寂しい気持ちもある。
- ・ 各小学校区に防災公園を設置。水槽を設置したり、非常時の備蓄関係の整備をした。
- ・ 人口は横ばい。

#### <西淡町>

- ・ 瓦産業が盛ん。昭和50年代から景気が悪くなりつつあったが、震災直後から大手ハウスメーカーの参入もあり、さらに衰退している。
- ・ 瓦を葺くと、住宅再建に1~2年かかってしまう。震災直後はみんな急いで住宅を欲しがったため瓦を使わなかった。
- ・ 施主がいて、大工がいて、瓦屋根をつくる、という流れがなくなってしまった。
- ・ 瓦を使ったモニュメントを製作しているが、震災とはあまり関係ない。
- ・ 人口は年に50~60人減少。

## 5 生活風景の喪失と再生・復興

### (1) 生活風景と地域アイデンティティ

#### ア ふつうの<まち>の景観

生活風景は、目にうつる<まち>の姿であり、それはまた、地域固有の生活文化の表出でもある。阪神・淡路大震災の被災地には、地域の自然や風土に生まれ、社会・経済的変化をうけて形成されてきた多様な市街地<まち>があり、それぞれに



固有の生活環境の表現があったが、震災により多くを失い、復興過程では、住宅の建て替わりにより生活風景に変化が現れている。

震災により多くの建物が被害を受け、被災建物の建て替えや修復が進む震災後1年くらいから、人々はしだいに生活風景の変化を認識するようになった。しかし、ふつうの〈まち〉の景観の環境価値については、十分認識されていなかった。それは学術的にも同様である。震災後、歴史的、建築的に価値のあるとされる建物への関心やその再生は議論されても、ふつうのまちの景観の文化性や地域の記憶や生活環境としての意味は、当初意識されることはなかった。

「都市景観を構成しているのは、文化財として価値のある要素や建築的に質の高い要素ばかりではない。都市景観は多くの日常的要素の有機的集積によって構成されており、私たちはそのような景観の中で自己を定位し、アイデンティティを育てている。住民が物的被害に加えて大きな精神的打撃を受けている災害復興に当たっては、ただ単に物的環境の再建を図るのみでなく、人々が慣れ親しんできた日常風景の断絶を回避する再建を図ることが重要な意味を持つてくる」(北原理雄：日本建築学会兵庫南部地震特別研究委員会・特定研究課題7(歴史・文化・景観の保全と再生のあり方)委員会資料1995年10月)1)との指摘は、学会でも少数意見であった。学会の特別委員会でも、景観についての主要な関心は、文化財の保存・再生であった。

しかし、復興過程では、早い段階から、物的復興だけでは〈まち〉は元気を取り戻さないことに気づいており、景観の再生は、地域の生活再生の1つの課題と考えられた。被災当初は、過去の地域イメージにもとづく建物や思い出の風景に対する喪失感が強く、地域の風景を「再生(元に戻すこと)」することが意識された。しかし再建過程において、全く異なる住宅デザインや敷地の使い方による物的環境の「変化」を経験し、人々は、まちが元に戻らないことを知る。その結果、地域の風景喪失が意識されるようになる。

こうした経験を通して、人々は失った町並みを元のように再生することが復興ではなく、復興は地域で新たな町並みをつくっていくことであることを理解する。しだいに景観は「地域の生活環境の質」の問題ととらえられるようになり、景観まちづくりへの関心がもどる。

## イ 住宅がつくる生活風景

震災では、多くの建物が倒壊した。瓦礫となった建物の撤去にともない、残されていた庭木や生垣、石積みや門構えなども消え、あとに空虚な更地が広がった。手がかりを失ったまちで、短期間のうちに大量の住宅再建が行われ、新しい風景が立ち現れてくる。それは震災前とは全く異なる建物群であった。

今回の震災は主に住宅災害であり、生活再建とは住宅の再建を意味した。このとき建て主は地域の人であっても、実際の住宅供給の担い手は地域外の事業者であり、手がかりを失った〈まち〉で、敷地条件と建築法規とコストだけを指標に住宅が建てられた。

緊急時にはしかたがないといえるが、風土と歴史的時間のなかで育まれてきた地域固有の環境があることに対する想像力が、づくり手に全く欠如していた。早く安く安全な住宅を求めた被災者に対して、づくり手は、住宅というモノをカタログのなかから供給するにとどまり、住まいという総合的環境づくりや地域環境への配慮は希薄であったといえる。

本来、住宅は商品ではない。しかし、20世紀後半の日本では、づくり手にとっても、住まい手にとっても、住宅はカタログで選ぶ商品となっていた。住宅のカタログは、間取りの情報が中心となり、敷地が描かれることはなく、住宅と敷地、住宅と通り、すまいとまちの関係は意識の外にある。

庭や敷地内の生活のためのちょっとしたスペース、通りに対する住み手の表情でもある敷き際のデザインや門構え、住まいと通りとの関係など、これまで地域ごとに蓄積されてきた住まい方のデザインについては、カタログにない。カタログにないことから、こうした場所のつくり方は意識からすり抜けていた。

多くを失い、復興初期では変化や喪失感が強く、まちも住み手も、被災地では生活文化の伝達力や継承力を低下させた。実態として町並みや環境が大きく変化しているにも関わらず、特に阪神間での再建にあわせた新規の住宅供給市場では、阪神間の良好な住宅地イメージを売り物にして住宅市場が活性し、喪失戸数を大きく上回る住戸が供給されることとなった。

#### ウ ふつうのまちの景観喪失

日常の生活風景は生活者にとって当たり前の環境であり、平常時には、あえて記録することもなく、失って初めて失ったことに気づく。「こんなまちだった」という感覚やイメージはあっても、身近に具体的な建物や手がかりとなる風景が無くなると、それを実際のかたちやデザインとして他者に伝えることは意外と難しい。記録に残りにくい生活風景については、喪失感はあるとも再生の手がかりは少ない。

震災後の再建初期の調査からは、喪失感と再生の難しさが確認できる。日本建築学会・兵庫県南部地震特別研究委員会の景観関連の都市計画SWG検討資料2)では、住宅市街地(芦屋)における生活者の風景評価(1)、神戸の山手住宅地での景観資源の被害と再生(2)、商店街など生活と一体となった郊外地域の再建と景観(3)などについての報告がみられる。

#### (7) 住宅市街地(芦屋)の生活風景の認識

芦屋の調査では「好きな風景」88景「気になる・変化した風景」102景「嫌いな風景」52景が得られ、この242景について撮影した生活者にヒアリングを行っている。その結果、好きな風景群では、地域の自然と風土を代表する芦屋川と様々な生活場面で現れる六甲の山並みを指摘するものが多く、地域の基本的な風景構造をとらえていることがわかった。特に山並みは、地域の人々にとって、安心感と地域での定位のよりどころとなっている。

一方、気になる風景として最も指摘が多かったマンションが山の見え方を阻害するという認識は、あまり見られなかった。地域環境の特性(山があること)は生活者に良く理解されていたが、山が見えるように建てるのが地域の生活風景であることについては、あまり意識されていなかった。

また、調査時点(1996.7)の気になる風景についてのヒアリングからは、失った環境資源が把握できるとともに、風景は経験される環境であることに気づかされる。「こじんまりした洋館でピアノの音が聞こえていた」「広い芝生があって外国人のおばあさんが犬を飼っていた」「洋館と芝生の庭があり、通るのを楽しみにしていた」「土塀がずっと続き、路地も素敵だった」「ここは芦屋で一番古い庶民的下町」など、様々に語られる。そこから、お屋敷や洋館、土塀や庭木、瓦屋根の木造住宅など、芦屋の住宅地イメージを特徴づけていた要素の喪失感が大きいことがわかるが、同時にマンションやプレファブタイプの住宅が増えていることを気にしている。

震災後の再建などによっておこっているこうした変化については、気にしながらも、近所の人々の再建の営みであり、積極的な批判は差し控えられているようだった。震災後1年というときは、失ったものについての具体的なイメージに比べ、あたらしい状況については具体的に評価することがまだできない時期だったといえる。

#### (4) 神戸山手・住宅市街地の景観資源再生の難しさ

古くから阪神間で形成されてきた山手の住宅市街地景観を特徴づけている要素

に石積みがある。住宅再建が優先されるなかで、石積みなど外構の再生は進みにくい。住民アンケート（1995.12）調査によると、人々は地域における歴史的な建物や町並みの復旧、自然の再生などの必要を認めているが、自身の敷地については、再生についての積極的評価が低下する。石積みやレンガ塀については約2/3が「従前とは異なる形態での復旧」を行うとしており、その理由として「費用がかかりすぎる」「安全性に問題がある」ことをあげていた。

その結果、特に生垣・植栽は復旧の予定がない割合が4割にのぼり、石積みは、コンクリート擁壁になったり、石積みを撤去してブロック塀やフェンスに更新されるものも見られた。住民がたとえ景観に対する意識が高くても、災害時において生活再建が求められるときには、経済的負担は大きい場合には、景観要素の再生は難しい。

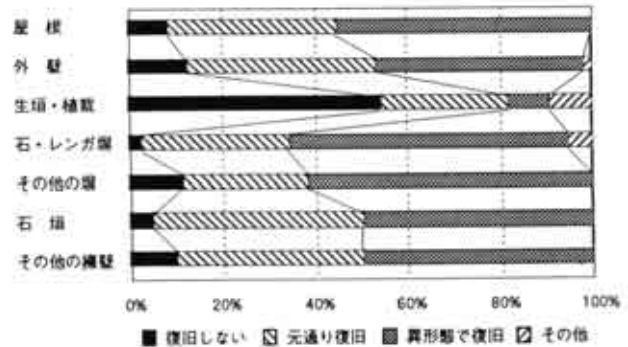


図 5.1 被害と復旧後の形態 (文献 3 より)

## エ 震災後の喪失感からの生活風景の意味

被害が大きかった阪神間の住宅地は、阪神間モダニズムの住宅地イメージが強い地域であったこと、また被災地西部では神戸市の環境カルテやまちづくり活動をとおして地域の特徴に関する情報が一定共有化されていたことから、震災によって喪失した景観要素について、地域で共通した認識がみられる。

しかし、被災地の生活者も事業者も、精神的・経済的に、大きな被害を受けており、個々の立場からは、生活を再建することが第一義となっているときに、阪神間の生活景を特徴づけていた瓦も石積みも生垣の再生は、今日の住宅市場において一般的な素材とはいええず、職人も減少しているから、経済的負担は大きいものであった。また、再建する住宅のデザインに、以前の石積みや生垣などの景観要素が必ずしも調和するとはいええず、これまでの景観要素が形成してきた町並みの特徴を新たなデザインでどのように表現可能かという視点が必要となっていた。

地域の景観は個人の営みの集積である。個人の家づくりが集まることで地域環境の固有性が生まれ、環境の質が形成されるのである。いいかえるならば、景観形成においては個人の営みに公共性がある。しかし、この公共性については、物的復興が指標となる復興過程においては、ほとんど議論できる余地がなかった。

(2) 生活風景の喪失類型とまちづくり課題  
ア 地域の歴史的資源の喪失

(7) 地域の環境資源としての洋館・和館

近代神戸の発祥の地である旧居留地から栄町通にかけては、事業所として使われている近代建築が点在していた。神戸東部から芦屋、西宮、宝塚に至る阪神間には、戦前の阪神間モダニズムを支えた郊外住宅地の風景があり、それは明治末期から昭和初期にかけて形成され、多く点在する和館と洋館がその風景を特徴づけてきた。これらは、建築的にもすぐれたものも多いが、ある時代の豊かさが実現した住宅やオフィス建築の1つの様式であり、文化財とは異なり、今の現役で生きている地域の環境資源である。

国や県など地方自治体によって何らかの文化財指定を受けている建築物には、修復・再生において手厚い公的補助があったが、その他の和館洋館の再建には、たとえ地域の風景にとって大事な資源であると社会的に認識されていたとしても、公的支援の手だては全くなかった。

地域の生活景観はこうした未指定の建築物によって特徴づけられている。学会調査でも、歴史的資源として調査した1211棟（兵庫県下は944棟）のうち未指定は8割を超える994棟であった<sup>4)</sup>。芦屋市浜手に建っていた金川邸は、住民から保存運動が起こった数少ない建築物の1つである。土地はマンション開発業者に売却されたが、将来どうなるか不明のまま、解体保存されている。

震災では、住民だけでなく被災地の行政も被災者であり、基盤施設や住宅の復興と比べ、文化や景観は優先順位が低かった。

(4) 地域資源の保全の多様化

被災により住宅やオフィスとして機能しなくなったならば、修復に過大な費用をかけるよりも建て替えることを選ぶことは、所有者にとって当然の選択であったといえる。また公費解体の実施が早くに決定されたことは、建て替えの選択を誘導するものとなった。

公費解体の決定は早かったが、修理や修復に対する助成制度は全く検討されず、これが修復できる建物まで解体する要因となった。芦屋（奥池・六麓荘・埋立地を除く）では、阪急線以北の全半壊率は13.7%、阪急～国道2号で31.7%、国道2号～国道43号で41.8%、国道43号以南で27.5%であったが、全体で49.7%が更地化したことから、必要以上に解体が進んだことが想定される（図5.4）。

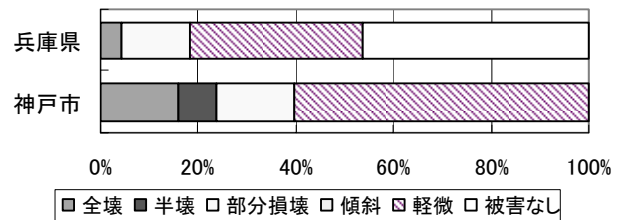


図 5.2 近代建築（神戸 143 棟 / 71 棟）

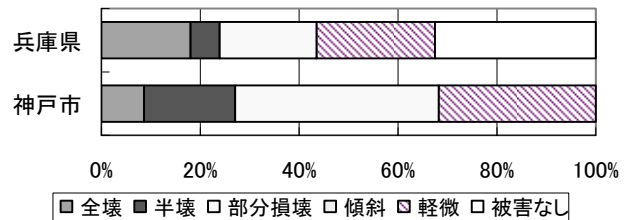


図 5.3 近代住宅（神戸 129 棟 / 県 117 棟）

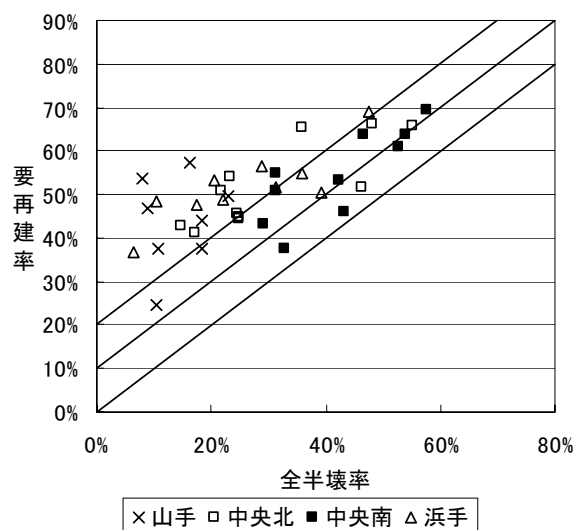


図 5.4 地域別全半壊率と要再建率（解体撤去）

こうして地域を特徴づけてきた近代住宅の資源が失われた。それは建物の喪失感だけではなく、風化花崗岩の石積みと生垣、板塀、塀越しの庭木の町並み、門構えや蔵などが、どれだけ地域の風景を特徴づけていたかに気づかされることになった。大規模な敷地では、建物を撤去しても外構が残る場合があるが、建て替えやマンション開発において、残されていた庭木や石積みが残ることは少ない。まちのイメージ力では、環境を持続させることはできなかった。

歴史的資源であっても、具体的な建物や風景がなくなると、記憶の喪失は早い。こうした被災地の喪失を目のあたりにし、価値の確立された建築物だけではなく、地域の記憶や景観を特徴づける建築物についても保全する制度の早期確立にむけて、登録文化財制度（1996年）実現への提言となっている<sup>1)</sup>。

歴史的資源の保全のしくみが多様化することは望ましいが、その発想の多くは、建物単位の保存であり、その資源が周辺とどのような関係をもっているのか、地域における社会的価値とは何かといった視点は抜けがちである。社会的に地域の環境資源の価値の認識を共有化する取り組みが必要である。

### (3) 地域の生活文化資源

#### ア 喪失感から気づく地域資源

どこも同じような住宅が建った。被災地のうち震災復興事業が施行されたのは5%程度にすぎず、多くの市街地では、道路や街区の形状、敷地の条件はそれほど変わっていない。土地や基盤の地域性が維持されているはずにも関わらず、どこでも同じような住宅が選択され、震災前からの居住者は、地域らしさが失われていくように感じた。

住宅地といっても山手と浜手では異なるまちである。地域商業地と一体になったまち、地場産業と共生するまち、路地の残る密集市街地もあれば、建て替えにより中高層化が進んでいたまちもある。それぞれに課題をかかえつつも、暮らし方が表現された生活風景には地域性があった。しかし、震災により多くの建築物が瓦礫と化したとき、地域の被災状況は、滅失した戸数や棟数に換算されるが、数量化できない景観変化やまちを特徴づけてきた地域資源の喪失は被災データの対象となることはなく、公的には表面化しなかった。

巨大災害時には物的喪失の把握がまず優先されること、平常時に生活風景についてのデータが蓄積されていなかったことから、景観資源の喪失についての明確なデータはない。

#### イ 再建市街地は、どこでも同じ風景か

市街地の変化として、最初に認識されたのが、プレファブ住宅の増加である。これは震災前の被災地ではあまり見られなかった住宅タイプである。プレファブをどのように定義するかによるが、必ずしも軽量鉄骨の工業生産組立式の住宅が増加したわけではない。震災後は工法に関わらず、多くの住宅が外壁を塗装パネルで仕上げた。一般の人には、これらが全てプレファブ住宅に見える。

大阪大学で継続的に調査を行っている芦屋の調査地区（戸建て 593 戸）<sup>5)</sup>で見ると、外壁がパネルの割合は、震災前からの住宅にでは 13.7%であるのに対し、震災後新設された住宅では 42%になっている（図 5.5）。また、新設住宅のもう 1 つの特徴は、住宅が単純な箱型になっていることであった。震災前には、軒や庇の出が小

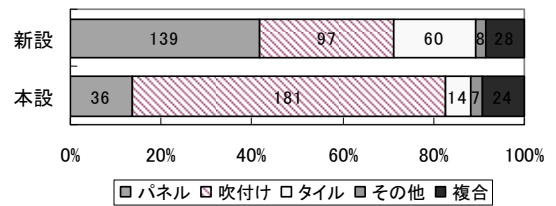


図 5.5 住宅の壁面の仕上げ

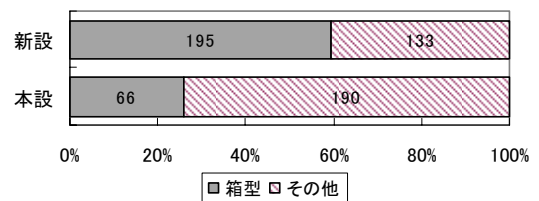


図 5.6 住宅の形態

さく、単調な形態の住宅は 25.8%であったのが、震災後の新設では 59.5%になっていた（図 5.6）。

まちを歩いていると、これまでは、敷き際の花緑や塀越しの緑が目に入り、住宅は控えめであったのが、震災後は住宅の壁面が意識され、敷き際がオープンになってきているように感じる。しかし調査結果をみると、敷き際に囲み要素のないオープン外構は震災前後とも 12~13%程度で大きな差はない。ただ、震災前からの住宅では 47%が塀に囲まれているのに対して、震災後の住宅では塀で囲まれる割合が低下し、透過性の高いフェンスが 43%と多くなっている。



どこでも同じ風景になっているのだろうか。この問題意識から、震災復興・実態調査ネットワークは、西宮から神戸長田までの市街地 9 地区について事例調査を行い、町並みの均質化要素として、①塗装パネルに覆われた箱型住宅、②リブ型ブロック塀と黒い柵、③囲いのない敷き際に建つ玄関ポール、④敷き際のコンクリート敷きの駐車スペース、⑤木賃にかわるプレファブアパート、⑥ゴールドクレストやレッドロビンなど緑化材料の均質化、に注目した。

確かに、全ての地区において、均質化要素の典型風景は見出せたが、要素ごとに地域によって出現頻度が異なり、デザインにも違いがみられた。

ただし、パネルに覆われた箱型住宅については、ほとんど地域性は見いだせなかった。住宅レベルでは、均質で典型的でほとんど地域差は見られないが、柵や塀周りに現れる植木鉢や植栽のデザイン、玄関周りの構成や表出には地域性がみられた。敷き際がオープンになることにより、住宅は閉じるが前面の空地でまちに向けて装う工夫もみられた。供給される住宅は同じでも、敷地規模や暮らし方、道や路地の使い方には、地域ごとに異なる表情が現れてきており、外構の協調化や花緑を介した通りでの近隣の連携など、まちとの接点で生活風景をつくる可能性のあることが指摘されている。

## ウ 住宅地における喪失と景観創造：芦屋

阪神間は緑豊かな住宅地と言われてきた。その緑の豊かさは、背景にある六甲山の緑と個々の敷地の庭木や生垣、植栽の緑である。住宅地の緑環境は、個々の敷地に大きく依存しており、住宅の建て方や敷地の使い方による影響が大きい。被災地での緑の喪失の多くは、敷地内の庭の樹木や池垣などである。

震災直後から、約10年おきに航空写真で敷地内の緑をプロットした調査がある7)。

芦屋の国道43号の南にある地区を対象に調べてみると、震災復興から次第に緑が増加し、1960年頃が最も緑が多い。その後、建て替えや駐車場に変わることなどにより、敷地内の緑はしだいに減少する。特に東西道路の南側沿道敷地では道路が北側になるため、道路際の緑が少なくなった。これが震災により大きく減少した(図5.7)。

震災後の再建では、庭が少なくなっており、庭木よりも前面の植栽やガーデニングが増えている。住宅のデザインが変わると緑のデザインも変化する。こうした緑がどこまで住宅地の環境として育っていくかを評価するには、まだ時間がかかりそうである。

狭小宅地のなかには、建て替えを期に隣接敷地と併せて敷地規模の拡大を図る事例もあれば、比較的大きな敷地が複数の敷地に分割されるケースも見られる。また、戸建て住宅が被災を受けた場合に、必ずしも戸建て住宅が再建されるとは限らず、マンションなど共同住宅が増えている。震災後は共同住宅戸数が滅失戸数を大きく上回っている。

震災を契機に多様な住宅供給やこれまでにない住宅デザインが発生し、新たな敷き際、通りへの構えのデザインが現れてきた。これまでの調査から、住宅は地域性を喪失したが、通りに対する住宅の構えには、まだ地域性が表現されていると考えられる。

大阪大学による継続調査地区9)における調査10)では、戸建て住宅を対象に、アンケート調査(815票配布・回収率37.1%)を行っている。そのなかから、構えのデザインを手がかりにまちのイメージについて聞いている項目をみる。次頁に示す写真の表構えの中から、現在住んでいる近隣でよくみるもの(現在のまち)、将来増えて欲しい表構え(希望のまち)、将来増えていくと思うもの(予想のまち)を選んでもらった(写真)。

居住歴と地域の評価には相関があることが考えられることから、震災前から同じ住宅に住んでいる人(継続本設)、震災により住宅を建て替えて継続居住している人(継続新設)、震災後転入してきた人(転入新設)の3類型で評価を比較した。現在のまちの認識では、居住歴による差はあまりなく、いずれも開放性の高い柵または塀で囲まれた植栽のほとんどない構えが選ばれており、新旧問わず現状をよく認識しているといえる。予想のまちでは、継続居住者と転入者に違いが見られる。継続居住者では塀で囲まれた植栽の少ない構えを選んでいるのに対し、転入者は植栽のほとんどないオープン外構が増えるとしている。敷き際の開放性が高まると予想し



図 5.7 敷地内緑の変化

ているのである（図 5.8）。

写真：表構えタイプ（アンケート用）

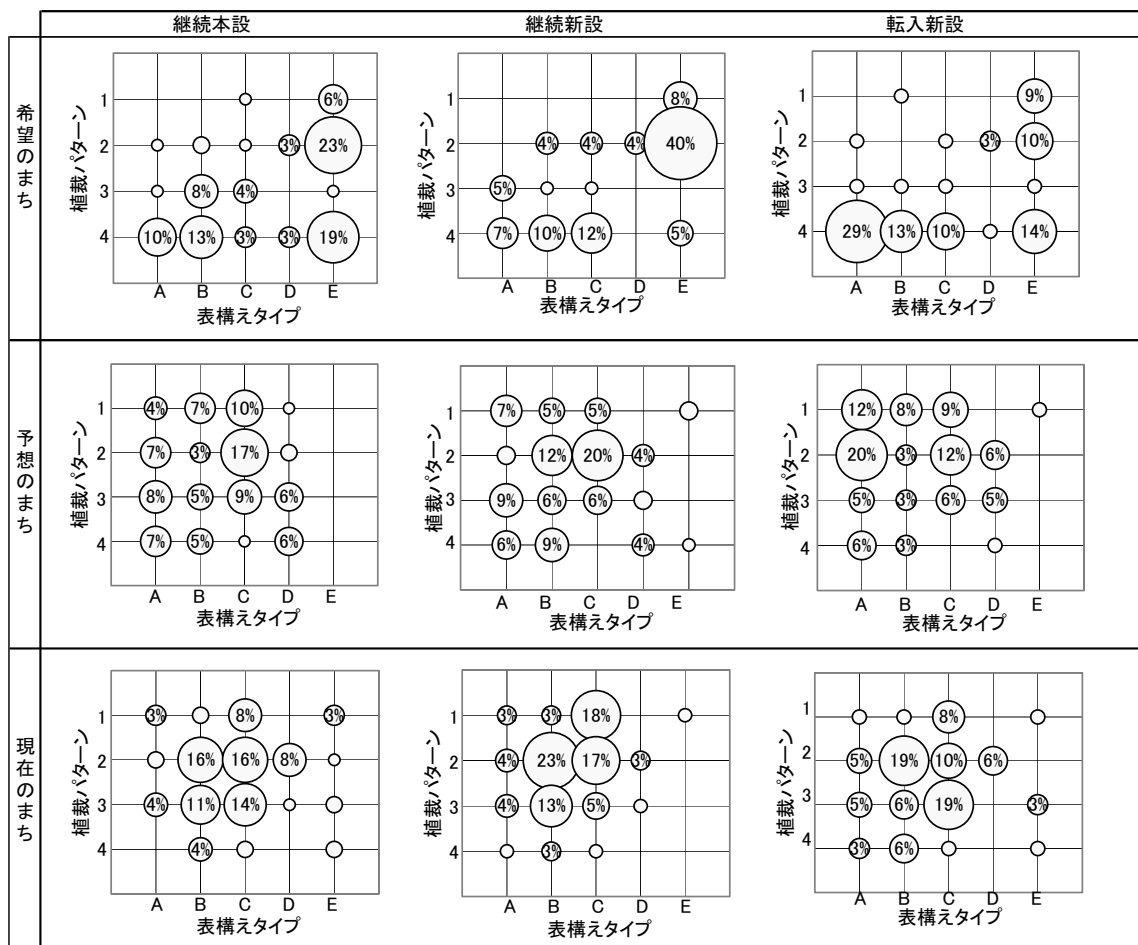


図 5.8 現在のまち・予想のまち・希望のまちの表構えイメージ



これに対し、希望のまちについては、どの居住歴においても、現在のまち、予想のまちとは全く異なる構えが選ばれている。継続居住者は、今後増えるとは考えられないにもかかわらず、古くからの芦屋のイメージに近い表構えの並ぶまちを望んでいるが、転入者はオープン外構化が進むことを前提に、道からみえる空間の緑化を重視している。

住んでいる人々は地域の実態をよく理解しているが、今後のまちへの期待が異なることがわかる。人々は「緑豊かなまち」や「芦屋らしさ」という町並みを表現する言葉やイメージを共有し、花緑を取り入れていくことに積極的評価をしているとしても、その具体像が異なることが予想される。

平常時でも常に住宅は建て替わり、人も入れ替わるが、被災地では急激に変容が進んだことで、景観の変化が認識された。この変化はどの市街地でも起こっているが、通常は比較的ゆるやかな変化である。しかしゆるやかな変化が蓄積すると大きく変容することを被災地の景観変化からわかる。住宅メーカーや開発事業者が敷地内だけで考えて住戸を供給する現状があるなかでは、それぞれの地域で、ふつうのまちの生活風景が何によってつくられているのか、何を大事にしてきているのかについて、住民が知り、その内容を発信していかないと、景観の持続は難しい。

#### (4) 集落の空間資源

##### ア 近代の市街地概念に合わない空間資源

震災で被害が大きかったところは、基盤が整備された市街地ばかりではない。神戸市内であっても、駒ヶ林地区のように漁村の空間構成を残している地区もあり、現在の都市計画が想定する都市空間とは全く異なる構成原理をもち、建築規制が合わないところもある。

街区内の路地に多くの敷地が接道する密集市街地では、震災を期に土地区画整理事業により改善された地区も多いが、野田北部地区のように、震災前の道路条件のまま復興しているところもある。

淡路島の集落も、その集落の空間を残そうとすると、近代の市街地概念にもとづく都市計画や建築規制がうまく合わない。路地や庭先通路などが繋いでいく生活空間と住宅の建て方は、基準法の接道条件や形態規定に準拠すると、建物更新が困難であり、集落の環境や生活風景が崩壊してしまう。

##### イ 集落空間の風景喪失

神戸市では、比較的被害の少なかった駒ヶ林地区について、その空間構成を維持する方向で今後の対応を検討しているが、震災と同時に都市計画区域になったような淡路の市町では問題はもっと複雑である。まず、これまで慣れ親しんできた集落型の生活空間と都市計画が求める空間が合わないことを認識することが困難であったはずである。そして住宅市街地が建物の変化による景観変化であったのに対し、淡路では気がついたら、住宅だけでなくまちの構造までが変わっていたことを、生活風景の変化によって知るということではなかったのだろうか。

淡路での密集事業は、既存道路を拡幅整備することにより、できるだけこれまでの道の構成を維持する工夫はされているものの、接道不良となるような建築はできない。しかし集落の建て方は、路地や庭先を介した集住のまとまりであり、法的には接道不良となる。こうしたエリアで集落の空間形態を維持した再建のために、一団地を設定し、従前の配置と建物の建て方を条件に建て替えを可能とすることが検討されたが、結局は適用されなかった。

伝統的な集落の場合、その空間構造や集住形態には一定のルールがあり、その空間構造を維持することを条件とすれば、現状をベースに比較的安定した個別の建築条件が設定できると考えられるが、一団地は建築物の規模・形態・配置など建築行為の詳細を決めることで、地域空間を安定させようとする考え方であり、地域の空

間構造をルール化するという発想は既存制度にはない。

集落の生活風景が激変したことは、これまでとは異質の安全、快適が実現されたとみることにもできる。しかし、そこでの風景の喪失は、シビルミニマムのための衛生・安全・利便・効率といった基準では計れない。

#### (5) 生活風景の創造的持続にむけて

阪神淡路大震災では、一般的な住宅市街地、日常的な生活の場の被害が大きかった。被災市街地の復興は、被災者の自力復興による住まいと仕事の場の再建による。その復興過程で身近な生活風景の変化を経験するが、失った風景は変化を通じてしか意識できないこと、それを再生することの経済的・社会的難しさとともに、地域環境のデータがないことにも気づかされた。

多くの被災住宅が解体撤去され、全く異なる建物が建ってくることで変化をもたらした。修復できるものまで、建て替えられたところがある。個人の建築物が被災したときに、その復興のための制度上の選択肢が少なく、被災者に対して、建て替え以外に、修理や改善型など多様な再生の選択肢を示すことができなかった。その結果が、これを機に建て替えへと動いていった。これも風景の喪失を助長することになった。

人口の半分近くが入れ替わったが、平常時でも大都市およびその近郊の市街地では常に一定の人口の入れ替わりは起こっており、同時に長く住み続ける人もいる。多くを失い、まちも住み手も、伝達力や継承力を低下させているとはいえ、それぞれの地域に住まい方の文化があり、阪神間という地域に対する転入者の期待、変わらない市街地と敷地の条件などは、同じような建物でありながらも、少しずつ地域の表現力が現れてきている。

生活風景の喪失から学んだこと：

##### ① 地域の景観資源、環境資源を記録する

歴史的建物は文化財的価値のある建造物ばかりではないこと、また建築物だけが景観をつくっているのではなく、町角の庭木や店や門構え、敷き際の生け垣や塀越しの樹木、ガーデニングの花などが通りから見る町並み要素になること、掃除や水まきなどの日常的な環境管理、季節を現す変化など、地域に見える環境である生活風景を構成する資源は地域ごとに多様である。こうした資源の認識を地域で共有化しておくことが重要である。

→地域ごとの生活風景資源のインベントリーをつくり地域外へ発信すること。

インベントリーづくりが、地域の理解を促進し、まちづくりにつながる。

##### ② 生活風景は、地域の持続的な環境管理ととらえる

生活風景は個々の敷地の表現力であり、住宅が地域性を失い類型化しても、敷き際の表現によって地域性を生み出し継承することができる。生活のなかで生活空間に手を加えつづけること、働きかけることが環境管理につながる。

住宅は商品ではなく、環境を構成する空間要素として敷地の使い方がある。

→地域外の人々、住宅供給事業者などに対して、地域で建築するときの作法と建築後の管理の心得を発信する。

(まちづくり協定や景観形成市民協定、地区計画といったルールだけでなく地域のイメージ発信の力、地域の自律的な環境管理の力を高めていく)

##### ③ 建て替え以外に、修復の選択肢を広げる

解体は公費負担があったが、修復には全く支援がなかった。このため必要以上に解体を促進し、風景要素の喪失が進んだ。

環境の持続のためには、修復の選択肢が保証されている必要がある。

→持続可能な環境が課題となるときに、

新築の技術だけではなく、修復、改築の技術が重要である。

地域の大工さんや植木屋さんなど、継続的な管理が仕事となるようなしくみが重

要である。

震災に伴う建物更新により住宅性能、市街地性能はかなり改善されていることは事実である。しかし同時に、風景は大きく変化し、それが地域性や生活風景の喪失として認識されている。建築物による市街地の安全性などの性能の改善と、建築物の集合体である地域環境の安全の質や生活風景に現れる環境の質の持続との関係をどのように考えるかについて検討される必要がある。

そのとき、生活風景の喪失を通してわかったことは、地域の町並みという観点からみると、個人の行為であっても、建築物を建てる、使う、管理することにおいて、通りやまちに対して町並みを形成するという役割があり、一定の公共性があることの社会的認識を広げていく必要がある。

## 参考文献

- 1) 日本建築学会兵庫県南部地震特別研究委員会「特別研究課題7：歴史・文化・景観の保全と再生のあり方報告書」日本建築学会、1998
- 2) 日本建築学会・兵庫県南部地震特別研究委員会都市計画SWG「日常風景の保全と再生・第2次提言(案)」1997
- (1)小浦久子他「日常風景にみる生活環境要素」
- 参照：小浦久子他「日常風景にみる住宅市街地の環境特性に関する基礎的研究」日本都市計画学会学術研究論文集No32, pp745-750, 1997
- (2)安田丑作他「景観資源の被災・復旧状況からみた日常風景の再生」
- (3)材野博司他「郊外地域の日常風景の復興－三大都市圏外の地域への適応を考えて」
- 3)「阪神・淡路大震災調査報告・建築編 10 都市計画・農漁村計画」阪神・淡路大震災調査報告編集委員会
- 4)「阪神大震災歴史的建造物被災調査報告」日本建築学会建築歴史・意匠委員会／日本建築学会近畿支部 1995/4
- 5)「街の復興カルテ」報告書・芦屋市(小浦久子・鳴海邦碩他)、(財)阪神淡路大震災記念協会 1999
- \*「住宅再建における町並みの変容に関する研究－芦屋市を事例として」(秋月裕子・小浦久子)日本建築学会近畿支部研究報告集 No. 40, pp469-472, 2000
- 6) 震災復興・実態調査ネットワーク「景観・空地調査報告書－新しい町並みの兆しを発見する」1999
- 7)「被災市街地での住宅再建による住環境変化に関する研究」(柏木大輔・小浦久子他)日本建築学会近畿支部研究報告集 No. 39, pp501-504, 1999
- 8)「復興への歩み－阪神淡路大震災 芦屋市の記録Ⅱ 1996.4-2000.3」芦屋市
- 9) 街の復興カルテ」報告書・芦屋市(小浦久子・鳴海邦碩他)、(財)阪神淡路大震災記念協会、1996～2003
- 10)「市街地更新による景観変容に対する居住者の評価と地域景観イメージ－震災後の建物更新市街地における戸建住宅の表構えの評価から」(小浦久子・鳴海邦碩他)都市計画論文集 No. 38-3(日本都市計画学会), pp661-666, 2003

## 6 阪神間の住宅と住宅地景観の今後

—2003年度芦屋市、西宮市南部居住者アンケート調査より

### (1) はじめに

阪神間に位置する芦屋市、西宮市の南部は、戦前から大阪の郊外住宅地として多くの実業家や文化人が住まいを構えた土地である。これらの住宅地も阪神淡路大震災では大きな被害をこうむり、戸建住宅、集合住宅を含め多くの住宅が全壊あるいは半壊となった。そのため、建て替えられたり、更地となり転売されたりした敷地も多く、住宅地景観は大きく変化した。

大震災から10年が経過しようとしている現在、芦屋市、西宮市の人口は、震災直後に大幅に減少したが、現在はもちなおしむしろ震災前より増加している。町別の人口の構成を見ると、おおよそではあるが芦屋市、西宮市南部の町の多くで、5割近くが震災後に市外から転入した人々で構成されていることが明らかとなっている。また、震災前から同じ場所に住み続けている人は3割ほど、残りの2割は市内で転居していた<sup>1)</sup>。

居住者が大幅に入れ替わった理由として、震災を契機とした住宅の建て替えや転売に伴う人の入れ替わり、震災後の公的共同住宅建設や民間による住宅建設といった大量の住宅供給が考えられる。特に、市外からの転入者の受け皿となったのは民間により建設された集合住宅である。--民間敷地における集合住宅の建設には二つのタイプがある。ひとつは震災前から住んでいた戸建住宅居住世帯が住まいを建て直す際に賃貸マンションを併設する場合である。震災後、住宅建設資金の返済の助けになるからと、このような賃貸マンション併設の建て替えを金融機関が勧めるケースが多く見られた。このようなタイプの集合住宅に関しては既に発表された論文がある<sup>2)</sup>。この論文が対象としている集合住宅は、建物の一部に所有者が住まいを構えている民間賃貸マンションであり、敷地の規模が一般的な戸建て住宅の規模と等しい200㎡前後で、所有者住宅に併設される賃貸マンションは2戸から4戸と戸数が少ない。少し大きめの戸建て住宅風の外観など、マンションと呼ばれる集合住宅とは全く異なった集合形態をとっている点の特徴である。それに対しもうひとつのケースは、民間デベロッパーによる分譲マンションの建設である。被災した戸建住宅の敷地や震災以前より空き地であった大規模な土地、あるいは企業が社宅として利用していた土地を民間デベロッパーが購入し、中高層の分譲集合住宅を建設したものである。このほかにも、供給戸数はさほど多くはないが、1敷地がいくつかの敷地に分割されて小規模な戸建住宅が供給されるいわゆる「ミニ開発」もみられる。

マンションなどの分譲住宅は、戦前より形成された芦屋、西宮の高級住宅地イメージを宣伝文句に、京阪神一帯をターゲットとして売りに出されている。例えば、某製鉄所の研修所跡に建設されたマンションのコンセプトは、「豊かな緑と気品が薫る。ここが芦屋の新しいアドレスになる」。この言葉の横に、周辺の戸



周辺の街並 (現地から約20m、徒歩約1分)

図6.1 HPにある分譲マンションの広告

<sup>1)</sup> 西宮市、芦屋市の2003年7月末住民基本台帳による居住者の1995年1月17日時点での居住地を①同じところ、②住所が異なるが同じ市内、③市外に3分類し、集計した。

<sup>2)</sup> 論文を参照；小浦久子、岡絵理子(2002)「市街地更新における共同住宅形態の多様化に関する研究—芦屋市の復興市街地を事例に—」日本都市計画学会論文集、NO.37、pp.94-100

建て住宅のまちなみの写真が添えられている。また、「迎賓館」と銘打たれて販売されるマンションでは「時代が変わっても揺らぐことのない憧憬の街、芦屋のステイタス。緑深い生け垣に彩られた町並み、街の品位を保とうとする人々の気風、歴史や自然に触れられる住環境・・・」。このように、戸建て住宅地のイメージを全面に押し出し、「新しい邸宅」としてマンションが売り出されているのである。

このような宣伝文句を読み、マンションを購入し転入してきた人々と、震災前からこれらの住宅地に住み続けてきた人々とは、住宅の外観や住宅地景観に対する考え方が異なっていることが予測される。そこで、現在の芦屋市、西宮市の南部住宅地の現在の居住者に対し 2003 年秋に行ったアンケート調査をもとに、住んでいる街や街を構成する建物の変化をどのように感じ、どのように評価しているのか、さらに今後どのような街であってほしいと考えているのかを示してみたい<sup>3)</sup>。

## (2) 住まいと居住歴

芦屋市、西宮市南部の戸建て住宅の居住者は高齢者が多く、今回の調査でも戸建て居住者では 70 歳以上の回答者が 3 割を占めていた。それに対し、マンション居住者は年齢層が若く、20 歳代、30 歳代をあわせると 3 割を超えていた。街を歩くと、新しい「ミニ開発」による戸建て住宅が目につくが、戸建て住宅居住者の内、震災後に転入した世帯はわずか 1 割で 9 割が震災前から市内に居住していた人々であった。市域にすみ続けている戸建住宅居住者の内、半数は震災後住まいを建替えており、残り半数は震災前から建っていた家に住み続けていた。

マンション居住者は、震災前から市内に住み続けている世帯と、震災後転入した世帯はほぼ同数であり、分譲マンション居住世帯でもほぼ同数であった。

## (3) 戸建住宅と集合住宅の建て方の変化

アンケート調査の回答者の住んでいる住宅を集計から、住宅の建て方の変化をみる。実際に町に建っている建物の数とは異なるが、おおよその建物の様子を知ることが出来る。

戸建て住宅の建て方を見ると、200 m<sup>2</sup>前後の 2 階建ての木造が主流ではあるものの、震災後に建てられた戸建住宅は震災前から建っていた戸建住宅より木造住宅の割合が少なく、代わって鉄骨造やプレハブ住宅の割合が増えていた。また、震災後に建てられた住宅では、3 階建て住宅の割合が高くなっており、一方敷地規模 200 m<sup>2</sup>未満のもの割合が増えていた。新しい住宅は階数が高くなり、敷地規模が小さくなっている。

このように敷地面積に変化があると、街路に接する部分、すなわち玄関周りの様子も変わってくる。戸建住宅の玄関周りの様子を比較すると、震災後に建てられた住宅では、駐車場、フェンスがある割合が高くなっており、門扉、塀、門柱、庭がある割合は低くなっている。また、震災後に転入した人々が住んでいる戸建住宅では、敷地面積が狭いにもかかわらず、駐車スペースを 8 割が備えていた。また、邸宅の象徴でもある塀、門柱、庭がある割合は半数以下となっていた。特に門柱がある家は 3 割以下となっていた。このように震災後に転入してきた世帯の住む戸建住宅は、マンション広告などで語られる邸宅の姿とは全く異なっていた。道路に面して駐車スペースがあり、門構えのない家が主流であった。また、この傾向は震災前から住んでいた世帯の新築住宅にも少なからずみられるものとなっていた。

<sup>3)</sup> 芦屋市、西宮市の南部の住宅地の中から 6 地区を選び出し、地区内の戸建住宅居住世帯とマンション（本調査では賃貸集合住宅、分譲集合住宅を含めて「マンション」と表記しているので、本稿でも同じ意味で「マンション」を用いる）居住世帯に対し、戸建住宅居住世帯 2,000 票、マンション居住世帯 4,000 票を配布し、それぞれ、764 票（回収率 38.2%）、847 票（回収率 21.2%）を回収した。有効票は、戸建居住世帯 763 票、マンション居住世帯 843 票であった。回答は、世帯当たり一票とし、世帯主あるいはそれに準ずる方に個人の立場で回答していただいた。本稿では、本調査の回答者の居住歴による割合は、西宮市、芦屋市南部ののそれとほぼ同じ割合であることから、西宮市、芦屋市南部の実態を表すものとして取り扱う。

さて、集合住宅の姿も震災前の居住世帯が住むものと震災後の転入世帯が住むものでは違っているのだろうか。集合住宅は新築が好まれる傾向があるので、おおよそではあるが、震災前からの居住世帯の住む集合住宅に比較すると、震災後の転入世帯の住む集合住宅は、震災後に建てられている可能性が高いと考えられる。

集合住宅についてはまず、賃貸マンションと分譲マンションの差が大きい。賃貸マンションは、9割以上が40戸以下の比較的規模の小さな集合住宅であり、さらにその多くは20戸以下であった。それに対し、分譲マンションは半数以上が80戸以上の規模の大きな集合住宅で、特に震災後に転入した世帯が住む分譲マンションでは200戸以上の大規模な集合住宅に住む人が16.7%もいた。先にも述べたように、一般的に分譲マンションは新築が望まれるので、震災後に建設された分譲マンションの規模が大きくなっていると推測される。

集合住宅の外回りにあるものをたずねたところ、分譲マンションではほぼ9割以上に駐車場があり、生け垣や植え込みも設けられている。また、半数で大きな木も植えられている。一方、震災後に転入した世帯の住む賃貸マンションでは、8割近くが駐車場を備えているが、植栽のないマンションも多い。また、分譲マンションと賃貸マンションの差の際立つものは、立派なエントランスの有無である。特に、震災後入居の分譲マンションでは8割以上が立派なエントランスを持つ高級感のあるものとなっている。



図 6.2 目をひくデザインに分譲マンションのエントランス

震災後に建設された分譲マンションを、以前から建っていた分譲マンションと比較すると、規模が大きく立派で贅沢なつくりとなっていた。このことは、実際のまちを歩いていても実感できる。特に、エントランス部分のデザインは凝ったものが多く、一見すると大邸宅の入口のようで、花などが飾られ贅沢な印象を与えるものが散見される。これは、先に引用した分譲マンションのキャッチコピーのように、震災前の戸建て住宅地が作り出したと考えられる高級イメージが、分譲マンションのデザインに反映したものであろう。デザイン、設備共に高級感を出し、共用施設の充実を図るため、それ相応の共用部分を維持する費用が必要だが、一戸あたりの負担を軽減するためにも住戸数の多い大規模な集合住宅となると考えられる。

#### (4) 新しい家の選び方

震災の激しい揺れや、住まいの倒壊を経験したり目の当たりにした震災以前からの居住者と、震災後に入居した人とは、新しい家を選ぶに当たって考え方が違うのだろうか。

「構造がしっかりしていること」は震災前からの居住者の8割が考慮した項目であるのに対し、震災後の入居者は6割である。震災の直後、戸建住宅倒壊の原因としてよく言われたのが、屋根瓦の重みである。この点についてもやはり「瓦屋根が載っていない住宅を選ぶ」としたのは、震災前の居住者で4割、震災後の居住者で2割となった。一方、住まいの外観を気にするかといった質問では、いずれの回答者も2割と低い回答率となった。

マンションを選ぶ際に「気にしたこと」の、居住歴の差異を見たところ、分譲マンション居住者は、「構造がしっかりしていること」、「信頼できるマンションメーカー」、「管理がしっかりしている」、「信頼できる建設会社が建てている」、「住戸数が多すぎない」といった項目が半数以上の回答を得ている。有名デベロッパー、有名ゼネコン

が供給するマンションが好まれていることがわかる。震災前からの居住者の方が震災後の居住者より回答が多かったのは、「住戸数が多すぎない」と「居住者が集れる場所がある」の2点であった。現在居住しているマンションの住戸数を見ると賃貸マンションの場合回答者の3/4が20戸以下の小規模なマンションに居住しており、規模の小さな集合住宅は賃貸マンション居住者に望まれていることがわかる。賃貸マンションを選ぶポイントは、第一に価格、第二に構造がしっかりしていることであった。一方、分譲マンションでは4割の回答者が外観デザインを気にしていたが、賃貸マンションでは2割に過ぎなかった。

このように、住宅の選び方における震災前から住んでいるか、震災後に転入したかの差は、戸建住宅の屋根瓦やマンションの戸数規模、集会室などに表れているものの、現在の住宅供給に影響を与えるほどのものとはなっていない。むしろ興味深いのは、誰よりも新たに転入した分譲マンションの居住者が外観デザインを選択要素とする割合が最も高かった点である。

#### (5) 居住者が感じる街の変化

震災後に建った戸建住宅やマンションについてどのように感じているのかをたずねた。まず、「あなたの街にはどのような住まいが建つのがよいか」を聞いたところ、戸建居住者のマンションに対する評価は低く、「大きなマンションより小さな戸建住宅」とする回答が半数を超えていた。マンション居住者の中でも特に震災前からのマンション居住者は、戸建居住者のほぼ同様の割合で「大きなマンションより小さな戸建住宅」がよいと答えていた。

また、震災後に建った戸建住宅は街並みにあっているかという質問に対し、あっていると回答したのは家を新築した震災前からの戸建居住者で、23.5%ともっとも高かった。次に、震災後に建ったマンションが街並みにあっているかという質問には、マンション居住者の評価が戸建居住者より1割ほど高くなっているものの、あっていると回答は3割に満たず、低いものであった。

#### (6) わが街に似合う住宅

街に似合うマンションはどのようなものかをたずねたところ、戸建居住者にもマンション居住者にもまちに似合うとされたのは、敷地内の緑が多い、ベランダから緑があふれているといった緑化に関する項目であった。それに対し、戸建居住者とマンション居住者には大きな差が見られた。特に差が大きかった項目は、「建物が目を引くデザインであること」で、戸建居住者は否定的であったが、震災後に転入したマンション居住者は、7割以上がこの回答を選んでいった。ついで「立派なエントランスがある」との回答に差異が大きく現われていた。

このように、震災後の建て替えにより戸建住宅の庭や大きな木々が消える中で、マンションが建つことに伴う緑化が地域の人々には支持されていることが明らかとなった。また、戸建居住者とマンション居住者のマンション評価やマンションのデザインに対する考え方は大きく異なっており、マンション居住者中でも震災後の分譲マンション居住者は、緑が豊かなことはもちろん、建物が目を引くデザインであることも重要で、立派なエントランスがある総じて高級感のあるマンションがまちに合うと考えていることが明らかとなった。この回答は、マンションを選ぶときに考えた項目とも等しいものである。

自らの住まいの周りにマンションが建つとして、許容できるマンションの階数をたずねたところ、戸建て居住者は9割以上が3階建てまで、あるいは5階建てまでの中低層のマンションを上げており、5階建て以上を許容する回答はほとんど見られなかった。中でも震災前からの家に住み続けている世帯は、2割近くが「マンションは許せない」と答えており、マンションへの厳しい見方が現れることとなった。

一方、マンション居住世帯では、6階建て以上を許容する回答が2割近くあるもの

の、やはり5階建てまでとする回答が多く、特に賃貸マンション居住者は、3階までの低層マンションを望む回答が分譲マンション居住者より多い結果となった。分譲マンションは半数近くが6階建て以上のマンションに居住しているにもかかわらず、6階建て以上のマンションを許容する回答は2割にみたなかった。

街に似合う戸建て住宅がどのようなものかについてたずねたところ、マンション居住者と戸建て居住者の答えの傾向には大きな差異は見られなかった。いずれの居住者においても、典型的な古いタイプの住宅地を示す「生け垣や石垣のある家」より、「プランターや花壇の草花がある家」のほうが、良いとする回答の割合は幾分高いものになっていた。また、オープン外構の典型である「塀がなくガーデニングがよく見える家」もいずれの居住者にも4割以上の支持を得、街に似合う住宅として認識されていることが明らかとなった。一方、震災後の居住者が震災前からの居住者と異なった回答率を示した項目は、「塀が高く、立派な門構えのある家」と「ちょっと変わった建築家の建てた家」である。この一見両極端ともいえる選択肢の両方とも、震災後の居住者が「似合う」と回答する割合が高いものとなっていた。

## (7) 阪神間住宅地の今後

西宮市、芦屋市の南部の住宅地は、震災後街の景色が一変し、建ち並ぶ住宅の景観も震災前のものとは異なっている。さらに、居住者も半数が転入者となり、今後もマンション供給にしたがって転入者が増加する傾向にあると予測される。そのような状況の中で、現在の居住者がどのような住まい、どのようなまちなみをわが街のものと感じているかを明らかにするのが本調査の目的であった。

西宮、芦屋の住宅地景観のイメージを作り上げてきたと考えられる、塀があり門がある震災前の住宅タイプの居住者は高齢化しており、またその半数は住まいを建て直し、街路から草花がよく見える新しいタイプの住宅を建設している。住宅地イメージを作り上げてきた住宅に住んでいた人々のもつ戸建て住宅のイメージも、自らの住宅の建て替えに伴って、変化しているものと考えられる。

しかし、その一方で、震災後に転入してきた分譲マンション居住者は、震災前からの居住者よりも塀が高く、門構えのある古いタイプの住宅をわが街の戸建住宅とイメージしており、また、マンションに対しても立派なエントランスがある高級感のある住宅イメージを強く持って選択していることわかった。さらに、震災後のマンション転入者は、建築家の建てたちょっと変わった住宅や、建物が目を引くデザインであるマンションを好んでいることも明らかとなった。

総合的に評価すると、震災後に建設されたマンションも戸建て住宅も、街に似合う建物として余り評価されたものではないが、マンションが建つよりも戸建て住宅が建つことが望まれるものの、マンションも住んでいる人にとれば、住宅地を構成する一つの建物として認識されていると考えられる。また、マンションが建つことの地域の期待のひとつに植栽などの緑を望む声が多いことも明らかとなった。

今後、この地域においてもマンション立地はさら進むものと考えられる。現在のこれらの住宅地に存在するマンションには大きく二つのタイプがあることは先に述べた。規模が小さいが立派なエントランスや植栽も少ない賃貸マンションと、規模が大きく大きな木もある高級感のある分譲マンションである。前者のマンションは規模も景観的に大きな影響を与えるものではない。しかし市外からの転入者が望む分譲マンションは、戸建住宅のイメージの延長線上にある高級感のあるマンションであり、高級感目を引くデザインや立派なエントランスとして形に表される。さらに高級なマンションにふさわしいサービスを備えようとする、それ相応の規模の住戸数が必要となる。この地域では建物の高さの制限が厳しいエリアも含まれるため、中低層の建物が大規模敷地に建設されることとなる。植栽の指導をされているため緑豊かではあるが、閉鎖的で単調な沿道部を作り上げる傾向がみられる。



戸建て住宅の変化に関しては、居住する人からもマンションに住む人からも現状を認識した上で徐々に共通イメージが得られつつあるように考えられるが、マンションに関しては震災前から住んでいた人々と震災後に転入して来た人、あるいは分譲マンションに住む人と賃貸マンションに住む人とでも異なったイメージを持っており、一部居住者にはマンションの存在自体が否定されている。

今後は特に分譲マンションについて、入居者へのサービスや共用スペースの充実化の一方で、大規模化することによる地域への影響を検証し、地域に受け入れられる集合住宅の計画手法を導き出す必要があると考える。

## 7 震災を記憶する活動の実態とその後

### (1) 現代芸術家の活動と「神戸の壁」

1927年に神戸市長田区の公設市場に築かれた防火壁は、阪神大震災により焼け野原に姿をあらわした。この防火壁は被災地の象徴的存在として有名になり、戦災と阪神大震災の2つの大火に耐えた、“歴史の物言わぬ証人”として、「神戸の壁」と呼ばれるようになった。震災後、焼け跡を回っていた現代芸術家が地元住民に呼びかけ保存実行委員会ができ、地元での保存運動を展開するが、壁は、新長田駅南地区の震災復興市街地再開発事業のエリア内にあり、結局、淡路島・津名町の町立しずかホールの野外ステージにモニュメントとして移設されることとなった。また、壁の基礎部分は、地元のまちづくり協議会の協力のもと、前述の現代芸術家によりイスの形にしたモニュメントや銘板の台座として、再開発ビルの入口や地下通路に、保存されることとなる。

地元まちづくり協議会のひとつ、久二塚地区震災復興まちづくり協議会の事務局長は、「再開発でビルが建ってもダメ。まちの歴史や記憶をはめ込まないと新しいまちに住民が思い入れを持ってない」と話す。この地区では震災前に地域にあった地蔵をすべて再開発ビルの中に残した。彼はこう続けた。「確かに震災はつらい出来事だが、忘れてはいけないと思う。まちの将来へ向けて、もとあった宝物を積み上げて、住みたい、働きたいと思えるまちを実現していかないといけない。また、被災地外から来た人にどこでどんな震災があったのかを伝えなければならない。もちろん次代の子どもにも。それは、石碑や記念碑ではわからない。」

### (2) 「まち・コミュニケーション」の活動を中心に

同じく長田区にある御蔵通5、6丁目は約8割が焼失し、震災復興土地区画整理事業が都市計画決定された（御菅西地区）。震災直後、関東から駆けつけたボランティアが設立した「まち・コミュニケーション（以下まち・コミ）」は、長田区の御蔵通5・6・7丁目の町づくり協議会や自治会の支援、共同化住宅再建支援、イベントや勉強会の開催などの活動を通して、“まちに住民が戻ること”を目標に、まちづくり支援を今なお行っている。

まち・コミは、長屋や町工場が狭い路地にひしめく昔ながらの下町風情のある生活の様子を、現在の子どもの伝えていきたいと、町づくり協議会や自治会などと協働で「震災から8年、いま・むかし～まちの写真展」を開催した。焼失を免れた震災前の写真や震災から現在に至るまちなみを収めた写真を住民や区役所、コンサルタントなどから募り、さらに震災後に現地入りしたボランティアが、同じ地点を半年から1年ごとに訪れて定点撮影した写真を加え、パネル展示やファイルで閲覧できるようにした。屋外では、焼けただれた電柱や片側が炭化したクスノキや事業用仮設住宅など震災の名残をとどめる場所に解説パネルの設置や地元の主婦らが話をしてくれる「語り部スポット」も用意された。あわせて、子ども達による地域への取材をまとめた壁新聞の作成や地域住民と地区一帯を回り、当時の体験談などを聞く「まち歩きツアー」も行った。

まち・コミは次の展開として、「御菅カルタ」づくりに取り組む。写真展を感慨深く見入る住民の声や新旧住民の交流にふれ、もっと地域の多くの人々がほんの少しずつでも関わってひとつの“遊び道具”をつくることを通して、地域の魅力を見つめ直し、まちを活気づけるきっかけとして、また復興や人情あふれた昔の町への思いを次代へ継承していこうというものである。カルタ部会が結成され、御蔵通5・6・7丁目だけでなくその周辺の住民の含め、読み札を募集し、絵札は住民だけでなく、ボランティアや建築家やアーティスト、学生などにも広く呼びかけた。カルタづくりを企画したスタッフは、この「御菅カルタ」に「残したい 御菅のカルタ 後の世に」と思いを込めた。（この2つのプロジェクトは生活復興県民ネットの「まちの再発見運動」の助成を受けている）

また、区画整理事業により新たに整備された御蔵北公園と御蔵南公園には、震災の記憶が残された。震災の大火で焼けた電柱と幹の表面が真っ黒に焼けただれた樹齢100年を越すクスノキである。震災でまちの8割以上が全・半壊となり、かつての路地は拡幅され、まちの風景がどんどん変わっていく中で、住民から「残そう」との声があがって実現した。前述の「御菅カルタ」でも、「類焼とめて 尚生き残る 楠の大木」と詠まれ、クスノキが残された御蔵南公園にはこの句も刻まれた記念碑が建てられた。記念碑のアイデアを出した町づくり協議会の会長は「このクスノキは阪神大震災の語り部。自然の生命力の強さを震災を知らない子ども達に伝えていきたい」と話す。もうひとつの御蔵北公園には、電柱とともに、建築家が設計し、住民も参加して製作された慰霊碑があり、その下には遺品や未来への手紙、震災発生を伝える新聞が入れられたタイムカプセルが埋められている。「震災を知る人がいなくなる時代にも思いを伝えたい」と開封は300年後とされている。

御蔵通5・6丁目には、区画整理事業により神戸市が買い取った市有地や、建物の再建が困難な狭小な敷地など、今なお多くの空地が残っている。そこで、まち・コミは、空地の管理の問題だけでなく、景観や防犯上の問題も含め、地域としてまちの空地の活用方法を検討していくために、まず住民に空地への関心や積極的な意見を持ってもらおうと、まちづくりイベント「みくらウィーク」を開催する。現代美術家グループの「NPOリ・フォープ」の協力を得て、“空地は震災のつめ跡ではなく、無限の可能性が眠る大地”として捉え、まちの空地に現代美術のオブジェを展示した「空いてる地球展」を行った。あわせて、空地の活用をテーマとした勉強会「御蔵学校」も開催し、空地について考えるワークショップや他地区の空地活用の事例紹介、まち歩きを行い、空地の活用方法やまちの活性化のためのアイデアについて話し合った。また、“空地だからこそできることはないだろうか”との考えから、「空いてる地球展」に出品した現代美術家とともに、空地の土を加えた粘土で作る「御蔵焼き」を考案した。そして陶芸窯を購入し、陶芸体験教室には毎日地域住民や子どもが集まり、思い思いの作品を作った。「御蔵焼き」がこの地区の名物として定着することをめざしている。「御蔵焼き」を考案した現代美術家は次のようにコメントしている。「みくらウィーク中に多くの人々が陶芸体験をし御蔵の土を思い思いに描いてカタマリを生み出したことは空き地の土を超えて未来に向かっていく姿勢が形になって現れたように思えた。そしてこのようなことが住民の方の想像力を開花させ、空き地を見るきっかけになるのなら、私たちの作業は一見無駄に見えるかもしれないが、無用の用という言葉があるように、なにかしら有用になったと言えるのではないか。」

### (3) 神戸港震災メモリアルパーク

公共空間でも震災の記憶が残されている例がある。「神戸港震災メモリアルパーク」は、震災で崩れ落ちた岸壁の一部をそのまま保存し、海上に回廊を設けて公園化した。あわせて、震災が神戸港に与えた影響を映像や写真で伝えている。また、当時の建設省近畿地方建設局は国道2号線の歩道の脇に「浜手バイパス被災構造物展示モニュメ

ント」を整備した。テレビで阪神高速の倒壊現場の映像が幾度となく流されたが、同様に被害を受けた浜手バイパスの、コンクリートが剥がれ落ちて中の鉄筋が曲がっている橋脚や、橋桁と橋脚を結ぶ支承などが地震のすさまじいエネルギーを後世に伝えるモニュメントとして展示されている。

#### (4) 阪神市街地緑花再生プロジェクト～ガレキに花を咲かせましょう

震災後 10 日目にまちづくりプランナー、建築家、大学研究者等で結成された「阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク」が展開した活動のひとつに「阪神市街地緑花再生プロジェクト～ガレキに花を咲かせましょう」がある。

第一段階	「ガレキに花を」	瓦礫の花畑化
第二段階	「家に苗木を」	敷地周辺の苗木（記念樹）植栽
第三段階	「まちに生垣を」	建物の生垣・庭づくり
第四段階	「都市に広場を」	まちの緑いっぱい花いっぱい

1995 年 3 月、瓦礫が撤去され空地が目立ち始めた頃、これから始まる長い復興の道のりを前に、まずは、ガレキから家々の建設への過程の第一歩として、暑くて埃っぽい日々を備えて、殺風景な荒地を花畑にしようとの思いから始まる。

空地調査と並行して、神戸市内の園芸店に種などの相談に行くが、当時は地元もそれどころではなく、やっとのことで、東京の大手造園材料業者の人と出会う。種蒔き隊を結成し、第 1 回は 5 月に神戸市内 9 ヶ所、芦屋市内 4 ヶ所の計 13 ヶ所、第 2 回は翌年の春の花畑に向けて、10 月と 12 月に 9 ヶ所で種蒔きがされた。種を蒔くために堅い地面を耕すのを見かねた近所の人の手伝いや、まだ生活水にも不自由していた頃にもかかわらず地元の人の水やりのお陰で、各地で様々な花が咲き乱れた。（この「ガレキに花を咲かせましょう」は第 10・11 回神戸景観・ポイント賞特別賞を受賞する）

第 2 回目の花が咲く頃には、家が再建され始めたため、第一段階の「ガレキに花を」は一段落し、第二段階「家に苗木を」、第三段階「まちに生垣を」に移行していく。生垣を勧めるのに、生垣助成の制度の紹介や申請のお手伝い、あるいは、生垣にしたいがそのスペースがない場所には、造園の専門家によって「移動式生垣（苗木と土を入れ、苗木の幹を結び付けられる支柱のついた手製の木箱）」が考案され、各地に設置された。

第 1 回目の種蒔きが縁で、愛知県一宮市の種苗業者のネットワークから、春、夏の年 2 回、2001 年までの 6 年間、合計 12 回に渡り、花の苗が送られてくることになる。これらの苗は、西宮、芦屋、神戸のまちづくり協議会やボランティアグループなどを通して個人の家や仮設住宅へ配られたが、3 年目ごろから復興公営住宅の共同空間や公園など徐々にまちの中に植えられるようになっていった。こうした花の受け入れ窓口として、緑のまちづくりの専門家を中心としたランドスケープ復興支援会議（阪神グリーンネット）が発足する。このグループは、緑化関係会社の協力も得て、ランドスケープに関わる学者、学生、公園緑地行政関係者、プランナー、デザイナーなどが参加し、①草花や樹木の苗の配布・植樹・生垣づくりなどの実践活動、②地域における公園づくりのワークショップなど、みどりのまちづくりに関するコンサルティング活動、③花とみどりの相談会や生垣づくりの啓蒙パンフレットの作成、シンポジウムの企画など、公園緑地の PR や他のグループとの連携活動を展開し、現在も活動を継続している。

その他にも、外部からの支援が生まれた。ひとつは、沖縄でのウォーターフロントサミットがきっかけで、阪神緑花再生プロジェクト支援奄美・沖縄委員会が結成され、日本で一番早く開花する沖縄の緋寒桜やタイワンキバレンギョウ、フリーズア、テッポウユリの球根が届けられた。また、震災後、香川県林務課の「ドングリ銀行」の活動を知り、そのアドバイスを受けて、被災地のみどりの再生復興、まちの緑化に取り組む「ドングリ銀行神戸」を通じて、香川「ドングリ銀行」からもクヌギ、コナラ、

ウバメガシ、マテバシイなどドングリの苗木が届けられた。「ドングリ銀行神戸」の活動の仕組みは、“ドングリ預金者”がドングリを集めて預け、通帳に記入した分の払い戻しに苗木を受け取ることができ、また、“プラントマスター”は苗木を育てて提供してくれる。その両方を結びつける役割を「ドングリ銀行神戸」が担い、その他苗木を育てたり、まちに植樹する活動を展開している。

「阪神市街地緑花再生プロジェクト～ガレキに花を咲かせましょう」に端を発するこうしたこうした一連の活動は、被災地域住民自らの手で住んでいた場所のガレキに種を蒔き花を咲かせることにより、再び自らの街を自分達の手でつくっていく始まりにしたいという希望から生まれた活動である。

## (5) 『naddist』の活動

『naddist』という神戸市灘区にこだわるメールマガジンを発行して6年目になるGさんは、灘区に生まれ、高校までを神戸で過ごし、関東の大学へ行き、東京で就職をした。震災のニュースを東京で知った彼は、しばらく週末に東京と神戸を行き来する生活を続けるが、最終的には東京の会社を辞め、神戸へ帰ってくる。

神戸へ戻ってきた彼は、デザイン建築事務所を設立するも、当初は仕事がなく、灘区の町をくまなく散歩していたそうである。そのフィールドサーベイ的な散歩が『naddist』の母体とも言える『naddism』（「灘区」という「普通」の町の日常を観察し冒険し「楽しむ」フリーペーパー）を生み出す。“震災前の風景の確認”および“町を楽しむ視線を取り戻す”をコンセプトに、灘区内にある地蔵、鉄道や国道を横断するガードや地下道、商店街の下を流れる普通河川、灘区内の市場の入口など、見慣れた何気ない風景をカタログ的に分類し、提示した（現在は休刊中）。喫茶店など顔なじみになったお店に置いてもらったのに加えて、市場の豆腐屋さんなどのスポンサーとしての協力もえている。

フリーペーパーをゲリラ的に配布する一方通行型メディアに限界を感じた彼は、メールマガジン『naddist』により、“町を楽しむ視線の提案”だけでなく、“町の記憶の蓄積共有”を掲げた双方向型のメディアとしての活動を展開していく。10日に1回の頻度で発行し（2004年7月30日現在、189号発行）、灘の町コラム、ミニレポートといったテキストのみの内容で、画像は配信せず、ホームページも開設しなかったところに、読者に実際に町へ出て、自分の目で見てほしいという思いが込められている。現在読者は800人を超え、灘区民から、灘区に働く人、以前灘区に学んだ、住んだという区外の人まで、また、年齢層も30代を中心に20代から60代まで、こうしたローカルな地域お楽しみ系メールマガジンでは特筆すべき反響で、確実に“灘ファン”を増やしていると言える。彼は編集者として、もちろん彼のコーナーはあるが、読者の寄稿、情報提供、質問、感想など、まさに双方向のやり取りで構成されている。主だった『naddist』のコーナーは以下のとおりである。

（詳しくは <http://backno.mag2.com/reader/Back?id=0000009510>）

### 【灘の細道】

普段見過ごしがちな、どうってことないんだけど、「なんとなく気持ちいい灘の道」「若干わくわくする灘の路地」等をバーチャル体験していただくシリーズです。

### 【ナダソニック】

灘にまつわる音楽や音についてご紹介する企画です。

日常の音からマニアックなあの歌まで広く「ナダの音」を集めてまいります。

### 【なンナンだ？】

読者の皆様から naddist に寄せられたナダ疑問をご紹介、解決するシリーズです。（解決しないことが多いですが）

### 【一杯、いっとく？】

灘に数ある食べ物メニューから町をあぶりだすグルメシリーズです。

### 【灘秘湯の旅】

灘の風呂屋を「うさぎ君」が色気なくレポートするシリーズ。

【さらば愛しき灘よ（さら灘）】

レポーターの DECO さんは元・学遊飲住愛憎喜怒哀楽クミン。クールに灘をレポートします。

昨年7月10日号をもって完。

【灘ドライブ（ドラ灘）】

レポーターのドクターフランキーさんは走り屋北隣クミン。ホットに灘をドライブします。

【隣クミンの灘小さな旅（小灘）】

レポーターのA門さんは京都出身の中央区在住隣クミン。ウェットに灘を旅します。

【灘声灘語】

ジャーナダリスト灘声灘語さんによるジャーナダリストティックな灘コラムです。

【灘店名考】

様々な店の名前から灘の町を見るシリーズです。

また、“オフ会”と称して、まち歩きなどの様々なイベントを企画し、メールだけでなく読者と灘の町に繰り出している。主な企画は以下のとおりである。

【地藏盆ラリー】

灘区の地藏盆を巡るツアー。

【街角ルミナリエツアー】

個人宅のクリスマスイルミネーションを巡るツアー。堤灯のあかりを求め灘の町を探検する夏の定番「地藏盆ツアー」の冬企画。

【灘音散歩～魅惑のコンチキチツアー】

灘の春の音の一つ、だんじりのお囃子練習風景をはしごするツアー。

【灘町並み建築探訪～山の手コース】

普段あまりクローズアップされない、あるいは間もなく取り壊される「阪神間な」建物達を散歩気分楽しく「アハハ」とめぐります。

【「運転手は君だ、車掌はボクだ」灘バスツアー】

灘区を走る市バスから町を眺めるツアー。

【ケーブル de Go Go! 春の摩耶山不思議発見ツアー】

震災後「復興開通」した摩耶ケーブルを「ケーブルジャック！」そんでもって山上に今も残る不思議スポット、魅惑の栄華の跡をめぐります。

【灘の若大将ツアー】

あなたも、豪華クルージングヨットで灘の波に揺られながら、灘の潮風に吹かれながら、灘の町を眺めてみませんか？

【灘パブオフ】

酒屋併設の立ち呑みスペースで、サクッと呑んでサクッと楽しい町話。

【灘映画会～ヌーベルナード】

灘の知られざる映像、懐かしい映像、映画の中の灘の映像を秋の夜長に水道筋商店街の空地で大公開

【イタトマプロジェクト】

六甲道南再開発エリアのイタリア広場設計コンペに、臨時ユニット「チーム灘クミン」を結成し、「feild of NADA」を提出。

【灘印良品】

灘の逸品を取り揃え、期間限定開店した灘セレクトショップ。（地元の水道筋商店街の空店舗活用チャレンジショップに応募）

【灘駅弁】

橋上化によりその長い人生を終えようとしているJR灘駅舎に捧ぐプロジェクト。市場にある創作料理の店の協力をえて、灘にちなんだ素材でつくった灘区オリジナルの「駅弁」。灘駅再生プロジェクトのひとつ。

彼は、堅苦しいことは言っていないし、変な気負いもない。何よりも、自分が町を五感で楽しみ、結果として、読者に町を見る視点をさりげなく提示し、また、読者とのやり取りを通して、確実に町の記憶を共有し、蓄積していつている。

こうした『naddist』の活動から、「灘区民まちづくり会議 企画運営委員会」の一員として、灘区役所発行の“まちを知るための情報誌”「なだだな」の企画編集、区役

所が広く区民に灘区にふさわしい魅力資源の募集した「灘百選～灘の魅力再発見」キャンペーンの企画・運営、および選ばれた百選を巡る「灘百選ウォークラリー」の開催、また灘区コミュニティアーキテクトの一員として「灘建築探訪」の企画・運営など、さらには、灘区まち育てサポーターとして、灘区内の小学校で「子どもたちのための灘の街体験イベント～わがまち百選ポスターをつくろう」を実施するなど様々な灘区に関わる活動を展開している。

彼は『naddist』の中で次のように語っている。

「まちは記憶の集合体である」私もつくづくそう思います。(中略)十数年前、愛しき灘をほっぽりだして「東へと向かう列車」に乗って行ってしまった私が震災後見た灘の町は、惨澹たるものでした。私にできる事は、記憶を掻き集めて、現実と照らし合わせる事でした。(中略)眼前の町が確かなものではない事を痛切に感じたのも、眼前の町だけが町ではない(はず)と思ったのも、その時でした。「本当の町」はきっと〇〇〇〇の煙突から出ている煙みたいに現実やら記憶やらがフワフワしてて「なんかの拍子」にきゅっと固まって町になるんだと思います。どうぞ皆さんも地球上(もちろん東灘区にも!東京にも!ニューヨークにも!モスクワにも!)の地上1m50cm位にただよう世界一広くて楽しい町「灘ク」を見つけてあげてください。先週「あっ」という間に「クラブ〇レー」(※道路拡幅に伴い閉店・撤去)が消滅しました。でも「クラブ〇レー」があった「事実」はなくなりません。今でも地上1m50cm位の所をフワフワ漂ってますよ。きっと。」

同じ灘区の震災後にできた灘中央地区まちづくり協議会では、震災でどんどん失われていくまちの風景や人々の記憶をほりおこし、次代へつないでいくために「なつかしき心のまちかど再発見」の取り組みを行っている。地域の人から、震災以前に失われてしまったものも含めて、なつかしの写真を募集し、それらをパンフレットや映像CDにまとめ、パンフレットは地域に全戸配布した。(生活復興県民ネットの「まちの再発見運動」の助成を受けている)その他、なつかしの写真のポストカードや缶バッジも製作、販売している。

そして、集められた“なつかしき心のまちかど”を地域の人に広く知ってもらうため、さらにはその場で情報を収集するために、公園における「納涼スライドショー」や商店街のアーケードにおける「水道筋アーケード劇場」、商店街の空店舗を活用した「まちかどサロン」を開催している。「水道筋アーケード劇場」は夏休みに開催し、子ども向けのアニメを併映し、また、会場ではカキ氷や綿菓子、ポップコーンを販売し、親子連れの若い世代でにぎわっている。ちなみに、「水道筋アーケード劇場」は前述のnaddistも協力している。

また、まちづくり協議会が協力して、地域の小学校の総合的学習で、懐かしの写真の場所へ行き、現在の風景と比較し、お年寄りの話を聞く「わくわく昔たんけん隊」を実施している。

現在は、お店とその店主の生き様とまちとの関わりに焦点をあてた『商人(あきないびと)物語』を展開中である。

## (6) むすび

景観とは、そこで生活する人の暮らし、さらには長い歴史の中で営まれてきた暮らしの蓄積が表れたものだと思う。今回の震災で失われてしまった景観はたくさんある。しかし、新しく復興されるまちに、何とかまちの歴史や記憶を残し、未来へ引き継いでいきたいという思いから起こった様々な活動が、震災後各地で起こった。モニュメントや記念碑などの設置もそのひとつである。

今回紹介した動きに共通することは、まちを想う気持ち(愛着)からスタートし、しかも現在も継続しているということである。景観は建物が建って完成ではなく、過去と未来を結ぶ中に現在の景観があるのであって、過去からの蓄積と未来への継承の

中で人々に育まれていくものだと思う。もうひとつは、地域の人々に広く発信し、共有していこうということである。地域の人々がまちへの想い（まちのイメージ）を共有していく中で、まちの担い手が増え、景観の地域性が生まれてくると思う。また、いろいろな人やグループとのつながりが生まれ、活動が広く展開されていったことも共通している。

#### 補遺 コミュニティの絆の手がかりと震災モニュメント

先に述べた景観ルネサンス・まちなみ保全事業において、淡路島での成果をみると社寺の建造物の再建・修復が目立った。これを契機に祭りが復活した例もある。

2002年度の『街の復興カルテ』では、西宮市において、「神社林・神社地が地域の景観的な中心としての役割のみならず、緑、ランドマークや日常的な利用などの地域拠点として相当程度の役割を負っている」ことを明らかにしている。また、1998年度の同報告は、灘区における寺院の再建について明らかにしている。この中で、本堂が全壊した8カ寺のうち、修復された寺院は3カ寺、建て替えられた寺院は1カ寺、建て替えが具体化している寺院2カ寺、再建予定で具体的な目途がたっていない寺院が2カ寺である。寺院再建において、多目的ホールを設ける傾向があり、震災を契機として地域に対する寺院の関係の再編が進んでいると分析されている。

2002年度の同報告では、灘区のカルテ調査地区における地蔵尊の調査を行っている。調査地区内に93の地蔵尊があり、このうち85の地蔵尊の世話人にヒアリング調査したものである。震災後、44の地蔵尊が破壊・損傷から復興し、震災以降に3箇所5体の地蔵が新設されている。

このような社寺や地蔵尊の被害と復興については、十分な考察が加えられていないが、コミュニティの絆あるいは身近な景観の観点から重要な対象であり、復興の質的な側面が考察できるものと考えられる。

表7.1は、NPO「1.17希望の灯り」作成の資料から作成した震災モニュメントの集計表である。記念碑が圧倒的な数を占めているが、地蔵、仏像、鳥居も合わせて24件ある。

表 7.1 震災復興モニュメントの設置数

市町名	碑	地蔵	仏像	像	植樹	鳥居	その他	合計
神戸市	40	11	3	6	6	4	27	97
尼崎市	8						1	9
明石市	2	1					2	5
西宮市	9			1	2		7	19
芦屋市	13	2	1	1	3	1	1	22
伊丹市	3				1			4
宝塚市	2		1				1	4
洲本市							1	1
津名町							1	1
淡路町							1	1
北淡町							1	1
一宮町							1	1
合計	77	14	5	8	12	5	44	165

(NPO「1.17 希望の灯り」作成 2001 年版「震災モニュメントマップ」より)

(注：その他とは、ガレキ等を用いたモニュメント、日時計、タイムカプセル、壁画、損壊物の保存等、同一箇所に2種類以上存在するものは重複して計上)

## 8 復興景観まちづくり活動および復興建築物の顕彰

景観の観点から評価され、顕彰された活動および面的な整備の事例を表 8.1 にまとめている。全 35 地区で、全国レベルでの評価を受けた対象は、以下のものである。

- ・南京町地区 南京町の景観形成
- ・旧居留地地区 旧居留地連絡協議会による街並み形成
- ・松本地区 地区のシンボルにふさわしい街路の景観形成
- ・若宮地区 震災復興住環境整備事業における景観形成

景観の観点から評価され、顕彰された建築物の事例は表 8.2 にまとめている。全 22 件で、全国レベルでの評価を受けた対象は、明石市のト部邸である。

以下にいくつか代表的な事例について、その特徴を紹介する。



表 8.1 景観・まちづくり等受賞事例（地区）

市町名	地区名	事業主体	賞の名称	表彰主体	受賞時期	受賞地区取り組み内容
神戸市	南京町地区	神戸南京町景観形成協議会 神戸市	都市景観大賞(地区レベル)	国土交通大臣	平成12年度	
	旧居留地区	旧居留地連絡協議会	防災功労者内閣総理大臣表彰	内閣総理大臣	平成15年度	
	松本地区	松本地区まちづくり協議会 環境緑地研究所 神戸市	都市景観大賞「美しいまちなみ大賞」	国土交通大臣	平成16年度	都市計画道路松本線の北側広幅員歩道部分に「せせらぎ歩道」を設け、憩いと安らぎのある景観を創出するとともに、電柱地下化を行い、地区計画による沿道建物のコントロール等により、地区のシンボルにふさわしい街路空間の景観形成が図られた。
	神戸市内	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク	第5回さわやかまちづくり賞	兵庫県	平成8年度	復興まちづくりのネットワーク化
	ルミナリエ	神戸ルミナリエ実行委員会	第6回さわやかまちづくり賞 震災復興特別賞	兵庫県	平成9年度	被災地に活力を与える神戸ルミナリエの開催
	三宮センタ一街地区		第7回さわやかまちづくり賞 震災復興特別賞	兵庫県	平成10年度	独創的で魅力ある商店街
	トアロード地区	トアロード地区まちづくり協議会	第1回人間サイズのまちづくり賞 まちづくり活動部門	兵庫県	平成11年度	震災からの復興をきっかけに、国際都市神戸のイメージを都市景観や集客・交流施設、店づくりを通じて打ち出すことを目指して活動している。
	深江地区	深江地区まちづくり協議会	第1回人間サイズのまちづくり賞 まちづくり活動部門 第12回神戸景観・ポイント賞	兵庫県 神戸市	平成11年度 平成9年度	まちの顔となる駅前空地に、まちづくり協議会が花壇やフラワーポットを設置し、また、自主的に管理を行うことにより、被災地の人々に潤いのある空間を提供している。
	大日通周辺地区	大日通周辺地区まちづくりを考える会	第4回人間サイズのまちづくり賞 まちづくり活動部門 第16回神戸景観・ポイント賞	兵庫県 神戸市	平成14年度 平成13年度	まちづくりポット創生事業を活用して大日にぎわい広場を整備し、イベントやコミュニティ活動に活用したり、商店街にデザインを統一したフラッグを飾るなど、にぎわいのあるまちの形成に向けて積極的に取り組んでいる。
	旧居留地区	旧居留地連絡協議会	第13回神戸景観・ポイント賞	神戸市	平成10年度	震災後、同協議会でまちなみ景観の方向が検討され、「復興計画」や「都心づくりガイドライン」が策定されるとともに、各事業者による被災ビルの再建についてもその方向に沿っておこなわれており、地区の景観形成に大きく寄与している。
	野田北部地区	野田北部地区まちづくり協議会	第13回神戸景観・ポイント賞	神戸市	平成10年度	住宅の再建にあたって、地区計画による壁面後退によってゆとりを生み出すとともに、細街路整備を行う際に、デザインや素材についてまちづくり協議会で検討し、下町地区の街なみ景観づくりに寄与している。
	岡本駅南地区	美しい街岡本協議会 岡本商店街振興組合	第14回神戸景観・ポイント賞	神戸市	平成11年度	まちづくり協議会、商店街振興組合、住民、各事業者が協力して、賑わいとつながるおもしろいまちづくりの一環として道路や広場、コミュニティ施設などの整備をおこない、地区の景観形成へ大きく寄与している。
	西出・東出・東川崎地区	西出・東出・東川崎地区まちづくり協議会	第14回神戸景観・ポイント賞	神戸市	平成11年度	住宅を共同化するにあたり、隣接した市営住宅とのデザイン的なつながりに配慮し、ゆとりある外部空間をつくり出すことで、下町地区の街なみ形成の先導的役割を果たしている。

新長田駅北地区	新長田駅北地区東部いえ なみ委員会	第16回神戸景観・ポイント 賞 第3回関西まちづくり賞	神戸市 日本都市計画学会関西 支部	平成13年度 平成12年度	震災復興土地区画整理事業区域内の9つのまちづくり協議会が集まり、景観形成市民協定を締結するなど景観形成の取り組みを進めてきた。さらに、地区内で優れた建築物を表彰する「社の下町いえなみ賞」を設けたり、「いえなみ基金」を募るといったユニークな活動を行っている。
新在家南地区	灘・西郷会	第17回神戸景観・ポイント 賞	神戸市	平成14年度	地元酒造会社7社による灘・西郷会は震災で大きな被害を被った灘酒蔵地域のまちなみ再生に、住民、行政と協働して取り組んでおり、今回の酒蔵の道整備においても、和風の碑や道標の設置、建物修景など、道路と一体となった歴史的な面影を伝えるまちなみと歩行者空間の形成に寄与している。
西出・東出・東川崎地区	西出町自治協議会	第17回神戸景観・ポイント 賞	神戸市	平成14年度	地区の歴史・伝統を保存・継承し、さまざま地域の情報を発信していくための施設であり、地元住民と学生、建築家、工務店の方などが協力して、設計から施工に携わり、小品ながら人々のまちづくりへの思いがこもった拠点をつくりだした。
六甲せせらぎ通り	六甲道駅北地区まちづくり 連合協議会	第18回神戸景観・ポイント 賞	神戸市	平成15年度	震災を体験した地域からの提案に基づく地下水を利用した「せせらぎ」の整備に伴い、せせらぎと一体となったゆとりと潤いのあるまちなみを形成している。また、せせらぎを地域の手で維持管理する活動を通して、地域の美化とともにコミュニティの活性化が図られている。
三宮中央通りのまちなみ	三宮中央通りまちづくり協 議会	第18回神戸景観・ポイント 賞	神戸市	平成15年度	地下鉄海岸線の建設に伴う道路整備にあわせ、地域で通りのあり方を検討し、アーケードの撤去や日除けテントのルールづくりが行われた。また沿道の飾花や屋外広告物の景観誘導などについて、建物所有者への働きかけを積極的に行い、都心らしい開放感と調和のあるまちなみの形成を図っている。
新開地のまちづくりの取り組み	新開地周辺地区まちづくり 協議会	第18回神戸景観・ポイント 賞	神戸市	平成15年度	シンボルゲート「BIGMAN」の設置や空地を暫定利用した「エキナマ横丁」の取り組みなどにより、新開地地区における景観の拠点を形成し、にぎわいあるまちづくりに向け積極的に取り組んでいる。
松本せせらぎ通り	松本地区まちづくり協議会	第18回神戸景観・ポイント 賞	神戸市	平成15年度	震災を体験した地域からの提案に基づく下水高度処理水を活用した「せせらぎ」の整備に伴い、せせらぎと一体となったゆとりと潤いのあるまちなみを形成している。また、せせらぎを地域の手で維持管理する活動を通して、地域の美化とともにコミュニティの活性化が図られている。
尼崎市 築地地区	築地地区復興委員会	第11回人間サイズのまちづく り賞 まちづくり活動部門	兵庫県	平成11年度	震災時に福祉連絡協議会を中心に、避難所問題や液状化対策に取り組んだのがきっかけで、区画整理や歴史を生かしたまちづくりなどに広く関わっている。
兵庫県宝塚線沿道	ふたは会	第11回人間サイズのまちづく り賞 まちづくり活動部門	兵庫県	平成11年度	震災直後に県道の路側帯へのポイ捨て対策として、四つ角に花を植えるなどの活動を始め、現在も花を生かしたまちづくりの普及に取り組む。
西宮市 安井地区	安井まちづくり協議会	第11回人間サイズのまちづく り賞 震災復興特別賞	兵庫県	平成11年度	復興まちづくりを目指し、平成7年11月、安井地区自治会連合会等を母体として発足。市や専門家の支援を得て、地区計画の策定などに取り組んだ。
甲子園一番地区	甲子園一番町自治会まち づくり検討会	第4回人間サイズのまちづく り賞 まちづくり活動部門	兵庫県	平成14年度	地元で地区計画を策定し、正式に都市計画決定された。公園整備においても住民が設計に意見を述べ、完成した公園は住民が自主管理している。

西宮マリナパークシテイ ハイパーまちハーバー アベニュー	海のまち団地管理組合・海のまちコミュニティ協会	第5回人間サイズのまちづくり賞 まちなみ・景観部門	兵庫県	平成15年度	復興住宅建設のため、当初流通業務等の事業所中心であった西宮浜の一部を住宅地として開発するにあたり、「西宮浜地区事業者連絡調整会」を結成し、特に景観形成の骨格となる街路及び街路部分の緑化計画についての景観形成計画を作成、実践した。
甲子園口地区	甲子園口地区まちづくり協議会	第5回人間サイズのまちづくり活動部門	兵庫県	平成15年度	大震災でできた空き地にマンション計画が持ち上がり、住民間に将来への環境変化の不安が生じたため、連合自治会、商店連合会を中心にまちづくり協議会を結成し、地区計画を策定し、都市計画決定を受けた。
西宮マリナパークシテイ	西宮浜地区事業者連絡調整会	関西まちづくり賞	日本都市計画学会関西支部	平成11年度	復興住宅建設のため、当初流通業務等の事業所中心であった西宮浜の一部を住宅地として開発するにあたり、「西宮浜地区事業者連絡調整会」を結成し、特に景観形成の骨格となる街路及び街路部分の緑化計画についての景観形成計画を作成、実践した。
芦屋市内	グリーンマンツの会	第2回人間サイズのまちづくり活動部門	兵庫県	平成12年度	被災地に残る空地に緑を増やす目的のプロジェクトを発足し、空地の緑化・緑化技術の学習啓蒙活動を行なう。
若宮町	若宮町まちづくり協議会	平成16年度まちづくり月間国土交通大臣表彰 第4回関西まちづくり賞 第3回人間サイズのまちづくり活動部門	国土交通大臣 日本都市計画学会関西支部 兵庫県	平成16年度 平成14年度 平成14年度	安全で快適なまちを早期に復興するため、アンケート調査や個別面談意向調査等を行い、震災復興住環境整備事業の実施にあたり、事業の早期着手、早期完成に貢献した。その後も住宅、道路、広場、緑地の計画に取組むとともに、地区計画案の策定に着手するなど「安全・安心・便利でコミュニティのあるまち」の実現に向け積極的に活動している。
伊丹市	丹悠会	第6回さわやかまちづくり賞 まちづくり活動部門	兵庫県	平成9年度	震災で多くの都市景観形成建築物を失ったが、残った建物所有者で連絡会を結成し、建物の維持・保全及び交流を通して景観まちづくり団体を活動中
伊丹市北西部		第7回さわやかまちづくり賞 震災復興特別賞	兵庫県	平成10年度	歴史ある街並み景観に配慮した震災復興推進活動
北村地区	多田街道の景観を創る会	第1回人間サイズのまちづくり賞	兵庫県	平成11年度	多田街道都市景観形成道路にある伝統的な集落景観の継承と個性豊かな地域景観の創出のため結成された景観まちづくり団体の活動中
荒牧地区	荒牧夢のまち応援団	第3回人間サイズのまちづくり賞 まちづくり活動部門	兵庫県	平成13年度	震災後、荒牧を魅力あるまちづくりによりしようと結成された景観まちづくり団体がポケットパーク「夢ひろば」の企画設計や管理活動を通して活動中
三田市	ランドスケープ復興支援会議(阪神グリーンネット)	第5回さわやかまちづくり活動部門	兵庫県	平成8年度	緑豊かな復興まちづくり
全域	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク	第1回関西まちづくり賞	日本都市計画学会関西支部	平成10年度	官民共同の新しいまちづくり支援活動

表 8.2 景観・まちづくり等受賞事例（建築物等）

市町名	建築物等名称	賞の名称	表彰主体	受賞時期	受賞地区取り組み内容	
神戸市	神戸港震災メモリアルパーク	第6回さわやかまちづくり賞 震災復興特別賞	兵庫県	平成9年度	震災の教訓を後世に伝える公園	
	旧トーマス住宅（風見鶏の館）	第6回さわやかまちづくり賞 震災復興特別賞	兵庫県	平成9年度	異人館復興の象徴	
	大丸神戸店	第6回さわやかまちづくり賞 震災復興特別賞	兵庫県	平成9年度	旧居留地のまちなみの復興	
	きんもくせい通り協調住宅	第6回さわやかまちづくり賞 震災復興特別賞	兵庫県	平成9年度	潤いと優しさを醸し出す復興住宅	
	旧神戸居留地一五番館	第7回さわやかまちづくり賞 震災復興特別賞	兵庫県	平成10年度	震災復興を象徴する建築物	
	真野ふれあい住宅	第7回さわやかまちづくり賞 震災復興特別賞	兵庫県	平成10年度	新しい住まい方を提案する公営住宅	
	神戸国際会館	第1回人間サイズのまちづくり賞 震災復興特別賞	兵庫県	平成11年度	戦災と震災を乗り越えた復興のシンボルとして、再建を果たした。	
	ええとこ広場	第1回人間サイズのまちづくり賞 震災復興特別賞	兵庫県	平成11年度	復興まちづくりから生まれたエコスポット。新開地2丁目商店街に接した間口約8m、奥行き約24mの細長い敷地に設けられた広場。	
	生田神社	第1回人間サイズのまちづくり賞 まちなみ・景観部門	兵庫県	平成11年度	大震災で大きな被害を受けたが、再建により震災で傷ついた市民の心の支えとなった。	
	櫻宴	第1回人間サイズのまちづくり賞 まちなみ・景観部門 建築部門	兵庫県	平成11年度	大震災以降、魚崎郷に多くの集合住宅が建てられ、昔ながらの町並みが変わっているが、その中で酒蔵の町再建に向けて取り組み、レストラン等を整備した。	
	大林組旧神戸支店	第3回人間サイズのまちづくり賞 まちなみ・景観部門	兵庫県	平成13年度	震災により被害を受けた近代洋風建築物である大林組旧神戸支店の壁面を保存し、その一部を地下鉄の入り口として利用している。	
	沢の鶴資料館	第4回人間サイズのまちづくり賞 まちなみ・景観部門	兵庫県	平成14年度	震災により倒壊したが、50%以上の古材を再使用して、伝統工法に基づき、酒蔵の伝統的小屋組の重厚な雰囲気を実に復元した。	
	灘目の水車	第18回神戸景観・ポイント賞	神戸市	平成15年度	かつて灘の酒造業を支えた住吉川水系にあるこの地域の歴史を伝えるために、地域住民によるワークショップを経て復元された「水車」を地域で日常管理し、また行事などに活用することにより、「水」を有効利用する地域文化の継承に取り組んでいる。	
	明石市	卜部邸	日本建築学会作品選奨 さわやか街づくり賞 第1回明石市都市景観賞 建築物部門	日本建築学会 兵庫県 明石市	平成10年度 平成9年度 平成11年度	震災で甚大な被害を受けた築後約280年の伝統的民家の再生で、この地域の伝統的な様式と意匠を承継し、周辺のまちなみと調和が図られている。
		天文科学館	第1回明石市都市景観賞 建築物部門	明石市	平成11年度	明石のシンボルとして親しまれているこの建築物は、震災で修復不可能かと思われ るほど甚大な被害を受けたにもかかわらず、将来にわたり「時のまち明石」を象徴するランドマークとして蘇っている。

西宮市	西宮市立西宮浜小学校	第7回さわやかまちづくり賞 建築物部門	兵庫県	平成10年度	震災の教訓を生かした小学校
	西宮市貝類館・西宮 浜公民館	第1回人間サイズのまちづく り賞 建築物部門	兵庫県	平成11年度	
	(株)アンリ・シャルパンテ イエ ハーバースタジ オ43	第2回人間サイズのまちづく り賞 建築物部門	兵庫県	平成12年度	酒蔵の町で酒蔵工場から製菓工場への建て替えを行ったもの。
	酒ミュージアム 酒造 館	第4回人間サイズのまちづく り賞 建築物部門	兵庫県	平成14年度	震災で半壊した木造の酒蔵を修復し、酒蔵博物館として再生した。
芦屋市	淀川製鋼迎賓館	第7回さわやか街づくり賞 震災復興特別賞	兵庫県	平成10年度	震災で甚大な被害を受け、平成10年5月に復旧した国指定の重要文化財。
	廣瀬邸	第7回さわやか街づくり賞 まちなみ部門	兵庫県	平成10年度	震災により、住宅地の景観は一変し、昭和初期の郊外型住宅のたたずまいは一瞬にして消滅したが、復元に比重をかけた個人住宅を再建することによって、地域の歴史的まちなみの形成に貢献している。
伊丹市	阪急伊丹駅	第1回人間サイズのまちづく り賞 震災復興特別賞	兵庫県	平成11年度	震災後、これまでの駅施設の水準を超えるモデル駅の実現をめざし、「高齢者・障害者を含めた全ての人に優しい駅」として新たなスタートをきった。

## 9 提言および残された検討課題

### (1) 面的な復興整備地区の課題

本章では、景観の観点から復興をみてきた。平常時にはない多大の努力が注がれ、多くの成果をえたが、一方で景観づくりの難しさも実感した。

被災地のうち震災復興事業が施行されたのは面積で5%程度であり、これらを中心とした地区では、専門家が関わり、はじめは迂遠なものと捉えられた景観形成の課題も、次第にその必要性が認識されるようになり、その結果として景観形成に取り組み、優れた成果を上げた地区も多く、そのことは評価に値する。

しかし、1999年に実施された「震災対策国際検証事業」で次のような意見があったことも事実で、時間の推移の中で検討しなければならない課題である。

◇高層住宅計画により景観が変わってしまうと、それを見た多くの人々は日本の街の本質が侵されていくように感じ、それを後悔する。(中略)設計という観点から見ると、(中略)疑いなく質は高いが、それにもかかわらず、これらの設計では、具体的に国全体あるいは現地の文化的・建築学的アイデンティティを維持または再解釈することに必ずしも成功していない。(クリストファー・アーノルド：米国地震工学研究会会長：被災者支援部門担当委員)

◇住宅計画は都市の設計と開発の主要な鍵となる要素ではあるが、新しい社会の構築は都市全体として表現されるものである。これまでのところ、我々の印象では被災者の移転が明らかに必要で、かつ急務であったため、都市全体について再考する余裕はなかったようだ。(セルジオ・プエンテ：メキシコ大学人口都市開発研究センター教授：被災者支援部門担当委員)

### (2) 一般被災市街地の課題

一方、震災復興事業が面的に展開された地域以外の被災市街地では、点的な建物の再建・改修やマンション問題等の地区的な問題の解決のために専門化が支援する例は少なからずあったが、多くの被災市街地は、個々の市民や企業の建設ないし環境整備がいわば自由に行われた。

平常時でもこのことは当たり前のことであり、まして被災という緊急的な事態にあって、景観に配慮するという認識は生まれにくかった。しかし、通常であれば10年や20年という長い時間をかけて変化する街の景観が、短期間に変化していることを目の当たりにして、景観の重要性が次第に認識されるようになった。ところが問題意識が持たれるようになって、それに取り組むべき体制も糸口も準備されていないのが実状である。

一部の地域では、景観形成地区等の指定があったり、景観形成のための住民協定が締結されている。また、地区計画の策定によってこのような課題に取り組んだ地区もある。しかし、景観に関する地域ルールを持たない一般的な被災市街地においては、景観の変化は急速に進んだ。景観変化の典型的な例は、以下のようなものである。

- ・ 大規模店舗や高層マンションの建設の増加、派手な色彩の店舗の増加、多数の残存空地の存在等により地域に雑然とした景観が生まれている。
- ・ 地域に定着していた石垣・生垣による外構の減少、在来工法住宅の減少等がみられ、景観が大きく変化している。
- ・ 工場生産の建材の安易な使用等によるうるおい感のない画一的な住宅が増加傾向にあり、景観の変化に影響をもたらしている。

そのような景観変化はあっても、被災地域にはまだまだ愛着が持たれている景観が存在している。「伝えたいふるさとの景観」事業において、多様な環境要素が、「伝えたい景観」を構成する要素として認識されていることが明らかになった。こうした市民・県民意識を大事に育てていくことが必要である。幸い、花や緑を媒介にして、環境づくりを進めようとする動きが、震災を契機に活発化した。県行政としては、まち

づくり条例、景観条例があり、これを手がかりに、積極的に景観づくりに取り組んでいくことが期待される。

一方、マンション建設の増加等によって、被災地は新しい住民が来住するようになっている。地区によっては、新規住民が半分に近い。旧来の住民と新規の住民では、景観に対する認識や評価に差異がみられる。新旧住民が協調できるコミュニティの醸成も必要であり、景観からのまちづくりがその手がかりになることを期待したい。

### (3) 景観形成施策の提言

#### ア 公費解体と公費修理

公費解体が建物の解体を促進し、街並みの継承に大きな打撃を与えたことは事実である。公費解体に加えて、公費修理の代替案が必要であったと考えられる。再び同じような災害があることを想定したくはないが、この課題を検討しておく必要がある。

#### イ 建物修理・改修の助成対象の拡大

上記とあいまって、修理・改修助成の対象が、指定された文化財ないし文化財的な建物に対象が限られていたことが、多くの価値ある建築物の喪失につながった。地域において価値ある景観の形成に貢献している建物等の指定拡大が行われる必要がある。

#### ウ 景観まちづくり地区の設置等、市民が取り組みやすい制度の確立

県の景観条例では、既に良好な景観を構成している地区や、新たな市街地が形成されつつある地区を景観形成地区としてきた。しかし、今回の震災によって、当たり前の地区においても景観形成の観点が必要であることが明らかになった。市民・住民が愛着をもって、良い街並みづくりに取り組めるような制度の確立が必要である。

以上を勘案して、今後の提案を示すと以下ようになる。

- ① 景観の形成を考慮した地区計画の策定等
  - ・景観まちづくり地区制度の設置（まちなか景観形成地区等）
  - ・住民主体の景観まちづくり協定策定の推進
  - ・住民主体の地区計画策定における景観的観点の導入に対する指導・誘導
  - ・景観・環境に関心をもつコミュニティ意識の醸成
  - ・残存空地の有効活用の推進
- ② 景観アドバイザー（専門家）の派遣・育成の継続
  - ・景観形成支援事業による景観アドバイザー派遣制度の推進
- ③ 景観重要建築物等の指定の推進及び助成
  - ・景観重要建築物等の指定による住民意識の向上
  - ・景観重要建築物等の維持修繕費用の助成
  - ・景観重要建築物等を核とした周辺景観形成制度の確立
- ④ 建築物等の新築、改築、増築等に対する指導、助言の徹底
  - ・地区計画、景観形成基準等に基づく効果的な指導・助言の推進
  - ・大規模建築物等に対する位置、規模、意匠等の制限
  - ・大規模事業者との景観に関する協定締結制度の確立
  - ・屋外広告物の適切な誘導
- ⑤ 住民意識の向上を促進する施策
  - ・「平常時から身近な環境（街並み景観を含む）に関心をもとう」運動の推進
  - ・良好な景観形成に資する住民活動等の表彰
  - ・良好なまちなみ、建築物等の公募、顕彰
- ⑥ 公共事業による先導的な景観形成の推進

### (4) 残された課題：高齢者にやさしい道路環境づくり

景観形成施策について、残された課題はまだまだ多いと考えられるが、最後に一つだけ特記しておきたい。

『街の復興カルテ』の2002年度、2003年度版で、一宮町（群家地区・江井地区）の調査結果が示している課題である。住環境整備事業によって道路が整備されたが、購買施設等の再配置の展開も相まって、道路整備が歩行行動の安全性を低下させている可能性があるという分析結果が示されている。

高齢者が抱いている地区の環境イメージは、急速な環境変化に追いつかない傾向がある。また、歩道のない道路が拡幅されると、自動車の速度上昇を引き起こす可能性がある。これらが全体として、歩行行動の安全性低下につながりかねないということである。このことも大きくは景観の課題であり、より検討を深める必要がある。

## 10 平成16年台風23号による被害と文化財・景観対策

阪神・淡路大震災の総括検証を進めるなか、台風の上陸が相次ぎ、10月20日から21日にかけて猛威をふるった台風23号により、兵庫県内でも円山川・出石川の堤防が決壊するなど、各地で甚大な被害が発生した。

現在、被災地では懸命の応急・復旧対策が進められているところであるが、今後の復旧においては、阪神・淡路大震災の教訓を十分に生かしていくことが求められる。

本章では、現時点で把握できている景観及び文化財等の被災状況等の情報に基づいて、可能な範囲で考察し、今後の被災地における景観施策の参考としたい。

### (1) 景観形成地区の被害状況

兵庫県では、これまでに景観形成地区を14地区指定している（内2地区は市条例下に移行）。ここでは、これら景観形成地区内での建築物等の被害状況を整理する。

表10.1に兵庫県内の景観形成地区内における建築物等の被害状況を示す。

和田山町竹田地区では、地区の西側にそびえる古城山の一部が崩壊し、地区景観の核となる法樹寺に流れ込み、本堂が全壊、門や塀が破損、多くの墓石が倒壊した。また、隣接する寺にも土砂が流れ込んだ。さらに、地区の背後に位置する古城山でも崩落が数カ所確認されており、以前のような落ち着いた景観を取り戻すためには、早急な対策が必要である。

篠山市城下町地区は、瓦葺漆喰壁の町屋や茅葺旧武家屋敷住宅といった歴史的建造物が多数残っている地区であり、屋根瓦や茅の破損、漆喰壁の剥離などの被害が生じた。これら台風被害を受けた箇所は地区内でも特に歴史的な景観をよく留めている箇所であるため、地区の景観に与える影響は大きい。

出石川の堤防決壊等による被害が大きく報じられ、景観地区内の被害が心配された出石町城下町地区は、比較的標高の高い場所に位置するため、被害はほとんど無かった。

城崎町城崎温泉地区や養父市八鹿地区、御津町室津地区等では床上・床下浸水被害が生じたが、幸い損壊等の建物被害は比較的軽微なものに止まっており、景観への直接的な影響はほとんど無いと言える。

その他の地区においては、景観に影響を及ぼす深刻な建築物等の被害は生じていない。



表 10.1 台風 23 号による景観形成地区内の被害状況

景観形成地区名				
被害物件名称	所有者	被害物件概要	被害状況	
龍野市龍野地区				
民家 21 件	個人	木造瓦屋根の民家	屋根瓦破損	
倉庫	個人	スレート葺倉庫	屋根スレート破損	
消防用倉庫	市	木造瓦屋根の消防倉庫	屋根瓦破損	
洲本市古茂江地区				
宿泊施設	法人	プールサイド護岸擁壁	崩壊	
篠山市城下町地区				
民家（小川町）	個人	木造瓦屋根の納屋	屋根瓦破損	
民家（河原町）	個人	木造瓦屋根の民家	屋根瓦破損	
民家（河原町）	個人	木造瓦屋根の民家	壁漆喰剥離・屋根瓦破損	
民家（河原町）	個人	木造瓦屋根の民家	屋根瓦破損	
民家（西新町）	個人	木造茅葺屋根の民家	大棟・破風破損	
民家（西新町）	個人	木造茅葺屋根の民家	破風破損	
塀（西新町）	個人	板塀	全壊	
塀（西新町）	個人	板塀	傾く	
篠山市立歴史美術館	市	木造瓦屋根の蔵	壁漆喰剥離	
ほろ酔い城下蔵	個人	木造瓦屋根の蔵	壁漆喰剥離	
御津町室津地区				
室津民族間	町	木造	壁漆喰剥離	
室津海駅館	町	木造	壁漆喰剥離	
和田山町竹田地区				
倉庫	個人	畳倉庫	全壊	
倉庫	個人	農業用倉庫	全壊	
法樹寺	檀家	木造瓦屋根の寺	全壊（本堂のみ）	
酒屋	個人		エントツ全壊	
加美町岩座神地区				
クラインガルテン 2 号棟	町	滞在型市民農園	屋根瓦破損	
養父市八鹿地区				
民家	個人	木造瓦屋根の民家	ガラス戸・屋根瓦破損	
民家・車庫	個人	木造瓦屋根の民家等	家屋壁の崩落・車庫屋根の飛散・家屋瓦破損	
民家	個人	木造瓦屋根の民家	屋根瓦破損	
倉庫	個人	トタン屋根の倉庫	トタン屋根破損	
民家	個人	木造瓦屋根の民家	土壁の崩落	
アパート	個人	トタン屋根のアパート	トタン屋根破損	
民家・倉庫	個人	木造瓦屋根の民家・倉庫	屋根瓦破損	
倉庫	個人		シャッター・壁面破損	
民家	個人	トタン屋根の民家	トタン屋根破損	
公会堂	市	木造瓦屋根の公会堂	屋根瓦破損	
工場	個人	工場	スレート屋根破損	
民家	個人	木造瓦屋根の民家	壁面破損	
民家	個人	木造瓦屋根の民家	屋根瓦・トタン破損	

※平成 16 年 11 月 30 日現在

※出石町城下町地区、社町メモリアルガーデン周辺地区、城崎町城崎温泉地区、生野町口銀谷地区及び養父市大屋町大杉地区は被害報告無し

## (2) 指定文化財等の被災状況と対策

天然記念物等を含め、文化財等は地域の景観形成を図る上で重要な核となるものである。

表 10.2 に台風 23 号による県内の文化財等の被害状況を示す。

世界文化遺産の姫路城を始め、県内で 81 件の文化財等が被害を受けている。

全壊等まで至った建造物は見られないものの、円教寺の一部通路崩壊や赤穂城跡の

被害は重大である。また、名勝慶野松原では数十本の松が倒壊するとともに、高潮により多くの松が浸水したため、今後塩害による被害拡大が懸念される。

被害の軽微なものについては、既に処置済みのものも一部見受けられるが、現時点では応急復旧に止まっているものがほとんどである。ただ、今後の対応については、現時点で確定していないものもあるが、完全に解体してしまうのではなく、復旧する方向での検討が為されている。

表 10.2 台風 23 号による文化財等被害状況

指定主体	区分	件数	被害文化財等例
国	建造物（国宝）	1	姫路城
	建造物（重文）	11	旧トーマス住宅、西宮神社表大門
	史跡	9	明石城跡、円教寺境内
	重要伝統的建造物	2	鄭邸、チャン（サッスーン）邸
	特別天然記念物	1	コウノトリ
	天然記念物	6	野島断層、玄武洞
	登録文化財	4	鳳鳴酒造、来住家住宅
	名勝	3	慶野松原、旧大岡寺庭園
	有形民俗	1	上三河の舞台
	小計	38	
県	建造物	12	旧入江家住宅、本徳寺本堂・経堂
	史跡	3	三宅瓦窯跡、輿塚古墳
	天然記念物	9	絹巻神社の暖地性原生林
	有形民俗	1	旧原家住宅
	小計	25	
市町	建造物	8	歴史美術館、旧澤井家長屋門
	伝統的建造物	3	川内家、中村家
	史跡	1	中山寺跡
	天然記念物	5	田川神社櫻の木、清竜の瀧
	名勝	1	篠井の清水
	小計	18	
合計		81	

（平成 16 年 11 月 4 日現在）

### (3) 課題

現在確認できた範囲では、県内の景観形成地区においては、和田山町竹田地区と篠山市城下町地区の景観被害が大きく、早急な対応が求められる。それ以外の地区では、幸いにも比較的軽微な被害であった。

指定文化財に対する対策は、復旧の方向で予定・検討されており、景観形成を図る上で適切な対応であると言える。

今後、調査が進められるが、景観形成地区に指定されていない一般市街地においても、指定文化財ではないが、地域の個性ある景観の構成に貢献している建築物や工作物が被害を受けていることも考えられる。そのような建築物等への対応についても、可能な限り被災前の景観が継承されるような方向が望まれる。

また、今後各地で実施されるであろう災害復旧関係の公共工事においては、安全性、迅速性が要求されるころではあるが、地域の景観に対しても配慮されることが期待される。

No.	区分		市町名	被害物件	被害状況	現在の対応状況
1	国	国宝	建造物	姫路市 姫路城	①大天守の屋根瓦の破損 東面大千鳥破風屋根（北側）の一番外の丸瓦が 10 枚程度破損。 ②大天守の壁漆喰の剥落 西面最上層北部壁漆喰 1～3 m <sup>2</sup> が剥落。 ③折廻り檜屋根の瓦破損 南面軒丸瓦 1 枚破損。 北面の瓦が 4 枚以上破損。 ④化粧櫓の壁漆喰剥落 化粧櫓 2 階東面の北部分約 1 m <sup>2</sup> の壁漆喰剥落。	市教委現地確認済 既修理計画で対応 市：維持修理で対応
2	重文	建造物	神戸市	旧トーマス住宅	2F のバルコニーと部屋境の扉部分で、東からの大雨のために建具の隙間から水が侵入し、1F へ雨漏り	市教委現地確認済 応急処置済
3			西宮市	西宮神社表大門	木の枝が当たり鬼瓦がずれる 鬼瓦と棟瓦数点破損	市教委現地確認済 神社で応急処置済
4			芦屋市	旧山邑家住宅	2F 応接室南面小窓回りから雨漏り	市教委現地確認済 国庫補助工事中、既存の修理工事で対応
5			川西市	多田神社拜殿	屋根の桧皮が 2 箇所めくれる	市教委現地確認済 既計画の修理工事で対応
6			吉川町	稲荷神社本殿	覆屋背後の斜面法面が 2×1.5m に渡り崩壊	町教委現地確認済 地元で対応予定
7			御津町	賀茂神社本殿ほか 7 棟	屋根の東北隅部分が 10 cm 幅程度でささくれた	町教委現地確認済 既修理工事計画（国庫申請調整中）で対応
8			神戸市	旧ハンター住宅	2 階北東部の窓ガラス 4 枚の破損と棧の破損	市教委現地確認済 維持修理で対応済
9			加古川市	鶴林寺太子堂	建物上部壁面の漆喰が幅 60 cm 程度剥落	市教委現地確認済 所有者修理対応
10			新宮町	天満神社	説明板が傾く	市教委現地確認済 所有者修理対応
11			姫路市	円教寺寿量院	①西側壁が長さ 20m、幅 3m に亘り崩れかけ、崩れると建物の倒壊に繋がる。 ②屋根瓦が数枚破損 ③土壁の一部が傾く ④北側の門が傾く	市教委現地確認済 要対応協議（国建造物指定外） 史跡円教寺境内復旧事業で対応
12			城崎町	温泉寺本堂	防火用水に水源から水を供給できない状態	県教委現地確認済 豊岡農林事務所が対応協議中
13	有形民俗	史跡	南光町	上三河の舞台	板戸が飛散し棧の一部破損、消火器が作動し消火剤が噴出。奈落に水が進入。	郡教委調査済 所有者対応
14			川西市	多田院	廟所の築地塀が 20m にわたり倒木により破損	市教委現地確認済 対応協議中（史跡構成物件の範囲） 要災害復旧
15			姫路市	円教寺境内	樹木倒壊、一部通路崩落（幅約 2 m 延長約 40 m）	市教委現地確認済 要災害復旧
16			新宮町	新宮宮内遺跡	復元竪穴住居入口部分倒壊	町教委現地確認済 町教委修理対応
17			赤穂市	赤穂城跡	①本丸枅形土塀漆喰剥落 ②三之丸史跡公有地囲い柵倒壊 ③二之丸・三之丸樹木倒壊多数 ④台風 22 号台風で被害を受けた三之丸塩屋門東側城壁土塀斜面崩壊が拡大	市教委現地確認中 市教委倒木撤去対応 要災害復旧

No.	区分	市町名	被害物件	被害状況	現在の対応状況	
18		洲本市	洲本城跡	登り口で2箇所土砂崩れ（目測40m×30m位の範囲が2箇所） 樹木倒壊（多数）	県教委現地確認済 史跡山裾急傾斜地については農林対応 石垣裾部分については文化財対応 要災害復旧	
19		明石市	明石城跡	樹木倒壊（1本）	県・公園協会現地確認済 倒木撤去済	
20		伊丹市	伊丹廃寺跡	塔跡基壇部分が倒木により破損	市教委現地確認済 市教委倒木撤去対応	
21		篠山市	篠山城跡	①倒木1本が電話線にかかる（南馬出） ②大書院北側庭園西入口門崩壊 ③大書院無双窓北側及東・西側崩壊 ④大書院二の丸庭園内（南東）中央の古木崩壊 ⑤大書院殿守丸（青山神社境内）杉木1本崩壊	市教委現地確認済 市教委修理対応	
22		養父市	八木城跡	①樹木10本倒壊 ②石垣幅5m、高2m崩落 ③登山道土砂崩	市教委現地確認済 市教委対応	
23		名勝	日高町	旧大岡寺庭園	土砂流入	県教委現地確認済 町対応
24			赤穂市	田淵氏庭園	蔵の壁剥落	既計画修理事業対応
25			西淡町	慶野松原	300mに渡り砂浜が侵食され、松が50本程度根こそぎ倒壊。 高潮による浸水した松多数（塩害の可能性大）。	町教委現地確認済 要災害復旧
26		天然記念物	北淡町	野島断層	浸水	町教委現地確認済 町教委応急処置済
27			龍野市	龍野のカタシボ竹林	数本が折損及び倒壊	市教委現地確認済 所有者対応
28			篠山市	日置のハダカガヤ	枝折損	市教委現地確認済 所有者対応
29			篠山市	追手神社のモミ	直径50cmの枝数本折損	市教委現地確認済 所有者枝撤去済
30			豊岡市	玄武洞	青龍洞の一部約30～40㎡が岩盤落下	県教委現地確認済 今年度の修理事業で対応
31			赤穂市	生島樹林	台風16号で波食被害を受けた西側沿岸部が台風23号で被害拡大。	県教委現地確認済 県立人と自然の博物館服部先生現地確認・指導済 要災害復旧
32		記念物	豊岡市	コウノトリ	コウノトリ郷公園内の餌場など土砂流入	コウノトリ郷公園確認済 要災害復旧
33		建造物	神戸市	鄭邸	2Fのよろい戸金具部分の破損	所有者応急処置済 H17補助事業対応予定
34				チャン（サッスン）邸	柵が3～4mにわたり倒壊	H17補助事業対応予定
35		登録文化財	篠山市	鳳鳴酒造	土蔵漆喰はがれ	市教委現地確認済 所有者対応
36			篠山市	西尾家住宅	南棟漆喰壁50cm×50cm、北棟屋根瓦はがれ約20枚	市教委現地確認済 所有者対応
37			西脇市	来住家住宅	蔵の屋根・塀の屋根瓦一部破損	市教委現地確認済 所有者対応予定
38			洲本市	米田家住宅主屋・客殿	主屋勝手口天窗より雨が吹込み、土壁が剥落 客殿東隅の便所と廊下のしきり壁上部から雨漏り、廊下天井から雨漏り	所有者対応
39		県	建造物	高砂市	旧入江家住宅	西側土塀35mのうち、中央10mが隣家側に傾く
40	姫路市			本徳寺本堂・経堂	①本堂屋根瓦破損多数 ②経堂屋根瓦破損多数	市教委現地確認済 要災害復旧

No.	区分	市町名	被害物件	被害状況	現在の対応状況
41		西宮市	八幡神社本殿	本殿覆屋銅版（3枚）が倒木により損傷	市教委現地確認済 所有者倒木の撤去済
42		西宮市	旧辰馬喜十郎住宅	2F北側壁漆喰が10㎡程度の剥落	市教委現地確認済 既工事で対応
43		三田市	旧九鬼家住宅	通用口板戸飛散・一部破損	市教委現地確認済 市教委復旧済
44		三田市	蓮花寺山門	上層棟周辺茅飛散	市教委現地確認済
45		三田市	大歳神社本殿	本殿直近の拝殿屋根に倒木	市教委現地確認済 県指定外 所有者対応
46		御津町	旧豊野家住宅	台風21号で剥落した北壁漆喰剥落部分の範囲拡大	町教委現地確認済 要災害復旧
47		福崎町	三木家住宅	屋根・壁に被害	町教委現地確認済・ 県教委所有者と協議済 所有者災害保険で修理対応
48		加古川市	本岡家住宅	屋根部の棟押え板材の一部が吹飛び、棟部分の檜皮の多くが欠失し、雨漏りの恐れがある	市教委現地確認済 市教委修理対応予定
49		姫路市	円教寺十妙院	建物西側の崖が長さ30m、幅3～4mに亘り崩れ、放置すると建物に被害が及ぶ恐れがある	市教委現地確認済 史跡円教寺境内復旧事業で対応
50		播磨町	阿閑神社本殿	本殿扉の破損（開閉しにくい）	町教委確認中
51	民有 俗形	北淡町	旧原家住宅	土間浸水	町教委現地確認済 市教委修理対応
52	史跡	豊岡市	三宅瓦窯跡	土砂、落石により天井壁面落下	県教委現地確認済 要災害復旧
53		篠山市	丹波焼古窯跡	上屋柱数本折損、屋根トタン数枚飛散	市教委現地確認済 所有者対応
54		御津町	興塚古墳	台風22号で崩落した被害箇所の範囲が拡大（4×3m程度）	町教委現地確認済 要災害復旧
55	天然記念物	養父市	一宮神社社叢	県指定のムクノキが神社背後斜面の崩れにより倒れ、2本（高さ30m）が本殿を直撃して倒壊	市教委現地確認済 2次災害防止のため、他6本伐採（市教委・所有者協議済）→現状変更許可申請後日対応・指示済
56		篠山市	上立杭のアベマキ	直径40cm、長さ3mの枝折損	市教委現地確認済 市教委枝撤去済
57		但東町	一宮神社ケヤキ群生林	樹皮の剥離、若干の枝折れ	町教委現地確認済 地元で対応済
58		五色町	河上神社のイブキ	枝が数本折れ、根本の地盤が少しえぐりとられる	町教委現地確認済 町教委対応
59		西宮市	越木岩神社の社叢林	市教委現地確認済 樹木が近接家屋に向かって倒壊	倒木の撤去予定 所有者対応
60		北淡町	野島鍾乳洞	町教委現地確認済 水路部分でのカキ石（約1立方メートル・立方体）の崩落	町教委現地確認済
61		豊岡市	絹巻神社の暖地性原生林	①周囲3mの大木がガソリンスタンドの敷地内に転落 民家の屋根の一部を破損 ②幅10m長さ30mにわたって土砂崩れ	県教委現地確認済 市指定地：市教委対応
62		養父市	男坂神社のシラカンシ林	シラカンシ（2本）その他樹木倒木	市教委現地確認済
63		日高町	長楽寺のチリツバキ	土砂崩れにより根の部分が半分剥きだし	市教委現地確認済 みどりのヘリテージマネージャー現地確認・指導 要災害復旧
64	市町	建伝統的 篠山市	川内家	大屋根瓦飛散	市教委現地確認済 市で対応

No.	区分	市町名	被害物件	被害状況	現在の対応状況	
65	建造物	篠山市	川端家	瓦、漆喰壁破損	市教委現地確認済 市で対応	
66		篠山市	中村家	塀倒壊	市教委現地確認済 市で対応	
67		篠山市	旧澤井家長屋門	①管理棟の屋根崩壊 ②展示館（土蔵造）前、東側立木1本崩壊 ③桂園舎内西側庭園内立木1本崩壊	市教委現地確認済 市で対応	
68		篠山市	歴史美術館	①土蔵漆喰はがれ 1.5m×1.8m 5m×4m ②土蔵西側と北側白壁崩壊 ③駐車場よりの本館入口に向かって左側の白壁崩壊	市教委現地確認済 市で対応	
69		神戸市	西尾家住宅	瓦破損、銅板落下	市教委確認済	
70		市川町	笠形神社本殿	桧皮葺屋根破損	町教委現地確認済	
71		御津町	佐藤家住宅（室津海駅館）	屋根モヤの漆喰壁が約1㎡にわたり破損	町教委現地確認済	
72		但東町	大生部兵主神社本殿・拝殿	本殿後背地法面崩壊、本殿後ろに土砂堆積 崩壊土からかわらけ破片採取	町教委現地確認済	
73		新宮町	松尾神社農村舞台	屋根の一部破損	町教委現地確認済 自治会で修理予定	
74		山南町	恵日寺山門	山門壁上皮（白壁）が約1.5㎡にわたり脱落	修理予定	
75		史跡	新宮町	中山寺跡	説明板が傾く	修理予定
76		名勝	御津町	篠井の清水	背後地の土砂崩れ	町教委現地確認済
77		天然記念物	福崎町	ヤマモモ	主幹折損	町教委現地確認済 地元対応済
78			香寺町	田川神社櫻の木	櫻に亀裂が生じる	町教委現地確認済 所有者対応
79	但東町		清竜の瀧	瀧手前の鉄橋が流される 道路等敷地内に土石の流入	町教委現地確認済 詳細調査で文化財の被害無し	
80	佐用町		小野の大カヤ	ヒノキ数本が大カヤに倒れかかる	町教委現地確認済 町対応	
81		三日月町	高蔵寺のシイ林	高蔵寺建物背後で倒木1本（φ40cm、高さ15m）。 現地は、建物への倒木危険防止のための伐木の現状変更をしていた直近。今回の倒木による建物被害はなし。	町教委現地確認済 所有者対応	

<資料 1> 景観復興にかかる市町へのアンケート結果

以下の設問について、平成16年5月に行ったアンケート調査の結果を以下に示す。

- 設問 1 景観に関する条例・規定等について
- 設問 2 震災復興の過程において取り組んだ景観施策及びその評価
  - (1) 景観ルネサンス・まちなみ保全事業
  - (2) 伝えたいふるさとの景観
  - (3) まちなみ緑化事業
- 設問 3 市町の景観施策について
- 設問 4 震災復興にあたって発生した紛争等
- 設問 5 住民の意見・苦情等

設問 1 景観に関する条例・規定等について

市町名	景観条例		その他の景観に関する条例・規定等			
	有無	地区指定等	施策の種別	施策の概要	実施時期	事業の実績
神戸市	有 (S53)	【住民協定】 トアロード地区 新長田駅北地区東部 栄町通 魚崎郷地区 新長田駅北・西地区 三宮中央通り 神戸元町商店街 有馬地区	まちづくり活動助成 [神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例/街づくり助成要綱]	まちづくり協議会及びまちづくり協議会の設立を目指している準備会の運営に対し、必要な経費を助成する。	財源が復興基金のものは平成16年度まで	平成15年度 約75件 平成16年度(予定) 約80件 (参考) まちづくり協議会 107団体(震災前結成26団体、震災後結成81団体)
			専門家派遣 [神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例]	地元からの要請に基づき、まちづくりコンサルタント等の専門家を地域に派遣することによって、専門的・技術的なノウハウを提供する。	財源が復興基金のものは平成16年度まで	平成15年度 約60件 平成16年度(予定) 約60件
尼崎市	有 (S59)	無	都市美形成助成事業	都市美形成建築物等の保存計画に適合する行為及び、寺町都市美形成地域内の寺町都市美形成基準に適合する行為を対象として、外観に係る経費の1/2かつ300万円を限度に助成する。	S63～H14年度(H15～H19年度まで休止)	101件 166,406,000円
明石市	有 (H4)	【地区指定】 大久保駅南地区(H8)	都市景観形成重要建築物等助成金	都市景観形成重要建築物等の現状を変更する行為で、保全計画に適合する行為を行おうとする当該建築物等の所有者に対し、予算の範囲内において、都市景観形成重要建築物等助成金を交付する。	H11～H13年度	平成11年度：中山邸・尾上邸・白沙荘 平成13年度：ト部邸
			まちづくり活動支援	地区の住環境の保全や改善のために行うまちづくりを進める団体に、アドバイザー派遣や活動費の助成を行い支援する。	H13年度～	アドバイザー：1地区(復興基金も利用) 活動助成：3地区(うち2地区は復興基金も利用)
西宮市	有 (S63)	無	西宮市都市景観助成要綱	西宮市都市景観条例に基づき、都市景観の形成に努めようとするものに対して予算の範囲内において経費の一部を助成するもの ・都市景観の形成に著しく寄与すると認められる行為に要する経費 ・都市景観形成建築物等の修復等に要する経費 ・都市景観形成市民団体の活動に要する経費	要綱施行日平成2年5月1日	西宮市都市景観助成要綱事業(市単独事業)都市景観形成建築物等の指定物件の保全 平成7年度 1件
芦屋市	有 (H8)	【地区指定】 南芦屋浜景観地区(H13)				
伊丹市	有 (S59)	【地区指定】 多田街道都市景観形成道路(H9)	都市景観形成助成金(別紙要綱)	都市景観形成建築物、都市景観形成道路及び都市景観形成地域について、都市景観形成のために必要な行為に対し、経費の一部を助成すること。	要綱施行日昭和60年7月1日	別添 S60～H14実績 98,498,000円



市町名	景観条例		その他の景観に関する条例・規定等			
	有無	地区指定等	施策の種別	施策の概要	実施時期	事業の実績
宝塚市	有 (S63)	【地区指定】 雲雀丘山手都市景観形成地域(H14) 雲雀丘都市景観形成地域(H14) 仁川高台都市景観形成地域(H16)	地区計画等の導入の促進に関する要綱	市民によるまちづくりのための計画策定、まちづくり活動に関して、市民と市とが協働して地区計画の導入や都市景観形成地域の指定を促進することを目的として、その目的のために活動する住民団体に対し、市の認定制度による活動団体の位置付けの明確化やアドバイザー派遣等技術的援助、活動経費の財政的援助を行う。 ・アドバイザー派遣 のべ5人以内/地区 ・活動助成 200万円以内/地区	要綱施行日平成15年10月1日	平成15年度 アドバイザー派遣1地区
三木市	無	無				
川西市	有 (H5)	無	補助金(助成金) (別紙パンフ)	川西市都市景観形成要綱に基づく助成(民間空間修景事業・公共空間修景事業・シングルサイン事業・ツインツリー事業)	要綱施行日平成5年10月1日	助成金額 2,469,750円(H5~H15) ツインツリー 10件 シングルサイン 2件
洲本市	無	無	寺町地区まちづくり協定	洲本市寺町地区において住宅、住宅敷地の整備に関する事項及びその他の事項を定め洲本市の歴史文化を活かした街なみの形成と安全快適な住環境の改善をはかる。	平成10年度~平成19年度まで	地区住民の景観意識の向上
津名町	無	無				
淡路町	無	無				
北淡町	無	無				
一宮町	無	無				
五色町	無	無				
東浦町	無	無				
緑町	無	無				
三原町	無	無				
西淡町	無	無				
南淡町	無	無				

設問2 震災復興の過程において取り組んだ景観施策及びその評価

(1) 景観ルネサンス・まちなみ保全事業

市町名	事業実施場所	事業の特徴	事業の効果
神戸市	中央区	歴史的建造物のライトアップ	近代建築物のPRと夜間の街角の魅力アップ
西宮市	久保町	酒造関連施設用地であった土地を、洋菓子の製造会社アンリ・シャルパンティエが工場とショップに土地利用し、その外構の整備に対して助成を行ったもの。 施設名：アンリ・シャルパンティエ・ハーバースタジオ 43	酒蔵地区への主要ルートである札場筋沿いの外構を大規模に緑化、クリスマスには趣向を凝らしたライトアップを行い、工場でもありながら、道行く人の目を楽しませる空間となっている。
	鞍掛町	既存の蔵を利用し、レストランとショップとして再生。 施設名：白鹿クラシックス	隣接して酒ミュージアムなど既存の酒造関連施設があり、観光資源となる施設がまとまって立地する貴重なエリアとなっている。 アンリ・シャルパンティエ、後述の緑水苑とともに、札場筋を中心とする集客スポットとなりつつある。
	鞍掛町	既存の工場施設を除却し、蔵をイメージした和風の意匠によるレストラン、工場見学施設を新築。建物及び外構の修景などに助成を行った。 施設名：白鷹緑水苑	錆石や和風の植栽など外構にも気を配り、また、控え目なライティングなど酒蔵地区の雰囲気を出している。札場筋を中心とする集客スポットとなりつつある。
伊丹市	昆陽	旧西国街道の都市景観形成建築物であったが震災で倒壊し、建物及び外構を復元修景のため助成を行った。	旧西国街道都市景観形成道路地区の歴史的まちなみの保全に寄与
	宮ノ前	北少路村都市景観形成道路地区内にある建築物で和風建築物及び外構の修景に助成を行った。	歴史的雰囲気と新しいまちなみの保全に寄与
	北伊丹	地域のシンボリックな寺で震災で損壊し、建物及び土塀を復元修景のため助成を行った。	多田街道沿道集落のまちなみ保全に寄与
宝塚市	雲雀丘山手 高添邸は、なだらかな坂道の一角に建てられたアールデコ風のモダンな装飾を持つ洋館で、付近の重要な景観の要素であり、宝塚市都市景観形成建築物にも指定されている。 敷地の入口部には、今回対象となった檜肌葺きの和風冠木門が構えており、敷地全体としては典型的な和洋折衷の外観を見せている。 また、改修にあたり申請者の意志により、出来るだけ現状に近い形での復元が求められ、京都の社寺を手がけている宮大工に施工を依頼するなど、建物への愛着とこだわりがうかがえる。	当地周辺は、大正末期に自然の斜面地と植生をそのまま生かした緑豊かな環境の中に和洋折衷のお洒落な住宅が形成されている。 これらの保全事業の行為により、地域の歴史と文化が継承され、地域の街並みの保全に大きく寄与しているものと推察する。 具体的には、地域の自然環境の保全と育成、維持、伝承に努めるために、地域の生い立ちを住民自らの手で「宝塚雲雀丘・花屋敷物語」を発行。更に、地域の住環境を守るために「地区計画」「景観形成地域」へと展開していくことになった。	
津名町	志筑	歴史的建造物の修復	観光資源として活用
北淡町	育波	地域文化の形成上重要な役割を果たす町のシンボリック建築である育波鎮守さまを再建	震災後の密集住宅市街地整備事業におけるコミュニティの拠点としての役割を果たしている。また、年に一度お祭りも継続して開催され地域活動を活性化させている。
	草香	地区のコミュニティの象徴である社の修復	地区の祭りが存続されただけでなく、提灯奉納など新たな展開がされた。また、隣接の寺においても地域の盛り上がりの中で改築が成された。
一宮町	柳沢	本殿が県の重要無形文化財に指定されており、拝殿を修復することにより一体的な保存が図られる。	平成15年7月、重要無形文化財の本殿が3年をかけて、県、町、氏子の費用負担(7,500万円)で改修され、盛大に披露されている。
	都志大宮(普門寺)	普門寺は都志八幡宮の神社寺として、約500年の歴史を持つ寺であり、約170年前に復建された本堂は景観的にも貴重な建築物である。震災前には建築物の老朽化が進んでいたが、本事業の実施に伴い、本来の優れた外観が復元された。	神社寺として震災以前より優れた外観が完成し、地域のシンボルとして、住民活動の醸成が図られた。更には、多聞寺や米山八坂神社等の近隣神社の再建、修復活動を促進させることとなった。

## (2) 伝えたいふるさとの景観

市町名	地区名等	効果
神戸市	神戸大学付近から見た市街地(灘区六甲台町)	県の「伝えたいふるさとの景観」とあわせて、市で「第18回神戸景観・ポイント賞」に選定し、表彰および銘板設置を行ったことで、広く市民活動のPRに寄与したと思われる。
	ポケットパークの水車のモニユメント[住吉川](東灘区住吉山手)	県の「伝えたいふるさとの景観」とあわせて、市で「第18回神戸景観・ポイント賞」特別賞(まちなみ賞)に選定し、表彰および銘板設置を行ったことで、広く市民活動のPRに寄与したと思われる。
	新開地本通商店街・新開地商店街南部のまちなみ(兵庫区新開地)	県の「伝えたいふるさとの景観」とあわせて、市で「第18回神戸景観・ポイント賞」特別賞(まちなみ賞)に選定し、表彰および銘板設置を行ったことで、広く市民活動のPRに寄与したと思われる。
尼崎市	伝統的なお屋敷[田近邸](西昆陽)	都市美形成建築物(17件)の所有者による保存に向けた研究会が平成13年度にでき、活動している。
	築地中通りの伝統的な民家[福井邸](築地中通り)	
	寺町の伝統的な町屋[和田邸](寺町東桜木町)	
	武庫之荘あたりのまちなみ	武庫之荘3・4丁目では、良好な住環境を保存活用したまちづくりを目指した協議会ができて活動している。
明石市	明石天文科学館	市のシンボルとして市民に親しまれているとともに観光資源としても活用されている。
西宮市	西宮浜の復興住宅群	敷地の緑化に力を入れて計画された復興住宅。一部の管理組合では緑化活動を行い維持に努める。
芦屋市	芦屋仏教会館(前田町)	震災復興に伴う土地区画整理事業で前面道路を拡幅することになったが、曳家をするにより建物を解体せずに保存することができた。
	業平橋横の黒塀(前田町)	震災で全壊した黒塀を復元してもらうことができ、芦屋川沿いの景観を保全できた。
	兵庫県芦屋警察署(公光町)	警察署の建替えの際、建物の玄関部分を残すことにより、街角の景観を保全することができた。
伊丹市	市都市景観形成建築物と須佐男神社のたたずまい(御願塚)	御願塚地区の歴史的雰囲気醸成に寄与
宝塚市	宝塚市小浜宿[井川邸](小浜地内)	阪神淡路大震災により、地域内の多くの建造物が破壊されたなか、井川邸も、大きな影響を受け多くの工務店から再建不可能との判断がくだされたが、静岡県産の業者の特殊技法(引き家工法)を知り、その業者により見事に再建が果たされた。この引き家工法は、昔ながら技法で法被を羽織った職人達の手で行われ、新聞紙上にも大きく取り扱われ、周辺住民の復興、再建に向けての意欲向上にも繋がった。毎年開催される、「小浜宿まつり」でも、家を一般開放され、歴史的な景観形成地域の継承に大きく貢献している。
	宝塚のしだれ桜 宝塚市中筋山手地内	このしだれ桜は、周辺の住民に愛され、又持主もこれに応じて、夜間のライトアップ等による演出も行われてきた。たまたま道路拡幅事業により存続の危機が訪れたが、住民や写真愛好者たちの大きな「声」により、市もこれを受けて歩道を迂回しベンチを置く等、ポケットパーク的な形に事業変更を行った。春の開花時は地元住民による野立て等のイベントも開催され、また巡礼街道を散策する人々の目を楽しませるなど、地域の名所として広く世間に知れ渡ることになった。
川西市	パルティ川西と歩行者用デッキ(栄町地区)	歩行者用デッキは、単なる歩行橋としてではなく、デッキ自体がモニユメントとなるようなデザインとなっており、都市景観上の観点から川西市の表玄関にふさわしい「美しいまちの顔」としての効果や、市民をはじめ、訪れる人たちにゆとりと憩いのある空間を提供するという効果をあげている。平成10年度には駅前広場などの総合的な整備事業で、全国街路事業コンクールの協議会会長賞を受賞したことも、市民の景観に対する意識を向上させた。
	アステ川西と歩行者用デッキ(栄町地区)	
洲本市	淡路ごちそう館[御食国](塩屋)	観光資源としての活用等
	サントピアマリーナ(小路谷)	観光資源としての活用等
	寺町地区のまちなみ(栄町)	住民活動の醸成
津名町	東山寺	観光資源として活用
淡路町	淡路和歌の路	淡路町が誇れる絵島、大和島などの景勝地を数々の有名な歌人達が詠んだ海岸線を中心としたルートを結び町民や町を訪れる人たちが町を散策し、町の魅力に触れてもらうことにより、地域のホスピタリティの向上と活性化を図る。(観光資源として活用)
北淡町	各地区の棚田	ポスター等にも選定され、観光PR活動にも活用できている。

市町名	地区名等	効果
五色町	高田屋嘉兵衛公園(都志)	震災直後の平成7年4月にオープンした高田屋嘉兵衛公園の景観が選定されたことにより、交流拠点として住民の利用が増大するとともに、観光客の増加にもつながった。
三原町	淡路ファームパークイングラウンドの丘	農村型体験交流施策として平成12年4月にリニューアルオープン。多くの観光客が訪れている。 (観光資源として活用)
	浄瑠璃人形モニュメント	現在町内4箇所にモニュメント設置 人形浄瑠璃発祥地をPR
西淡町	慶野松原「鬼愛街道」(松帆古津路地区)	名勝慶野松原には古くから多くの観光客でにぎわっている。このような中、新たな鬼瓦によるモニュメント「鬼愛街道」ができ、さらに若者からお年寄りまで幅広い年齢層の観光客等多くの人に親しまれている。
	海釣り公園(阿那賀地区)	海釣り公園は鳴門海峡に面した丸山漁港に浮かぶ周囲250mの弁天島を釣り場にしたものである。豊かな自然に囲まれた釣り場は、魚の種類が豊富で四季を通じて釣りを楽しむことができ、観光客等多くの人に親しまれている。

### (3) まちなみ緑化事業

市町名	地区名	理由	影響
芦屋市	芦屋市公光町地区・芦屋市大榎町地区・芦屋市茶屋之町地区	<p>自宅の再建時に庭先や玄関先、駐車スペースなどに、震災で失われた緑の回復を求める住民が多く、生け垣の設置や駐車場、壁面緑化などを補助対象としたまちなみ緑化事業が積極的に活用され、住民の緑化に要する費用負担の軽減が図られた。</p> <p>また、市をはじめ、まちづくり協議会や自治会において、まちなみ緑化事業の積極的な活用を促す案内等を行ってきたことも効果的であった。</p>	<p>まちなみ緑化事業の活用により、緑化する住宅が増え、住民の緑化意識の向上が図られた。</p> <p>また、事業の活用により震災で失われたまちなみの緑が回復し、まちなみ景観の向上が図られ、まちの中に潤いが戻り、住民の間で”緑を語り合う”新たなコミュニケーションが生まれている。</p>
	芦屋市清水町地区・芦屋市前田町地区		
	芦屋市津知町地区・芦屋川西町8番地区・芦屋川西町4・5・7番地区		
	その他7地区(ユートピア芦屋センター地区・ユートピア芦屋北地区・ユートピア芦屋南地区・芦屋市若宮町西地区・アステム芦屋AB棟・アステム芦屋C棟地区・アステム芦屋D棟地区)		
三木市	青山地区(建築協定)	<p>生垣条例に伴う助成の一部負担規制誘導策により良好な住環境を保護、育成していくうえで、三木市も財政面からの側面支援をしている。</p>	<p>規制誘導策により、緑化推進しているところであり、1軒ずつの積み重ねが、全体の街並み景観を育成し、他の住民を誘発している。</p>
	さつき台(地区計画)		
淡路町	松帆地区	<p>明石海峡大橋の淡路側周辺の地区において、岩や地面が露出していた土地への植樹及び芝生による緑化整備を行った。</p>	<p>明石～岩屋間を就航するフェリー、高速船から見える好ましくない景観が、緑化事業により改善された。</p>

設問3 市町の景観施策について

市町名	施策等の内容	実施主体	実施場所	成 果
神戸市	景観形成重要建築物等指定制度 歴史的な建築物や地域のシンボルとなっている建築物など景観上重要な建築物等について、「景観形成重要建築物等」の指定を行い、所有者に適正な管理をお願いするとともに、維持や修理に対して技術的な助言や経費の一部助成を行う制度を設けている。平成12年3月、震災で残った建築物のうち11棟を景観形成重要建物等に指定している。		名称(旧用途)所在地 ・王子市民ギャラリー(関西学院チャペル)灘区王子町 ・神戸市文書館(池長美術館)中央区熊内町 ・ホワイトハウス(アメリカ領事館官舎)中央区北野町 ・神戸市立博物館(横浜正金銀行)中央区京町 ・旧居留地38番館(ナショナルシティ銀行神戸支店)中央区明石町 ・海岸ビル(三井物産神戸支店)中央区海岸通 ・海岸ビルヂング(日豪会館)中央区海岸通 ・兵庫県公館(兵庫県南庁舎)中央区下山手通 ・ファミリアホール(三菱銀行神戸支店)中央区相生町 ・神戸市水の科学博物館(奥平野浄水場急速濾過場上屋)兵庫区楠谷町 ・石川ビル(東京倉庫兵庫出張所)兵庫区島上町 (指定日は、いずれも平成12年3月29日)	
	景観形成市民協定の認定 一定の区域内の市民相互による身近な都市景観の形成を目的とした協定について、「景観形成市民協定」として認定し、技術的支援や活動費の助成を行っている。震災後、各地域で景観形成の取り組みが行われ、平成16年5月現在、8地区の市民協定を認定している。		地区名/締結年月日/認定年月日/地区面積 ・トアロード地区 H9.4.28/10.10.1/約15ha ・新長田駅北地区東部 H10.7.6/約21ha ・栄町通地区 H10.7.10/約8ha ・魚崎郷地区 H10.7.13/約31ha ・新長田駅北・西地区 H11.10.22/H12.2.14/約13ha ・三宮中央通り H14.9.27/H15.9.12/約5ha ・神戸元町商店街 H15.6.6/約7ha ・有馬地区 H15.12.17/H16.3.26/約12ha	
	地区計画等 都心の三宮5地区において、震災後地区計画を定め、都市景観形成地域指定(旧居留地、税関線沿道)による景観形成と連携し、安全で魅力ある都心地域の形成を図っている。		地区名/面積/決定年月日 ・旧居留地地区 22.1ha/H7.4.28 ・三宮駅南地区 18.5ha/H7.4.28 ・税関線沿道南地区 11.2ha/H7.4.28 ・三宮西地区 7.3ha/H7.4.28 ・税関線東地区 11.5ha/H7.4.28	
尼崎市	都市美形成条例に基づく助成制度の震災復興版(平成7~9年度限定)による助成 都市美形成建築物 20件、都市美形成地域内建築物 22件、修復保全	尼崎市	尼崎市築地中通ほか14箇所及び寺町地域	修復工事に対する助成により、本市の貴重な都市美形成建築物の保存・継承及び寺町都市美形成地域の景観を維持、保全することができた。
	歴史的建造物等修理費助成事業(復興基金事業)による助成 都市美形成建築物 15件、都市美形成地域内建築物 11件	兵庫県	尼崎市築地中通ほか14箇所及び寺町地域	修復工事に対する助成により、本市の貴重な都市美形成建築物の保存・継承及び寺町都市美形成地域の景観を維持、保全することができた。
	文化財振興財団の震災復興の支援 如来院(鐘楼、山門)、甘露寺(薬師堂)及び善通寺(本堂、山門)の修復	兵庫県及び文化財振興財団	尼崎市寺町	寺町都市美形成地域の核となっている11か寺のうち3か寺を緊急に修復保存することが出来た。
	築地地区震災復興事業 歴史を伝える文化的まちづくりとして、改良住宅、橋、保育所を修景した。	尼崎市	尼崎市築地	震災復興にあたって、景観形成の先導的役割を果たした。
明石市	歴史的建造物修理費助成事業(復興基金事業)による助成 ・原邸、ト部邸、尾上邸、中山邸、小山邸の修復保全	兵庫県	明石市内全域	修復工事に対する助成制度の活用により、歴史的価値の高い建築物を修復保全し、良好なまちなみ景観を継承することが出来た。
	都市景観条例に基づく都市景観形成重要建築物等の指定 震災により歴史的建築物が倒壊したり、取り壊されていく中で、できるだけすみやかに歴史的に価値のある建築物を重点的に指定していく取り組みを行ってきた。	明石市	明石市内全域	5件(復興基金を利用した物件)を都市景観形成重要建築物等に指定し、保全計画に沿った維持・補修が行われている。 原邸、ト部邸、尾上邸、中山邸、小山邸の修復保全

市町名	施策等の内容	実施主体	実施場所	成 果
西宮市	西宮市都市景観助成要綱事業による景観形成建築物の修復に対する助成 ・聖和大学セミナーハウス(旧宣教師館)の修復	西宮市	西宮市岡田山7番54号(聖和大学構内)	修復工事に対する助成により、市内でも貴重な景観形成建築物を保存、継承することが出来た。
	歴史的建造物修理費助成事業(復興基金事業)による助成 ・松本邸(旧ナショナル・シティ銀行社宅)の修復保全 ・倉戸邸の修復保全 ・倉敷邸の修復保全 ・浄橋寺庫裏、書院の修復保全 ・辰馬本家酒造(榎本蔵)の構造修復 ・西宮神社六英堂の修復保全	兵庫県	西宮市雲井町ほか5箇所	修復工事に対する助成制度の活用により、歴史的価値の高い建築物を修復保全し、良好な町並み景観を継承することが出来た。
	地区計画の策定 (震災後21地区決定。うち震災復興区画整理の区域内の地区計画は2地区) ○南部市街地(震災復興区画整理事業区域内) 森具地区、西宮北口駅北東地区 ○南部市街地(その他) 仁川五ヶ山地区、安井地区、若江・神園地区 大畑地区、甲子園三保地区、夙川駅北東地区、夙川霞・松園地区 甲子園一番地区、甲子園浜田地区、甲子園洲島地区、里中地区 甲子園二・三番地区、甲陽園目神山地区、浜甲子園団地地区 上鳴尾地区、甲子園五番・花園地区 ○北部ニュータウン 名塩平成台地区、西宮名塩さくら台地区	各地区まちづくり協議会、西宮市	左記のとおり	もともと住環境保全を目的としているが、下記の制限内容は景観形成面でも一定の成果を上げている。 ・建築物等の高さの制限20地区で制定 ・建築物の壁面の位置の制限9地区 " " ・形態・意匠、広告物の制限9地区 " " ・垣・さくの構造の制限(道路際の緑化推進)7地区 " "
	西宮浜地区景観形成計画の検討と具体化 復興住宅建設のため、当初流通業務等の事業所中心であった西宮浜の一部を住宅地として開発するにあたり、良好な住宅地景観の形成を目的として、兵庫県、兵庫県住宅供給公社、西宮市、西宮マリナシティ開発(株)、住宅・都市整備公団、積水ハウスといった事業者で「西宮浜地区事業者連絡調整会」を結成し、特に景観形成の骨格となる街路及び街路部分の緑化計画についての景観形成計画を作成、実践している。	左記のとおり	西宮浜地区	街路、公園、緑地が竣工してからまる6年経ち、街路樹と民地側壁面後退の緑化により、緑豊かな歩行者空間が形成されている。 また、民間開発部では管理組合による緑化活動が活発に行われており、平成10年度には関西まちづくり賞、平成12年度には西宮市都市景観賞を受賞している。
芦屋市	歴史的建造物修理費助成事業(復興基金事業)による助成 ・如来寺十三重石塔の修復工事 ・芦屋神社本殿屋根の修復保全 ・芦屋神社坪殿の壁の修復工事 ・八幡神社鳥居の修復工事 ・林邸の修復保全 ・松橋邸の修復保全 ・中山邸の修復保全 ・勝田邸の修復保全	兵庫県	芦屋市川西町ほか7箇所	修復工事に対する助成制度の活用により、歴史的価値の高い建築物を修復保全し、良好な街並み景観を継承することができた。
	国重要文化財淀川製鋼所迎賓館事業へ国等の助成 ・淀川製鋼所迎賓館の基礎・内外装・屋根の修復工事	国、県、市、復興基金、所有者	芦屋市山手町	同上

市町名	施策等の内容	実施主体	実施場所	成 果
伊丹市	歴史的建造物修理費助成による助成 ・坂上邸の修復保全 ・入江邸の修復保全 ・荒木邸の修復保全 ・谷垣邸の修復保全 ・芝田邸の修復保全 ・篁源一の修復保全 ・篁惣一の修復保全	兵庫県	伊丹市北 伊丹ほか 6箇所	修復工事に対する助成制度の活用により、伊丹市都市景観形成建築物を保存・継承ができた。
	地区計画の策定 (震災後 11 地区決定。うち密集住宅市街地整備促進事業による震災復興まちづくりの地区計画は4地区) ・荒牧地区、鴻池地区、西野地区、池尻地区	各地区まちづくり協議会、伊丹市	左記のとおり	・用途の制限 4地区で制定 ・建築物の高さの制限 4地区で制定 ・建築物の壁面位置の制限 3地区で制定 ・形態・意匠の制限 4地区で制定 ・垣・柵の制限 2地区で制定
宝塚市	居住環境維持のための地区計画の導入 被災した建物の再建に際し、建物の用途変更や宅地の細分化による建て詰まり等居住環境の悪化が懸念された地区に対して、用途や制定敷地面積を制限した地区計画を導入。	宝塚市	宝塚市逆瀬台地区	開発当初からの緑に囲まれた良好な居住環境が維持されている。 また、地区計画の導入活動を契機として、公園や街路樹の管理等地区内の緑化を初めとする自主活動が盛り上がるなど、まちづくりに対する意識が向上した。
川西市	文化財震災復旧事業 ・多田神社 (築地塀、東・西門、六所神社本殿) ・満願寺 (九重塔、山門) ・川西市郷土館 (旧平安家住宅、旧平賀家住宅)	国、県、市、復興基金、文化財保護振興財団、所有者	左記のとおり	修復工事に対する助成制度の活用により、歴史的価値の高い建築物を修復保全し、良好な街並み景観を継承することができた。
一宮町	復興施策として密集住宅市街地整備促進事業を採択し、アドバイザー(コンサルタント)、及び地区住民で形成された震災復興まちづくり委員会の意見を取り入れ、コミュニティ住宅の建設、公園整備、道路整備を進めている。また、商店街活性化先導モデル事業を取り入れ、街の緑化にも努めている。	郡家地区震災復興まちづくり委員会	郡家地区	街路灯(防犯灯)を景観に配慮したデザインに統一して設置した。 地区玄関口に花壇を設置したり、街の道路沿いにプランター(700基)を設置するなど、街の緑化が進められている。
東浦町	壁画コンクール 震災後の景観美化や震災復興を島内外にアピールしようと開催され、「ゆめ」をテーマに全国から応募者を募った。	東浦町		北は埼玉県から南は高知県まで36点の応募があった。町では当初工事終了後、壁面を取り壊す予定だったが、壁画を東浦サンパーク児童公園へ移設することになり現在も飾られている。
	伝承文化事業 震災直後、東浦町老人クラブ連合会ではみんな命のあったことを喜び合い、改めて命の貴さを感じ、この時期自分たちが後世になにかできることはないかと考えその結果、東浦町の昔について本を出版することとした。	老人クラブ		伝承文化活動委員会を結成し、原稿収集にあたり、校正・編集・出版と2年余りの月日を要した。2冊目は1冊目の好評を得て「続ひがしうらむかしばなし」を出版し、町の文化功労賞を受賞した。2冊目を出版後、生活復興県民メットのまちの再発見運動補助金を申請し、「伝承文化ガイド標識づくり事業」として、11箇所に案内板を設置した。

設問 4 震災復興にあたって発生した紛争等

市町名	紛争等の内容	当事者	経緯	現在の状況	結果
西宮市	マンション建設に対する紛争	非公開	震災後、急増したマンション建設に伴い、計画地周辺住民から反対運動などの紛争が起こったもの。また、震災復興型総合設計制度などを適用し再建した既存不適格の被災マンションの調停制度の適用事例はないが、周辺住民等との紛争事例あり	平成7年度から平成11年度までは、市の中高層建築物に関する調停制度、平成12年度以降は市の斡旋・調停制度により「終結」、「打ち切り」、「取り下げ等の不開始」のいずれかに終結している。	H7～H11 総数 34 (終結9/打ち切り2/取下げ等23) H12～H15 末 総数 65 斡旋(終結 28/打ち切り 15/取下げ等 13/継続1) 調停(終結 5/打ち切り 1/取下げ等 2) 震災復興型総合設計制度等適用 13 (内、紛争5)
(震災復興区画整理に関する紛争について) 事業に対する反対意見や、個々の権利者の紛争等はあったが、通常の区画整理事業でみられる状況と大差はなく、震災復興が原因と思われる顕著な現象は見られなかった。					
芦屋市	マンションの復旧方法について 裁判:復旧方法(建替え or 補修)について紛争	入居者 同士	傾斜した建物の復旧方法について入居者間で調整	建替え済み	建替え済み
	ハイツに関する紛争 県に異議申立て書 建物規模等について 近隣と紛争	管理組合(入居者)と近隣住民	建築基準法の総合設計制度(震災特例)の適用等(容積率の緩和)について、近隣住民との間で紛争	建替え済み	建替え済み
	マンション 芦屋市緑ゆたかな美しいまちづくり紛争調停	建築主(事業者)と近隣住民	長屋等をマンションに建替えすること、建物規模等について近隣住民との間で紛争	建替え済み	建替え済み
	事業認可取消訴訟	「建設大臣(現、国土交通大臣)」と地権者	H 7. 3.17 都市計画の決定(被災市街地復興推進地域、土地区画整理事業) H 7. 8. 6 地区震災復興街づくり協議会発足 H 7.10. 「住民の会」発足 H 8. 6.18 土地区画整理事業の事業計画認可 H 8. 9.17 事業認可取消訴訟の提訴 H11. 2.24 「住民側の訴えを棄却」とする控訴審判決 H14. 5.17 換地処分公告	収束	収束
	仮換地指定及び換地処分取消請求訴訟 「従前の土地より不利な条件の土地を仮換地指定及び換地処分された」として、都市基盤整備公団を相手として提訴	都市基盤整備公団と地権者	H11. 3. 9 仮換地指定及び換地処分取消訴訟の提訴	係争中(一部収束)	係争中



市町名	紛争等の内容	当事者	経緯	現在の状況	結果
芦屋市	借地権認定取消請求訴訟 ・法 85 条による借地権申告において、「土地所有者の連署がないのに、都市基盤整備公団が事業上、認めた使用者の借地権を取り消せ」と都市基盤整備公団を相手として提訴	都市基盤整備公団と地権者	H14. 4.16 借地権認定取消請求訴訟の提訴	係争中	係争中
	マンション建設について ●大規模マンションの建設に対する反対運動 ア.近接する住居等への風害・地盤沈下等について (周辺宅地の仮換地位置の不满) イ.工事中における大型車両(生コン車等)の通行や大型作業機械による振動・騒音問題 ●芦屋市住環境紛争調停申請により調停	マンション建設業者と周辺住民	H13. 2.24 「マンション建設反対の会」設立 H13. 5.21 「マンション建設反対の会」から、芦屋市住環境紛争調停申請書の提出(調停委員会, 5回開催) H13. 7.17 調停成立	収束	収束
	土地区画整理事業の都市計画決定に対する強い反対運動 ・土地区画整理事業の都市計画決定に反対する地元の住民団体から、「白紙撤回」を望む請願書が市議会に提出される事態の発生など、強い反対運動が展開された。	市・地元住民団体	H 7. 3.17 都市計画(被災市街地復興推進地域, 土地区画整理事業)の決定 H 7. 7.16 住民団体設立 H 8. 3.17 住民協議会設立 <A 地区> H 10. 5.25 事業計画認可 H 15. 5. 2 換地処分公告 <B 地区> H 10. 3.26 事業計画の決定 H 16. 5. 現在, 事業施行中	協議会と良好な関係を維持しつつ, 事業を推進し, A 地区は平成15年5月2日に換地処分公告し事業は完了した。B 地区については, 平成16年度中の換地処分を目指し, 事業収束段階を迎えている。また当協議会が中心となって地区計画やまちのルールづくりの検討が行なわれており, 地元の住民によるまちづくりが進められている。	<A 地区> 事業完了 <B 地区> 事業の収束段階を迎えている。
	住市総住宅建設に対する住民要望 ・高い建物(予定4階建て)に対し, 反対意見が続出した。	地元住民と市(住市総担当, 区画整理担当)	H 11. 5.29 ~ H 11. 9.16 説明会の開催 <住宅A> H 12. 4.10 建築工事着工 H 12.12.28 建築工事竣工 H 12.12.28 入居開始 <住宅B> H 12. 1.15 建築工事着工 H 12.11.15 建築工事竣工 H 12.12. 1 入居開始	数回に及ぶ住民との話し合いにより, 計画階数を下げて合意し, 建築が完成し, 入居している。	
	大型の衣料品量販店 ア)大規模な看板設置によるまちなみの景観への影響 イ)過度の夜間照明による近隣住居への影響 ウ)事業区域内の住民のコミュニティの再生と地域外からの通過交通を排除し, 主に地域内の住民が利用することを目的に整備されたコミュニティ道路への店舗利用客の車の流入	地元住民と衣料品量販店	H 15. 6. 建築工事着工 H 15. 9. 建築工事竣工 H 15.10. 店舗開店 H 15.11.13 衣料品量販店と市関係部局との話し合い	まち再興協議会を中心に店舗と協議中	
	建設予定の収益マンション建設反対	土地所有者と近隣住民	H 16. 3. 継続中	近隣住民の理解が得られるよう調整が図られている。	

市町名	紛争等の内容	当事者	経緯	現在の状況	結果
伊丹市 宝塚市	震災復興として区画整理事業の施行をすべく、地元に対し説明会やヒアリングを実施したところ、事業実施により自宅再建が遅れること、道路、公園等公共施設の拡幅整備による減歩率の問題により、反対意見が多く出され、事業化を検討する審議会では、多数の地権者が押しかけ混乱する事態となった。	市、地元地権者		自宅等の再建は概ね完了しており、土地区画整理事業は区域の見直しを行い、都計決定、事業認可を受け施行着手した。	土地区画整理事業は区域の見直しを行い、都計決定、事業認可を受け施行着手した。
北淡町	震災復興土地区画整理事業における事業の白紙撤回	住民団体	H7. 3. 17幹線道路の都市計画決定及び区画整理事業の区域の都市計画決定から反対活動が始まる。	住民団体としての団体活動は弱体化している。	

#### 設問5 住民の意見・苦情等

市町名	内容	時期	場所	主体
神戸市	伝統的建造物として指定されていた(現在は解除)建物が震災で全壊し、放置されており、敷地周囲の塀が倒壊しそうな状況になっている。	平成15年7月	中央区北野町	近隣住民
芦屋市	大正初期に建てられた洋館が震災で全壊し、所有者のマンション分譲会社は震災での損傷も激しく、即、解体を計画したが、市民団体が移築保存をもとめ、「市民トラスト」運道等を展開した。建物は解体されたが、解体した部材を保存することとなった。	平成9年	伊勢町	市民団体
宝塚市	都市景観形成地域内の建築の制限に関する意見 市景観条例により、都市景観形成地域に指定し、景観形成基準を定めた地区において、被災建物の再建に際して、緊急性や経費負担の増大から、同基準の適用除外を求める意見が多く寄せられた。	平成7年	小浜地区	都市景観形成地域内住民

<資料 2> 地区別景観の現況（1997年、2004年）

1997年、「景観復興マスタープラン」づくりの基礎調査として、復興市街地の実態調査を行った。この対象地区を2004年6、7月に再び調査した。以下に景観の現況および変化とその特徴を示す。

○神戸、阪神地域

神戸市長田区 房王寺周辺地区

神戸市須磨区 離宮道周辺地区

神戸市灘区 楠丘周辺地区

芦屋市 南宮北地区

西宮市 安井地区

○淡路地域

北淡町 富島地区

一宮町 江井地区

一宮町 郡家地区

津名町 志筑地区

一宮町 尾崎地区

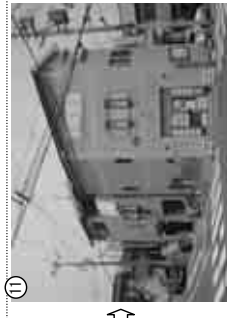
東浦町 仮屋地区

神戸・阪神地域 ①神戸市長田区 房王寺周辺地区



【景観の変容】

(震災5年後) □ (震災10年後)



【地区の概要】

当地区は、神戸市長田区の北部に位置している。傾斜のきつい地形に木質住宅や小規模な戸建住宅が密集した住宅市街地を形成してきた地区である。

【被災の状況】

大半が「中程度の損傷」「全壊・大破」となっており、震災の被害は大きかった。

【景観の現状と問題点】

<まちなみ>

- \* 瓦屋根の建物にかわって、プレハブ風住宅が増加している。
- \* 敷地一杯を使って建て替えるもの(写真⑩)、前庭部分に駐車スペースを設けるもの(写真⑥)、1階部分に駐車スペースを確保する建物が多く見られる(写真⑦⑨⑩)。

- \* 高彩度の色彩を使用した住宅も建てられている(写真⑥)。
- \* 5年前まで更地だった敷地に、新しく建物が建てられている(写真⑩)。中層マンションやタウンハウス型の共同住宅も建てられている(写真⑦)。

<空地>

- \* 放置されたままの空地も未だ多く残っており、その多くが雑草で覆われている。門を残し空地となっているものも見られた(写真③)。

- \* 鉢植えが置かれているもの、畑として利用されているものも見られた(写真②)。

- \* 依然として駐車場利用も多い(写真④)。

<外構>

- \* 狭小敷地においては、植栽が難しいこともあり、前面道路に鉢植え等が置かれている(写真①)。

- \* 1階部分に駐車スペースを確保する場合、接道部分への植栽等が施されていない(写真⑦⑨⑩)。

- \* 無機質なブロック塀が増加している。中には仮設的なトタンの塀のものも見られた(写真⑤)。

- \* 石積擁壁が壊され、1階駐車スペース型の住宅に建て替わっている(写真⑩)。

<地域景観の核>

- \* 祠が新しく建て替えられている(写真⑧)。

【特徴的景観】

神戸・阪神地域 ②神戸市須磨区 離宮道周辺地区



【景観の変容】

（震災5年後）

震災10年後



【地区の概要】

当地区は、神戸市須磨区の西部に位置している。緩やかな傾斜地に、姫小松が植えられた離宮道を中心にして、西部市街地を代表する良好な住宅地を形成してきた地区である。

【被災の状況】

大半が、「中程度の損傷」となっており、他地区に比べ、比較的震災の影響は小さかった。

【景観の現状と問題点】

<まちなみ>

\* 5年前には再建中であった建物が完成してきており、まちなみの変化が表れてきている (写真⑨⑩)。

\* お屋敷跡の大規模な敷地に、無機質なハコ型の中層マンションが増加している (写真⑪⑫)。

\* 空地であった場所に新しく建物が建てられている (写真⑬)。

\* 中には洋風デザインに戸建住宅もある (写真⑭)。

\* 前庭部分に駐車スペースを確保している (写真⑮)。

\* 角地に駐車スペースを確保しているものもある。

<空地>

\* 更地は少なく、マンションや戸建住宅の建設や駐車場整備といった何らかの形での更新が進んでいる。畑として利用されているものもある (写真⑯)。

<外構>

\* 屏越しの庭木の緑が特徴的であり、鉢植の道路への溢れ出しはあまり見られない (写真⑳㉑)。

\* 損壊した塀を和風塀で修復している (写真㉒)。

\* 震災前からの和風塀をうまく残して小公園が整備されている (写真㉓)。

\* 損傷した門・塀が、修復されないままの状態が残っている (写真㉔)。

\* 無表情なブロック塀・フェンスが増加している (写真㉕)。

\* 既存の和風の塀と隣接してフェンスが設けられている (写真㉖)。

<地域景観の核>

\* 地域を象徴する洋館 (登録文化財) が建っている (写真㉗)。

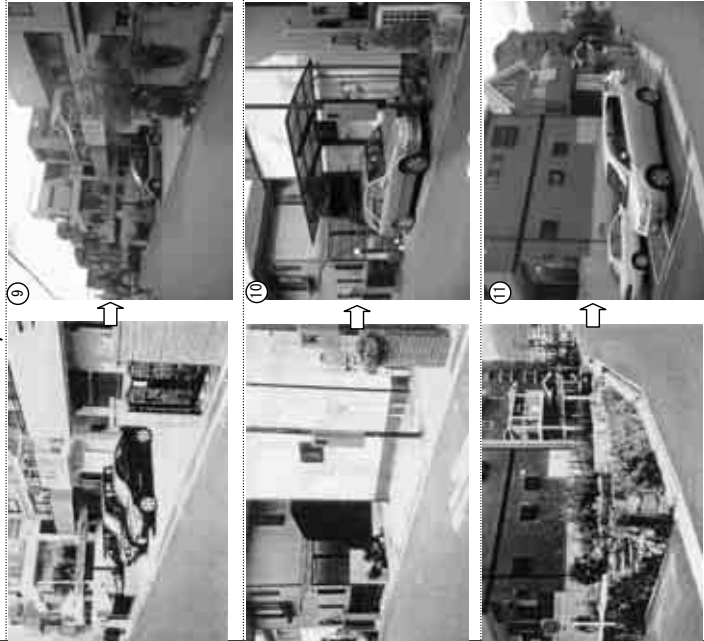
\* 離宮道沿いには姫小松が植えられている (写真㉘)。

【特徴的景観】

神戸・阪神地域 ③神戸市灘区 楠丘周辺地区



【景観の変容】 (震災5年後) (震災10年後)



【地区の概要】

当地区は、神戸市灘区の東端に位置している。緩やかな傾斜地に戸建住宅が密集した住宅街地を形成してきた地区である。

【被災の状況】

大半が「全壊・大破」となっており、震災の被害が大きかった地区である。その中でも地区北西部は、「軽微な損傷」が多く、比較的震災の被害が小さかったといえる。

【景観の現状と問題点】

<まちなみ>

- \* 瓦屋根の建物にかわって、スレート葺きのプレハブ住宅・3階建住宅が増加している。
- \* 前面に駐車スペースを確保する建物が多い (写真⑨⑩)。
- \* 現在も神戸市による弓の木住宅の解体撤去工事が進められている (写真⑦)。再建された市営弓の木住宅 (写真⑥)。
- \* 神学校跡に中層マンションが建設されている (写真⑥)。

<空地>

- \* 空地の駐車場化が進んでいる (写真④⑩)。

<外構>

- \* 鉢植の道路への溢れ出しが見られる (写真③⑨)。
- \* ガレージの整備が完了し、植栽も増えてきている (写真⑩)。
- \* 前面を駐車スペースとしている場合は植栽が増えていない (写真⑨)。

- \* 接道部に植栽が施されたガーデン駐車場も整備されている (写真④)。

- \* 既存樹木や石積を活用しているものもある (写真⑧)。

- \* マンションや市営住宅の敷地部分の植栽が大きく育っている (写真⑥)。

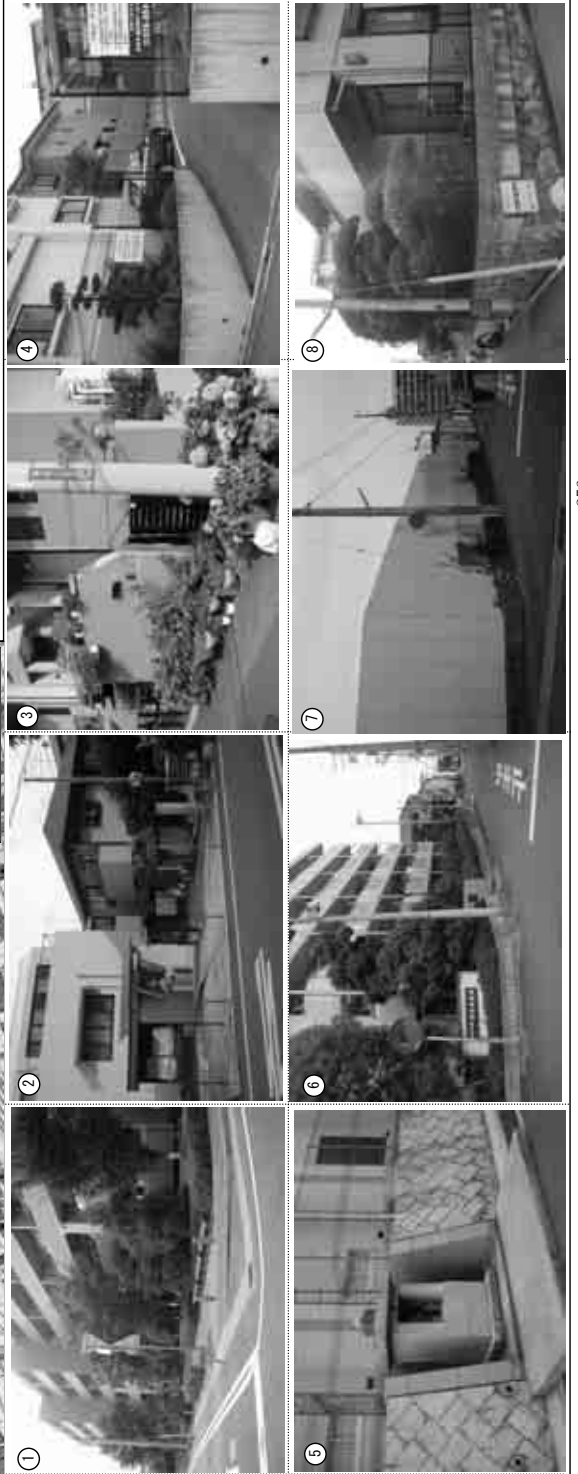
- \* 神学校跡の南側の石積擁壁が取り壊されマンションが建設の際に、神戸市開発指導要綱に基づく緑地広場が整備されている (写真①)。

- \* 石積が取り壊されて駐車場となっている (写真⑩)。

<地域景観の核>

- \* 北向地蔵の再建とあわせて小広場が設けられている (写真②)。

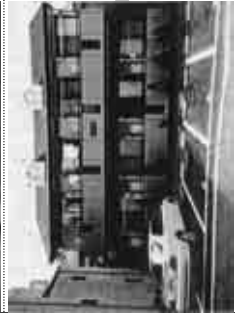
- \* 祠が中学校の塀に埋め込まれている (写真⑤)。



【特徴的景観】



【景観の変容】 (震災5年後) □ 震災10年後



【地区の概要】

当地区は、戦後の基盤整備で住宅建設が進んだ比較的新しいまちであり、文化アパート、ミニ開発による比較的狭小な住宅、マンションが混在する。地区西側の通り沿いには、小規模な商店が立地する。

【被災の状況】

もともと様々な規模や形式の住宅が混在していたこともあり、「外観上の被害なし」から「全壊・大破」まで様々な被災レベルの建物が混在している地区である。

【景観の現状と問題点】

<まちなみ>

\* 和風の建て替えがされているが、スレート葺きである。(写真②)。

\* 未だ仮設の建物が存在する (写真⑧)。

\* 旗竿敷地の玄関部分が連続している (写真⑨)。

\* 狭い区画道路沿いに中層住宅が両側に並び、部分的に高密度化している (写真④)。

\* 前庭部分に駐車スペースが確保されている (写真⑩)。

\* 空地に新たに建物が建てられてきている (写真⑨)。

<空地>

\* 未だ空地も残っており、駐車スペースとして利用されているものもある (写真③)。

<外構>

\* 植栽のスペースが設けられているが、緑が育っていない(写真①)。逆に、わずかな植栽スペースに成長した緑も見られる (写真⑥)。

\* マンションの足元部分などの植栽が大きく成長している (写真⑩)。

\* ブロック塀やフェンスが増加している (写真⑨)。

\* 敷地一杯に建物が建てられている (写真⑩)。そのため、敷地部分にわずかな植栽花壇を設けるものが多く見られる (写真①⑤)。

<地域景観の核>

\* 建て替えられた寺。写真手前は寺が経営する駐車場 (写真⑦)。

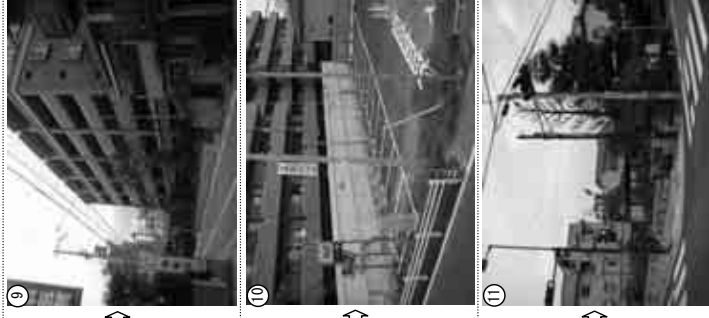
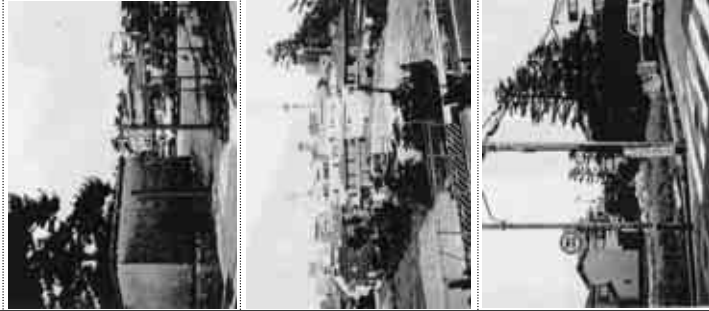
【特徴的景観】



【景観の変容】

（震災5年後）

（震災10年後）



【地区の概要】

当地区は、西宮市南部市街地の中心に位置する住宅中心の市街地である。震災直後から比較的大きな敷地に大規模マンションの建設が続発したため、高さ制限などを盛り込んだ地区計画を策定した地区である。

【被災の状況】

大半は、「全壊・大破」となっており、震災の被害が大きかった地区であるといえる。

【景観の現状と問題点】

<まちなみ>

- \* お屋敷跡地にマンション建設が進んでいる (写真⑨)。
- \* 瓦葺の和風住宅も建てられている (写真⑤)。
- \* プレハブ風住宅や洋風風住宅が増加している (写真③⑦)。
- \* ミニ開発も見られる (写真②)。
- \* 大規模な空地にマンションが建設されている (写真⑥⑨)。

<空地>

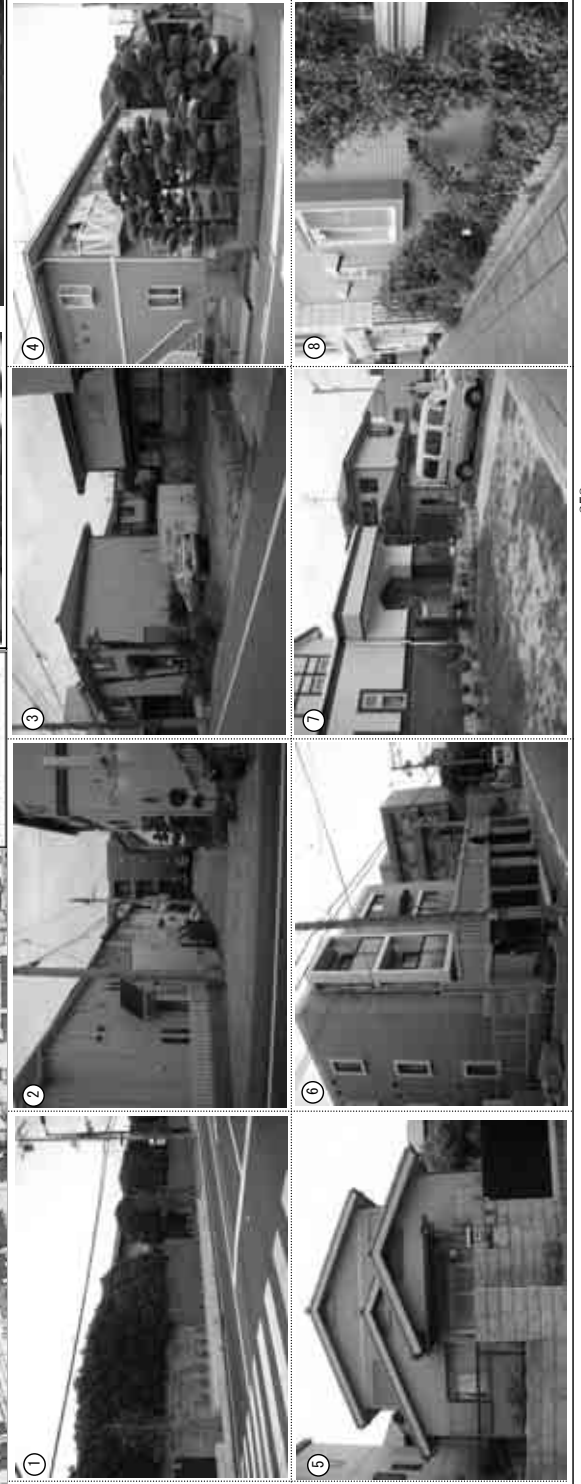
- \* 未だ空地も点在しており、中には物置や駐車スペースとして利用されているものもある (写真③)。
- \* 大規模な空地が駐車場として整備されている (写真⑩)。

<外構>

- \* お屋敷地の豊かな緑が残っている (写真①)
- \* 既存植栽を残した建て替えも行なわれている (写真④)
- \* 建石線沿いにはオープン外構も見られる (写真⑦)。
- \* 建物と敷地境界のわずかな隙間に植栽が育つ (写真⑧)。
- \* ブロック塀やフェンスが増加している (写真⑤)。
- \* マンション建設のために、お屋敷跡の和風の塀が取り壊されている (写真⑨)

<地域景観の核>

- \* 空地であった場所に、コミュニケーション型県土づくりモデル事業によって小公園が作られている (写真⑩)。



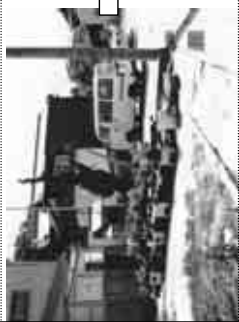
【特徴的景観】



浪路地域 ①北淡町 富島地区 (漁村集落地区)



【景観の変容】(震災5年後 ⇨ 震災10年後)



【地区の概要】

当地区は、淡路島北町の中部に位置している。北西を海に面し、海岸線に沿って弓状に広がる集落である。都市計画区域内であるため、区画整理事業が行われている。

【被災の状況】

半数以上が全壊または大破であり、他地区と比較しても被害が特に大きかった地区である。

【景観の現状と問題点】

<まちなみ>

\* 土地区画整理事業が施工中であり、新しく建てられた住宅と更地が非常に多く、まちなみの形成は依然として未熟なままである。(写真①)

\* 南北に通っていた路地も拡張されている。(写真②)

\* 再建住宅はほとんどがプレハブ風住宅であり、高彩度の外壁や三階建ての建物が目立つなど、集落の面影はなくなっている。(写真③④⑤) 特に通りに面した店舗併用住宅は、前面を駐車場スペースにし、三角屋根の洋風デザインを取り入れているものが多くとなっている。(写真⑥)

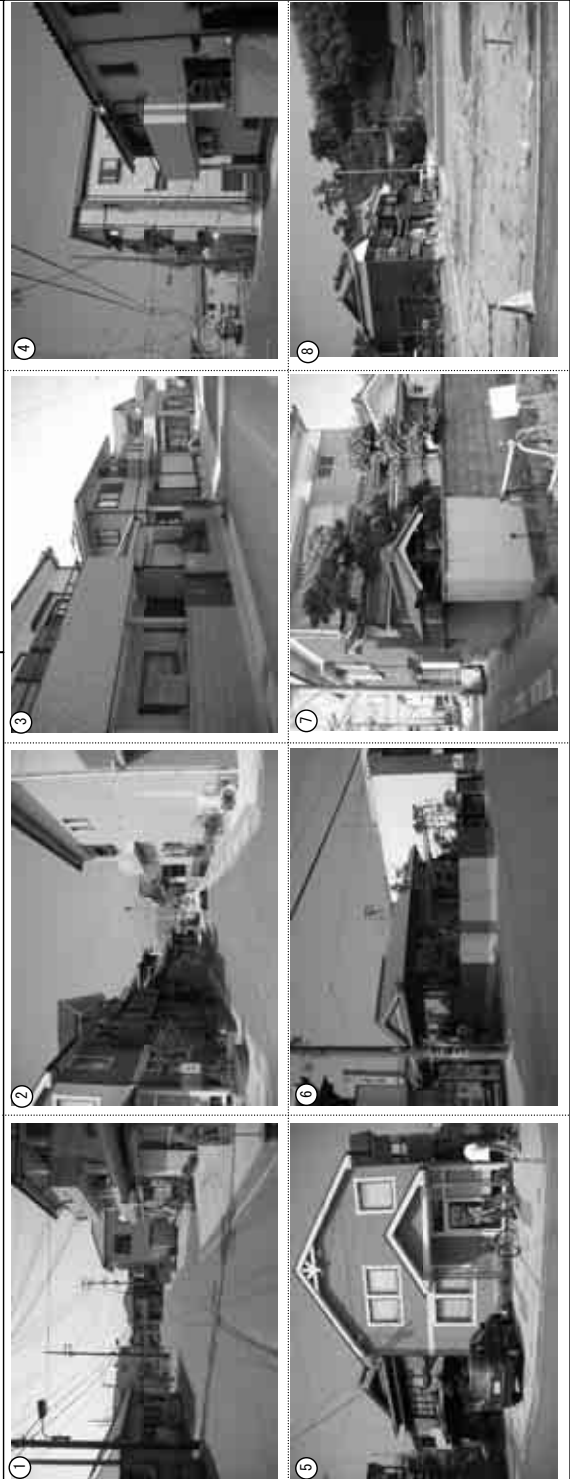
\* 数は少ないが、従来工法による再建住宅や(写真⑦)、既存の門および庭木を残している住宅(写真⑧)も見られる。

<空地>

\* 土地区画整理事業が施工中であるため、依然として更地が多いが、北淡町によって管理されている土地であるため、積極的な利用はみられない。(写真⑧)

<地域景観の核>

\* 地蔵とカイツカイブキは現在も祀られており、まちかどの景観を形成している。(写真⑨)



【特徴的景観】

浪路地域 ②一宮町 江井地区 (漁村集落地区)



【景観の変容】(震災5年後 □震災10年後)

【地区の概要】

当地区は、一宮町の西部に位置している漁村集落である。集落は北側を海に面して東西に弓状に広がり、南北に露地が数多く通っている。

【被災の状況】

約半数は外観上の被害が見られなかったが、全壊または大破した家屋も多く、被害が二極化した地区である。

【景観の現状と問題点】

<まちなみ>

- \* 再建はほぼ完了している。プレハブ工法的な再建が多い他地区に比べて、従来工法による再建住宅が多い。(写真④)
- \* 瓦葺きの傾斜屋根が多く見られる。古いものから新しいものまで、瓦の色彩や形状が多様であり、統一感の中にも多様性のある瓦葺き屋根が形成されている。(写真①)
- \* 線香の産地として有名な当地区では、線香工場が多く存在するが、伝統的な乾燥小屋(べかこ)ではなくプレハブ倉庫として再建されている。(写真②)

\* 古い伝統的な住宅でも、きれいに改修されて現存しているものもある。(写真③)

\* 従来工法により再建され、建物は伝統的な形態であるが、敷地前面に駐車スペースを確保しており、周囲の古い住宅の街並みの中で異質な敷地空間となっている。(写真④)

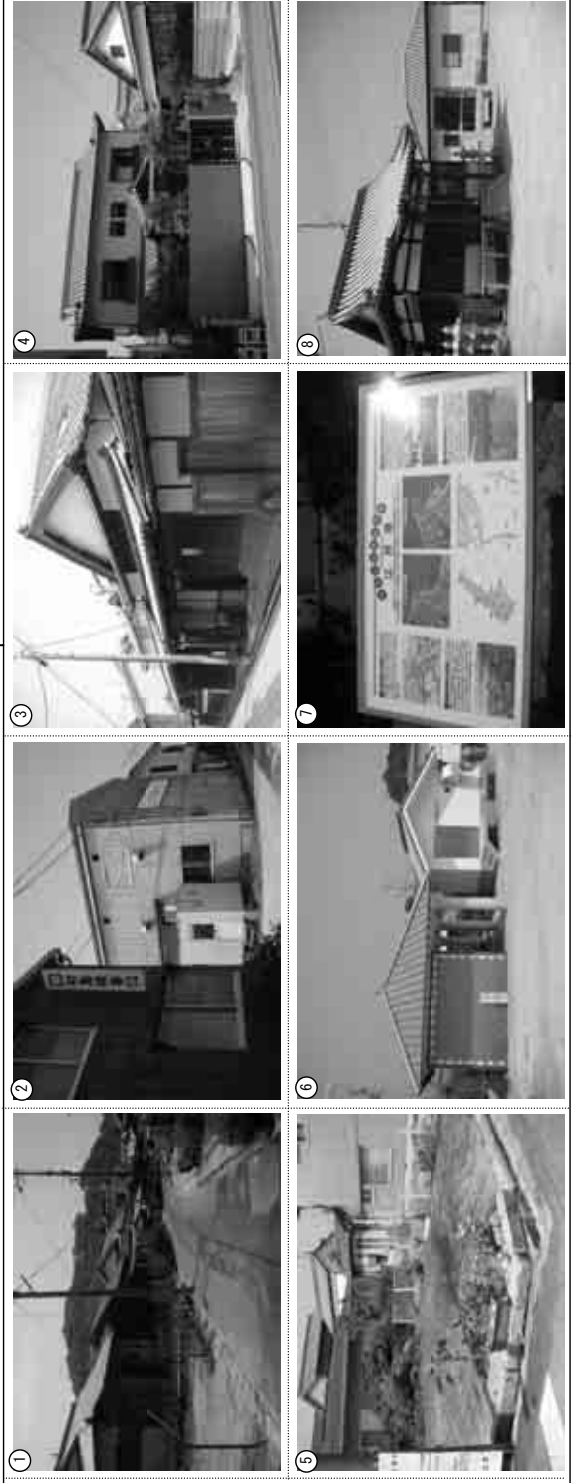
<空地>

\* 残り少ない空地の中には、植木鉢と石を敷地角にレイアウトして、まちかどの景観形成の工夫が見られるところもある。(写真⑤)

<地域景観の核>

- \* 防災公園の施設は瓦葺で傾斜屋根であり、地域景観の形成に配慮されている。(写真⑥)
- \* 地域の歴史を伝える案内板が、道端に設置されている。(写真⑦)

\* 神社境内には、地域集会所が建設され、新しい灯籠が並んでいる。(写真⑧)

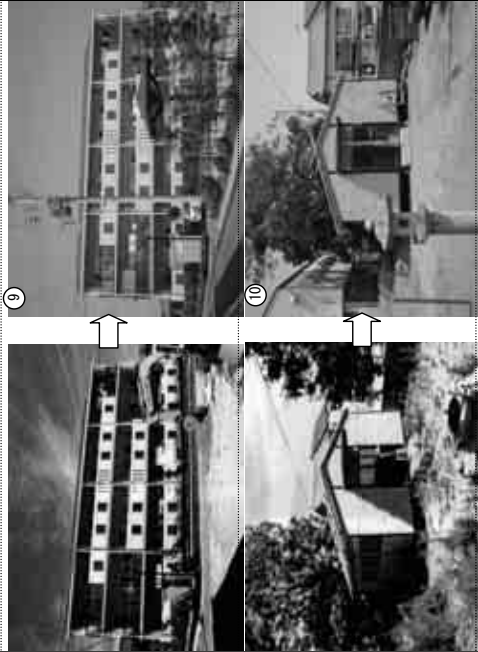


【特徴的景観】

淡路地域 ③一宮町 群家地区 (漁村集落市街地)



【景観の変容】(震災5年後 〇) 震災10年後



【地区の概要】

当地区は、淡路島一宮町の西部に位置している。北西に面した海に流れ込む川の河口に形成された漁村集落である。

【被災の状況】

集落の南西に分布する小規模家屋を中心に、全壊または大破するなどの大きな被害を受けた。

【景観の現状と問題点】

<まちなみ>

\* 集落の中心を通る道路が拡幅され、沿道に新しい住宅が並ぶ。更地が多く、オープン外構の住宅が多いことから、建築の連なりとしてのまちなみを形成するには至っていない。(写真①②)

\* 再建住宅の多くはプレハブやRCなどの新工法で建てられているが、屋根は瓦葺が多い。(写真①⑥) コミュニティ住宅も屋根は瓦葺である。(写真⑨)

<外構>

\* 庭を囲む塀は再建されず、既存の庭木を活用したり、新たに伝統的なデザインテールを設置するなど、新旧混合の外構デザインが見られる。(写真②③)

\* 町営コミュニティ住宅の外構に、震災で倒壊した伊弉諾神宮の大鳥居がモニュメントとして設置されており、街角の景観を形成している。(写真④)

<空地>

\* 依然として空地が多く、畑として利用されているものもあるが(写真⑤)、ひょうごグリーンネットワーク事業によってポットパークとして整備されたものもある(写真⑥⑩)。

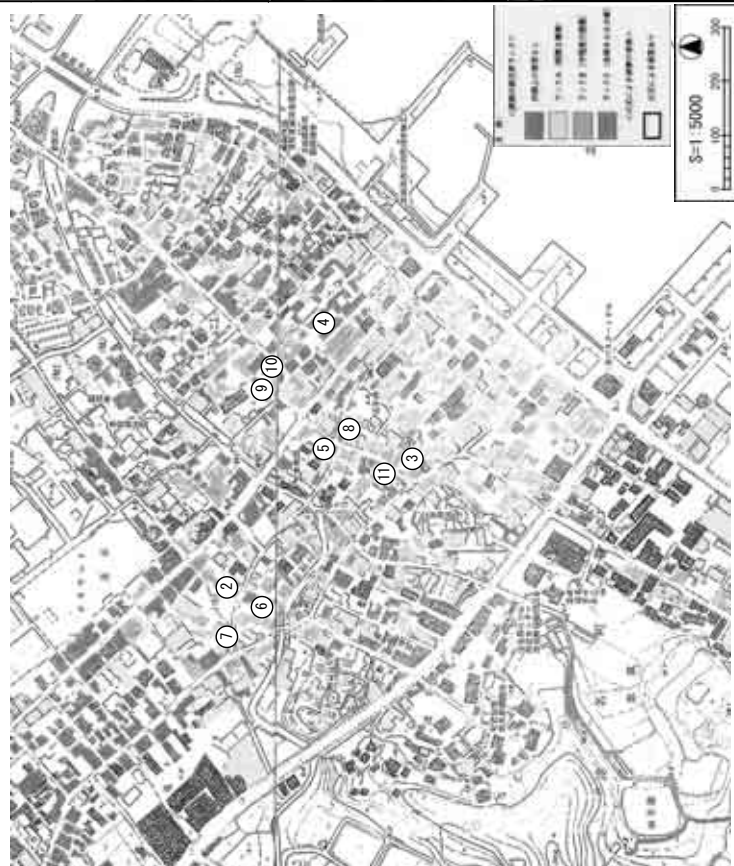
<地域景観の核>

\* 村の神社は、本殿が再建されたところと、依然として仮設のところがある。常夜灯を改修したり灯籠を新設するなど、段階的ではあるが付属設備の整備が進められている。(写真⑦⑧⑩)

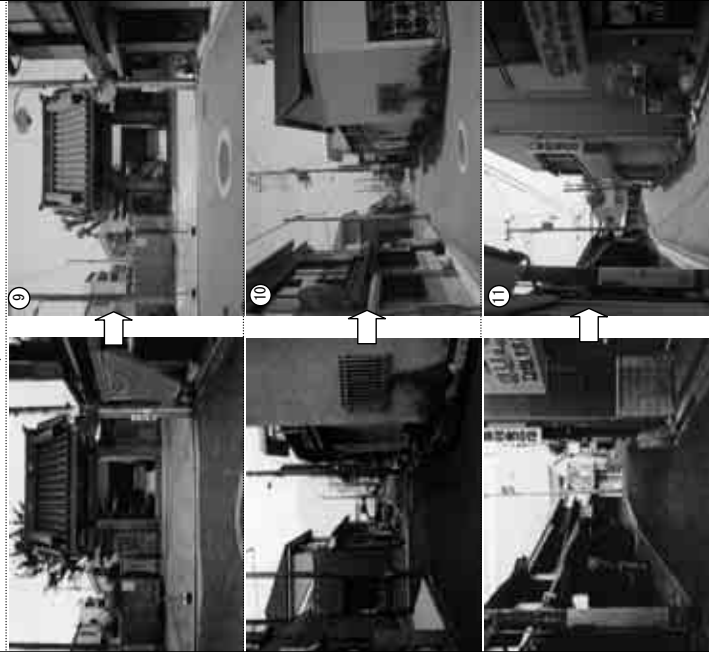


【特徴的景観】

淡路地域 ④津名町 志筑地区 (漁村集落市街地)



【景観の変容】(震災5年後 □震災10年後)



【地区の概要】

当地区は、淡路島津名町の東部に位置している。津名町の町役場などが立地する中心地に近接しており、市街地に囲まれた漁村集落である。

【被災の状況】

軽微な損傷から全壊まで、ほとんどの家屋が被害を受けた地区である。

【景観の現状と問題点】

<まちなみ>

\*昔ながらの曲がりくねった道に沿って、再建されたプレハブ風の住宅が立ち並んでいる。プレハブ風の再建住宅が多い。(写真①⑩)

\*凹凸が少なく無機質なプレハブ風住宅が目立つ中、伝統的屋根の造形を取り入れて再建した「新和風デザイン」の住宅も見られる。(写真②)

\*古いたたずまいを残す町家が見られるが、現在店舗は営業しておらず、ひっそりとしている(写真③)。一方、古くからの呉服屋が、店構えを新たに営業を続けている。(写真④)

\*依然として放置されている被災住宅も存在する。(写真⑥)

<空地>

\*放置されたままの空地もまだまだ多く残っており、その多くに井戸が見られる。花壇を配置してきれいに管理されているものもあれば、既存の庭木とともに放置され、荒れている井戸もある。(写真⑤)

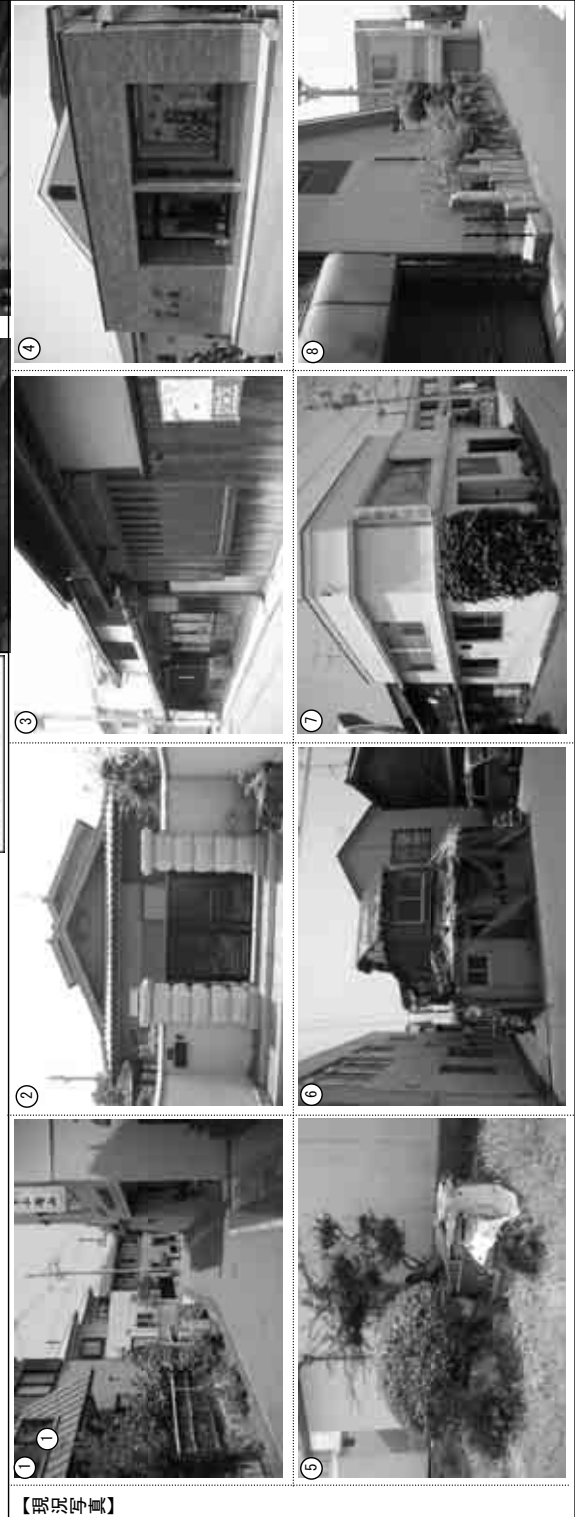
<外構>

\*外構スペースがほとんどない住宅が多いが、街角のポイントに生垣を配するよう工夫しているもの(写真⑦)や、隣材となった石を活用して植栽のための空間を確保しているもの(写真⑧)もある。

\*5年前に再建された当時は何もないブロック塀の無機質な玄関先であったが、植木鉢を並べたり自転車を駐輪するなどして、生活感のある景観が形成されつつある。(写真⑨⑩)

<地域景観の核>

\*寺の門は立派に再建され、地域景観の核となっている。(写真⑨)



【現況写真】

波路地域 ⑤一宮町 尾崎地区 (漁村集落地区)



【景観の変容】(震災5年後 □)震災10年後



【地区の概要】

当地区は、淡路島一宮町の北部に位置している。西を海に面し、海岸線に沿って集落が広がる。

【被災の状況】

外観上の被害が見られなかった家屋が多く、比較的被害が少なかった地区である。

【景観の現状と問題点】

<まちなみ>

\*緩やかな斜面地であるため、宅地レベルで多様に造成されており、石積みやコンクリートなどの擁壁が特徴的な景観となっている。(写真①②③④⑥)

\*自然石の擁壁とコンクリートの用壁が隣接したり、従来工法の瓦葺り母屋住宅とプレハブ風住宅が隣接するなど、デザインや素材感などの調和が図られていない。(写真②③)

<空地>

\*空地が多く残るが、畑や花壇として積極的に利用されている空地も見られる。(写真④⑥)

<外構>

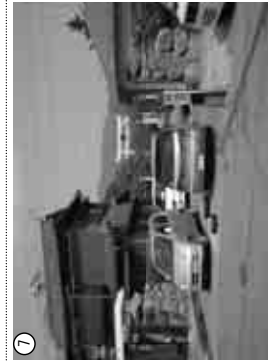
\*倒壊したまま放置されている空地の石積み擁壁(写真①)

\*住宅の再建は従来工法で行っているが、外構はコンクリートで造成している。(写真⑤)

<地城景観の核>

\*神社の本殿が本格的に再建され、集落景観の核となっている。(写真⑨) しかし、境内前を横切る国道の拡幅により、参道空間が分断され、かつて常夜灯が設置されていた参道入り口は、駐車スペースとなっている。(写真⑦) その向かいにある空地は、周辺住民によって花壇が手入れされており、新しい集落景観の核を形成している。(写真⑧)

\*神社の境内には、倒壊した構造物の石が放置されている。(写真⑧)



【特徴的景観】

淡路地域 ⑥東浦町 仮屋地区 (漁村集落市街地)



【景観の変容】(震災5年後 □ 震災10年後)

【地区の概要】

当地区は、淡路島一宮町の西部に位置している。北西に面した海に流れ込む川の河口に形成された漁村集落である。

【被災の状況】

おおむね外観上の被害が見られないまたは軽微な損傷を受けたであり、被害の少なかった地域である。

【景観の現状と問題点】

<まちなみ>

\* 色彩や意匠など、デザインが類似したコミュニティ住宅が多数建設されている。(写真①)

\* 工場生産の壁板を用いた箱型の再建住宅(写真②)

<空地>

\* 広い空地の一部を畑として利用している。(写真③)。

<外構>

\* 従来工法の住宅の前面に駐車スペースが確保されている。(写真④)

<地域景観の核>

\* だんじり小屋を併設した公民館。寄棟の瓦屋根が地域景観の核となっている。(写真⑤)

\* 従来工法による瓦屋根住宅が連なり、辻の景観を構成している。(写真⑥)



【特徴的景観】